

第2次射水市環境基本計画

参考資料

平成29年11月24日

目次

第Ⅰ章 環境分野別の現況と課題	1
第ⅰ節 生活環境.....	1
第ⅱ節 自然環境.....	17
第ⅲ節 快適環境.....	20
第ⅳ節 循環型社会	21
第ⅴ節 地球環境.....	24
第ⅵ節 環境保全活動.....	26
第Ⅱ章 環境に対する市民等の意識	27
第ⅰ節 市民の環境施策に対する意識.....	27
第ⅱ節 国民の環境問題に対する意識.....	47
第Ⅲ章 環境施策の検証	59
第ⅰ節 環境政策の動き.....	59
第ⅱ節 第1次基本計画の評価.....	66

第 I 章 環境分野別の現況と課題

第 i 節 生活環境

1 大気環境

■ 大気環境に係る現状（これまでの取組状況）

- ・大気環境の指標としては、二酸化硫黄や二酸化窒素等について環境基準が定められています。
- ・大気環境の観測については、一般環境観測局及び自動車排出ガス観測局で実施しており、市内には一般環境観測局が 3 箇所（新湊三日曾根（調査機関_県）、新湊海老江（同_県、市）、小杉太閤山（同_県）、自動車排出ガス観測局が 2 箇所（小杉鷺塚（同_県）、小杉下条（同_県））設置されています。
- ・一般環境観測局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダント濃度を常時測定しています。また、微小粒子状物質（PM2.5）については、三日曾根、太閤山の 2 箇所ですべて常時監視を実施しています。（平成 29 年度当初現在）
- ・自動車排出ガス観測局では、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を常時測定しています。
- ・大気汚染に関する過去 5 年間の公害苦情受理件数は、0～1 件/年となっています。

【観測局の位置】



【一般環境観測局】

① 二酸化硫黄

- ・二酸化硫黄については、一般環境観測局の 3 箇所全てにおいて、過去 5 年間*の年平均値は、ほぼ横ばいに推移しており、短期的評価及び長期的評価ともに環境基準を達成しています。全体として、昭和 60 年前後をピークに、減少（改善）傾向が続いています。
 - ・一酸化炭素については、自動車排出ガス観測局（小杉鷺塚）において、過去 5 年間*の年平均値は、ほぼ横ばいに推移しており、長期的評価による環境基準を達成しています。
- （*過去 5 年間とは平成 24 年度～28 年度）

① 年度別推移(年平均値) (単位:ppm)

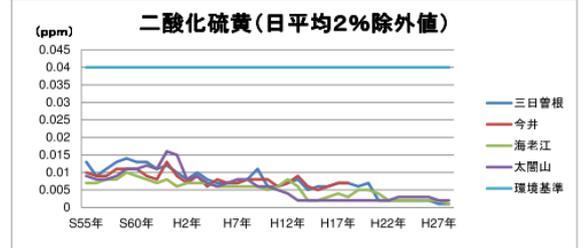
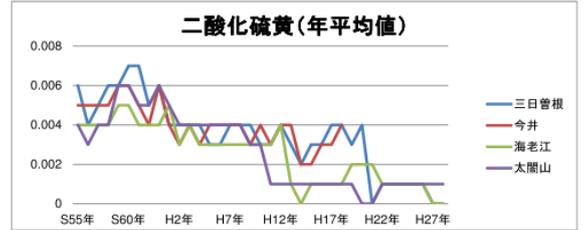
観測局名	H24	H25	H26	H27	H28
三日曾根	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000
海老江	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000
太閤山	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

② 環境基準の達成状況 (単位:ppm)

観測局名	項目:1日平均値の2%除外値 基準:0.04ppm以下であること					短期的評価による 適(O)、否(X)					長期的評価による 適(O)、否(X)				
	H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28
三日曾根	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
海老江	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
太閤山	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1 短期的評価による適(O)とは、1日平均値がすべての有効測定日(1日20時間以上の測定が行われた日をいう。)で0.04ppm以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において0.1ppm以下であることをいう。

2 長期的評価による適(O)とは、年間における1日平均値のうち測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最大値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないことをいう。



② 二酸化窒素

- 二酸化窒素については、一般環境観測局の3箇所全てにおいて、過去5年間*の年平均値は、ほぼ横ばいに推移しており、長期的評価による環境基準を達成しています。全体として、平成7年頃をピークに、減少(改善)傾向が続いています。
 - また、自動車排出ガス観測局の2箇所全てにおいても、過去5年間*の年平均値は、ほぼ横ばいに推移しており、長期的評価による環境基準を達成しています。
- (*過去5年間とは平成24年度~28年度)

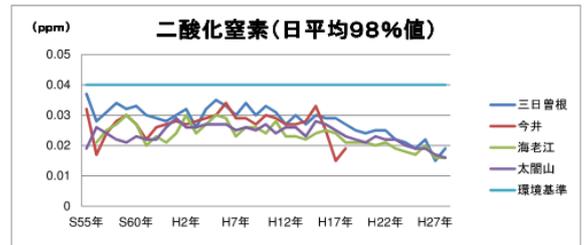
① 年度別推移(年平均値) (単位:ppm)

観測局名	H24	H25	H26	H27	H28
三日曾根	0.007	0.007	0.007	0.005	0.006
海老江	0.007	0.006	0.007	0.006	0.006
太閤山	0.009	0.008	0.009	0.007	0.007

② 環境基準の達成状況 (単位:ppm)

観測局名	項目:1日平均値の98%値 基準:0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること					長期的評価による 適(O)、否(X)				
	H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28
三日曾根	0.021	0.019	0.022	0.015	0.019	○	○	○	○	○
海老江	0.018	0.017	0.020	0.016	0.016	○	○	○	○	○
太閤山	0.020	0.019	0.019	0.017	0.016	○	○	○	○	○

注1 長期的評価による適(O)とは、年間における1日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる値が、0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であることをいう。



③ 浮遊粒子状物質濃度

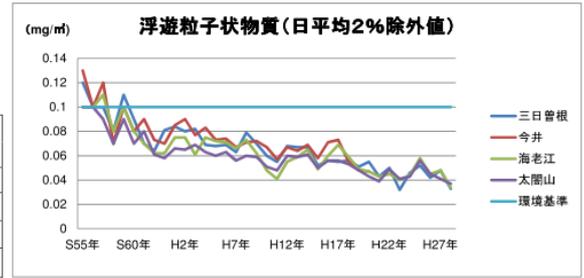
- 浮遊粒子状物質濃度については、一般環境観測局の3箇所全てにおいて、過去5年間*の年平均値は、ほぼ横ばいに推移しており、短期的評価及び長期的評価ともに環境基準を達成しています。全体として、昭和60年前後までは環境基準を達成できない場合もありましたが、それ以降は環境基準を達成し、減少(改善)傾向が続いています。
 - また、自動車排出ガス観測局の2箇所全てにおいても、過去5年間*の年平均値は、ほぼ横ばいに推移しており、短期的評価及び長期的評価ともに環境基準を達成しています。
- (*過去5年間とは平成24年度~28年度)

① 年度別推移(年平均値) (単位:mg/m³)

観測局名	H24	H25	H26	H27	H28
三日曾根	0.017	0.016	0.017	0.016	0.014
海老江	0.015	0.017	0.016	0.016	0.013
太閤山	0.016	0.018	0.017	0.017	0.019

② 環境基準の達成状況 (単位:mg/m³)

観測局名	項目:1日平均値の2%除外値 基準:0.10mg/m ³ 以下であること					短期的評価による 適(O)、否(X)					長期的評価による 適(O)、否(X)				
	H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28
	三日曾根	0.046	0.052	0.042	0.048	0.033	O	O	O	O	O	O	O	O	O
海老江	0.044	0.058	0.045	0.048	0.034	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O
太閤山	0.043	0.056	0.045	0.041	0.037	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O



注1 短期的評価による適(O)とは、1日平均値がすべての有効測定日(1日20時間以上の測定が行われた日をいう。)で 0.1mg/m³以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において 0.2mg/m³以下であることをいう。
 注2 長期的評価による適(O)とは、年間における1日平均値のうち測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最大値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が 0.10mg/m³を超える日が2日間以上連続しないことをいう。

④ 微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度

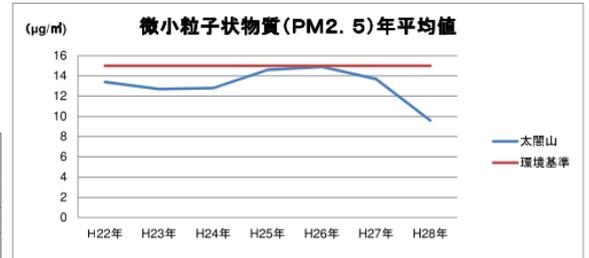
- ・微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度の市内の観測局は太閤山の1箇所のみです。(*三日曾根はH28以降)
- ・太閤山での観測結果については、年平均値(長期基準)は、環境基準を達成していますが、日平均(短期基準)は、平成25年度以降、未達成が続いています。年平均値の過去5年間*の推移を見ると、平成26年度をピークに改善(濃度低下)の傾向となっています。
 (*過去5年間とは平成24年度~28年度)

① 年度別推移(年平均値) (単位:µg/m³)

観測局名	H24	H25	H26	H27	H28
太閤山	12.8	14.6	14.9	13.7	9.6

② 環境基準の達成状況 (単位:mg/m³)

観測局名	項目:1日平均値の98パーセント タイトル値(µg/m ³) 基準:35µg/m ³ 以下であること					短期的評価による 適(O)、否(X)					長期的評価による 適(O)、否(X)				
	H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28
	太閤山	34.7	42.3	38.7	37.3	22.9	O	X	X	X	X	O	O	O	O



注1 短期基準による適(O)とは、年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値が、35µg/m³以下であることをいう。
 注2 長期基準による適(O)とは、1年平均値が15µg/m³以下であることをいう。

- ・国では、健康影響が出現する可能性が高くなると予想されるPM2.5の濃度水準を「日平均値70µg/m³超過」と定め、「注意喚起のための暫定的な指針」を取りまとめています。県では、この指針に基づき、国の基準よりも厳しく、より安全側に立った独自の基準を定め、注意喚起を行うこととしており、県基準に基づき注意喚起されたのはこれまでに2回あり、いずれも太閤山においてでした。

[環境基準](環境基本法第16条第1項に基づく人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準)

- ・年平均値 15µg/m³以下 かつ 日平均値 35µg/m³以下

[県の注意喚起の判断基準]

(1) 午前中の早めの時間帯での判断

区 分	判断基準
A 日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過を予想	3時間平均値 (AM 5時、6時、7時の1時間値を局別に平均) の中央値が85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過
B 日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過のおそれ	3時間平均値が1局でも85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過

(2) 午後からの活動に備えた判断

区 分	判断基準
A 日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過を予想	8時間平均値 (AM 5時から12時の1時間値を局別に平均) が1局でも80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過
B 日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過のおそれ	8時間平均値が1局でも70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過

注1 「日平均値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合 (A)」とは、国が示す判断基準を超過した場合をいいます。
 注2 「日平均値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるおそれがある場合 (B)」とは、国が示す判断基準には達していないが、県独自の基準 (国の基準よりも厳しく、より安全側に立ったもの) を超過した場合をいいます。

[過去2回の注意喚起の実施状況]

実施日時	判断に使った値等	日平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
平成26年2月26日 12時15分	小杉太閤山: 78 $\mu\text{g}/\text{m}^3 > 70\mu\text{g}/\text{m}^3$ (8時間平均値)	79.6 (小杉太閤山)
平成26年2月27日 7時15分	小杉太閤山: 87 $\mu\text{g}/\text{m}^3 > 85\mu\text{g}/\text{m}^3$ (3時間平均値)	55.8 (小杉太閤山)

※ 8時間平均値とは、午前5時から12時までの1時間値を局別に平均したものの。
 ※ 3時間平均値とは、午前5時、6時、7時の1時間値を局別に平均したものの。

⑤ 光化学オキシダント濃度

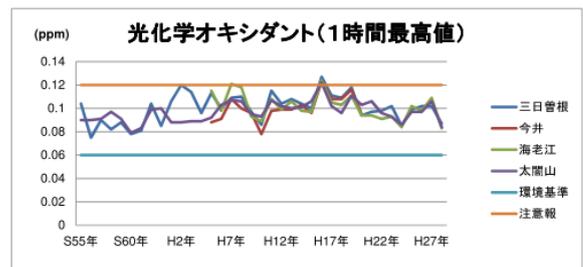
- 光化学オキシダントは、工場や自動車から排出された物質 (窒素酸化物や揮発性有機化合物など) が太陽光 (紫外線) により光化学反応を起こすことにより発生し、濃度が高い状態が続くと目や喉に刺激を与えることがあります。
- 光化学オキシダント濃度については、高温無風の晴天時に環境基準値を超過することが多く、昼間の観測時間に対する環境基準 (1時間最高値が0.06ppm以下) を超過した時間の割合は、過去5年間*に、三日曾根では5.9~8.0%、海老江では4.4~8.6%、太閤山では2.6~6.7%となっています。
 (*過去5年間とは平成24年度~28年度)

① 年度別推移 (年平均値) (単位: ppm)

観測局名	H24	H25	H26	H27	H28
三日曾根	0.035	0.033	0.034	0.035	0.035
海老江	0.036	0.033	0.035	0.037	0.036
太閤山	0.031	0.031	0.031	0.031	0.030

② 環境基準の達成状況

観測局名	項目: 1時間値の最高値 基準: 0.06ppm以下であること					1時間値が0.06ppmを超えない場合の割合 (%)				
	H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28
三日曾根	0.085	0.099	0.102	0.102	0.087	94.1	93.8	92.0	93.1	93.3
海老江	0.084	0.102	0.098	0.109	0.083	95.6	95.1	92.5	91.4	92.9
太閤山	0.086	0.097	0.097	0.106	0.084	96.4	94.7	93.3	94.3	97.4



注1 光化学オキシダント注意報: 1時間値が0.12ppmを超えた場合に発令
 警報: 1時間値が0.24ppmを超えた場合に発令
 重大警報: 1時間値が0.40ppmを超えた場合に発令

[自動車排出ガス測局]

⑥ 自動車排出ガス濃度

- 市内2箇所の自動車排出ガス観測局では、自動車排出ガス濃度 (一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等) について観測を行っています。2箇所のいずれもおいても、全ての調査項目について、環境基準を達成しています。

ア. 一酸化炭素

観測局名	項目：1日平均値の2%除外値(ppm)					1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続の有無					長期的評価による適(○)、否(×)				
	基準：10ppm以下であること														
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
小杉警塚	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
小杉下条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 測定は、非分散型赤外分析計を用いる方法による。

2 長期的評価による適(○)とは、年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最大値が10ppm以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないことをいう。

イ. 二酸化窒素

観測局名	項目：1日平均値の98%値					長期的評価による適(○)、否(×)				
	基準：0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること									
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
小杉警塚	0.026	0.022	0.021	0.024	0.021	○	○	○	○	○
小杉下条	0.027	0.028	0.028	0.026	0.030	○	○	○	○	○

注1 測定は、オゾンを用いる化学発光法による。

2 長期的評価による適(○)とは、年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる値が、0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であることをいう。

ウ. 浮遊粒子状物質

観測局名	項目：1日平均値の2%除外値(mg/m ³)					短期的評価による適(○)、否(×)					長期的評価による適(○)、否(×)				
	基準：0.10mg/m ³ 以下であること														
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
小杉警塚	0.043	0.047	0.069	0.045	0.051	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小杉下条	0.041	0.042	0.048	0.046	0.041	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1 測定は、β線吸収法によります。

2 短期的評価による適(○)とは、1時間値の1日平均値がすべての有効測定日(1日20時間以上の測定が行われた日をいう。)で0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において0.20mg/m³以下であることをいう。

3 長期的評価による適(○)とは、年間にわたる1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最大値が0.10mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないことをいう。

⑦ 大気汚染防止法に基づく届出施設の状況(平成27年度末現在)

ア. ばい煙発生施設

- ・大気汚染防止法に基づくばい煙施設の届出状況については、工場・事業場数が109件、発生施設が384施設となっています。県下では富山市、高岡市に次いで多く、施設数において県全体の約12%を占めています。

イ. 一般粉じん発生施設

- ・大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出状況については、工場・事業場数が22件、発生施設が132施設となっています。施設数において県全体の約11%を占めています。

ウ. 揮発性有機化合物(VOC)排出施設

- ・大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物(VOC)排出施設の届出状況については、工場・事業場数が1件、発生施設が1施設となっています。

エ. 石綿(アスベスト)除去工事等作業

- ・平成27年度の大気汚染防止法に基づく石綿(アスベスト)除去工事等作業の届出状況については、解体、改造・補修等の合計で20件であり、その内、立入検査を実施したのが5件となっています。

■ 大気環境に係る課題

- ・平成 28 年度の大気環境の測定結果では、大半の環境基準について達成していますが、環境基準の達成維持のみならず、大気環境の質的な向上に努めていく必要があります。
- ・微小粒子状物質（PM2.5）については、長期評価においては環境基準を達成し、年平均値は改善傾向にあるものの、日平均（短期基準）では、環境基準の未達成が続いています。ことから、県等の広域圏での連携を図りながら、実態の把握と対策の検討を進めていく必要があります。
- ・光化学オキシダントについては、これまで環境基準を達成しておらず、また直近の年最高値は漸増傾向にもあることから、その原因物質である揮発性有機化合物の排出削減を進める必要があります。県等と連携しながら、事業者の自主的な取組の促進に向けた支援等の措置を講じていく必要があります。
- ・今後、石綿（アスベスト）が使用されている建築物の解体工事等が増加すると見込まれることから、適正な除去に関する情報提供や意識啓発について取組を進める必要があります。

2 水環境

■ 水環境に係る現状（これまでの取組）

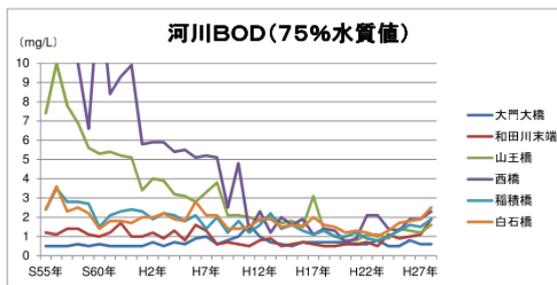
- ・水質環境の指標として、カドミウムや水銀等の人の健康に関連して定められた項目（健康項目）や、BOD（生物化学的酸素要求量）等の生活環境の保全に関連して水域の利用目的に応じて定められた項目（生活環境項目）等について、環境基準が定められています。
- ・水質汚染に関する過去 5 年間*の公害苦情受理件数は、9～12 件/年であり、典型 7 公害（大気、水質、土壌、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）の中で、最も多くなっています。
（*過去 5 年間とは平成 23 年度～27 年度）

① 河川における BOD

- ・BOD（生物化学的酸素要求量）とは水中の有機物が微生物の働きによって分解される際の消費酸素量ことであり、河川の有機汚濁を測る代表的な指標です。
- ・市内の 5 河川、11 箇所について、水質測定を実施しています。75%水質値で見れば、全ての測定箇所環境基準（河川 A 類型では 2 mg/l 以下、河川 B 類型では 3 mg/l 以下、河川 C 類型では 5 mg/l 以下）を達成しています。
- ・国の水生生物調査によれば、庄川（大門大橋付近）の水質階級は、最も清流であることを示す I* でした。（平成 27 年度 国土交通省（利賀ダム工事事務所））
（*水質階級__I（きれいな水）：ウズムシ類、カワゲラ類、ヒラタカゲロウ類）

① 年度別推移(75%水質値)

水域 類型	環境 基準	測定箇所	(単位:mg/L)					測定機関	河川名
			H24	H25	H26	H27	H28		
A	2以下	大門大橋	0.5	0.5	0.8	0.6	0.6	国交省	庄川
		新庄川橋	0.5	0.9	0.9	1.7	0.5	射水市	
A	2以下	柳橋	<0.5	0.8	<0.5	1.9	0.9	射水市	和田川
		末端	1.1	0.9	1.0	1.1	1.9	富山県	
C	5以下	山王橋	0.9	1.4	1.3	1.2	1.6	富山県	内川
		西橋	1.4	1.3	1.9	1.9	2.3	富山県	
A	2以下	小杉大橋	0.9	0.9	1.5	1.6	2.1	射水市	下条川
		稲積橋	1.0	1.3	1.6	1.5	1.9	富山県	
		片口橋	0.7	1.1	1.8	1.3	1.1	射水市	
		白石橋	1.3	1.7	1.8	1.9	2.5	富山県	
B	3以下	下久々江橋	1.5	-	-	-	-	射水市	新堀川



注1 75%水質値とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (n はデータ数) の値のことをいう。

注2 水域類型のA、B、Cは、水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)に示された河川の類型を示す。下条川は、平成22年4月1日からA類型に変更

[河川類型別環境基準]

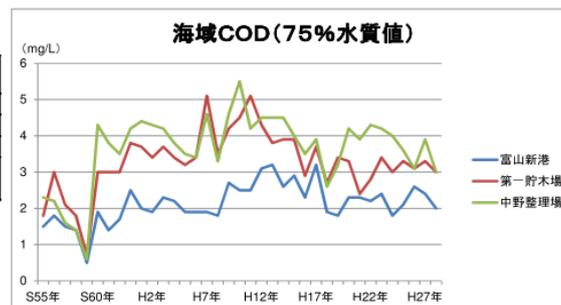
類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びE	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	-

② 海域における COD

- ・ COD (化学的酸素要求量) とは水中の有機物が酸化剤で分解される際に消費される酸素量のことであり、海及び湖沼の有機汚濁を測る代表的な指標です。
- ・ 市内の4つの水域、5箇所について、水質測定を実施しています。75%水質値で見れば、全ての測定箇所環境基準を達成しています。

① 年度別推移(75%水質値)

水域 類型	環境 基準	測定箇所	(単位:mg/L)					測定機関	河川名
			H24	H25	H26	H27	H28		
B	3以下	富山新港	1.8	2.1	2.6	2.4	2.0	富山県	富山新港
C	8以下	姫野橋	3.0	3.3	3.1	3.3	3.0	富山県	第一貯木場
C	8以下	中央	4.0	3.6	3.1	3.9	3.0	富山県	中野整理場
		東側(海童町)	2.3	0.9	2.0	1.7	1.8	射水市	富山湾
A	2以下	西側(海王町)	2.3	1.1	1.7	2.0	1.7	射水市	



注1 75%水質値とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (n はデータ数) の値のことをいう。

注2 水域類型のA、B、Cは、水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)に示された海域の類型を示す。

[海域類型環境基準]

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴、自然環境保全及びB以下	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びC	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

③ 地下水質

- 県では地下水の継続監視調査を実施しており、市内の黒河、大江の2地域では、ひ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が調査対象となっています。いずれの地域においても、各環境基準を達成していますが、一部で環境基準を超えていたことがあるため、測定箇所周辺には井戸水を飲用しないよう注意喚起しています。ひ素については、基準超過の要因は、自然由来によるものです。

① 年度別推移

(単位:mg/L)

環境基準	測定地域	H24	H25	H26	H27	H28	測定項目
10	黒河	N. D. ~3.1	0.1~3.7	0.1~2.8	0.2~2.1	N. D. ~1.9	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	大江	2.2	8.9	1.4	1.3	2.1	

注1 N.D.とは、定量限界(ひ素0.005mg/L、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素0.1mg/L)未満のことをいう。

④ 窒素・りん環境調査、下条川水域等に係る水質調査

- 庄川、和田川、内川、下条川、新堀川、西部主幹排水路、東部主幹排水路、富山新港の8河川9箇所ですべて全窒素・全りん調査を実施しています。河川の窒素、りんに関する環境基準はありません。
- また、下条川水域(下条川、娶川、新堀川の10箇所)、和田川水域(庄川、柳又川、親司川等の9箇所)、海域(海竜町、海王町の2箇所)の合計21か所で、PHやBOD等の水質調査を年2回(7月と11月)実施しています。平成28年度のBODについて見ると、環境基準(河川A類型では2mg/l以下、河川B類型では3mg/l以下)を達成していないのは4箇所、いずれも下条川水域となっています。

⑤ ため池に係る水質調査

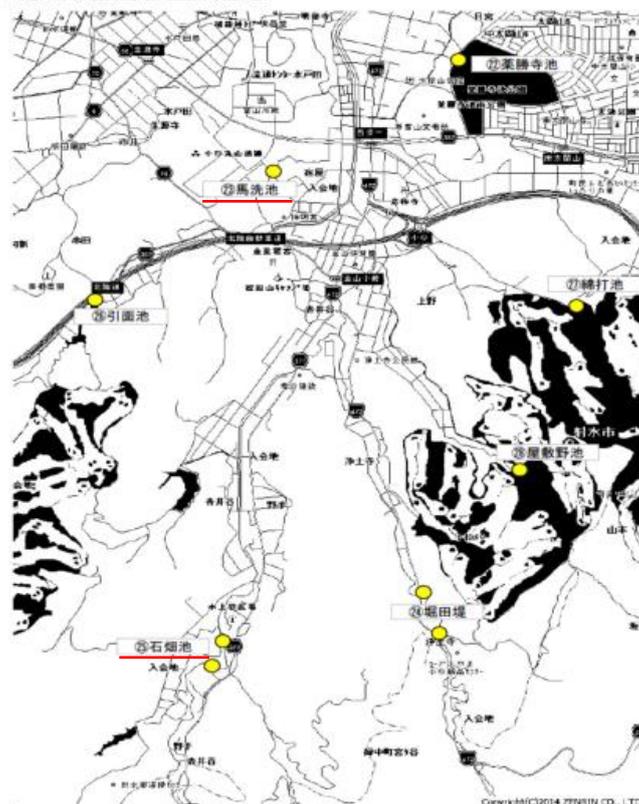
- 薬勝寺池、馬洗池、堀田堤、石畑池、引面池、錦打池、屋敷野池の7つのため池、9箇所ですべて水質調査を実施しています。ゴルフ場周辺の3箇所(引面池、錦打池、屋敷野池)は年2回(7月、11月)、その他は年1回(7月)を実施しています。平成28年度のCOD(科学的酸素要求量)について見れば、農業用水基準に基づく基準(6mg/l以下)に達しないのが4箇所であり、いずれも7月調査においてとなっています。

【参考】 水質調査位置図(下条川水域等・和田川水域等・海域)



* 赤下線が BOD 環境基準を達成していない地点

【参考】 水質調査位置図(溜池)



* 赤下線が COD 環境基準を達成していない地点

⑥ 産業廃棄物処分場周辺等の環境影響調査（平成 28 年度）

- ・市内の産業廃棄物処分場周辺に対する排水調査を、7 箇所 で年 4 回（5 月、8 月、10 月、12 月）実施しています。全ての調査箇所、全ての調査項目について、環境基準（水質汚濁防止法に基づく一律排出基準による）を達成しています。

⑦ 工場排水調査（平成 28 年度）

- ・市内の工場に対する排水調査を、7 箇所 で年 2 回（9 月、1 月）実施しています。全ての調査項目について、環境基準（水質汚濁防止法に基づく一律排出基準による）を達成しています。また、工場と個別に締結している協定値に関しても、全ての工場及び調査項目について達成されています。

⑧ ゴルフ場使用農薬に係る井戸水の水質検査（平成 28 年度）

- ・市内の 3 ゴルフ場（太閤山 C.C.、小杉 C.C.、高岡 C.C.）の 5 箇所 で年 2 回（5 月、11 月）、使用農薬に係る井戸水の水質検査を実施しています。全ての調査地点において、対象農薬の目標値（水質管理目標設定項目による）を達成しています。

⑨ 工場影響地下水水質検査及び「とやま名水」水質検査（平成 28 年度）

- ・広上工業団地周辺の地下水検査を年 2 回（7 月、1 月）、「とやまの名水」に指定されている誕生寺の水質検査を年 1 回（7 月）実施しています。いずれも、全ての調査項目で、基準値（水道法に基づく水質基準）を達成しています。

⑩ 生活排水対策

- ・本市では公共下水道及び農業集落排水を中心に生活排水処理を進めており、平成 28 年度末時点で、公共下水道は約 9 割が整備済、農業集落排水は整備済となっています。また、それらの区域外では合併処理浄化槽の設置を進めており、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽を合わせた全体の生活排水処理率は約 100%に達しています。

■ 水環境に係る課題

- ・公共用水域の環境基準を達成・維持していくため、また水質汚濁の拡大を未然に防止していくため、監視が必要とされる地域・地点での水質調査を、引き続き実施していく必要があります。
- ・水質環境は、おおむね良好ですが、環境基準未達成となっている箇所については、生活排水対策を主とした地域一体となった水質改善を更に進める必要があります。
- ・下水道については、面的整備はほぼ完了しているものの、水洗化率は 92.5%（平成 28 年度）にとどまっており、下水道未接続世帯に対する接続指導を徹底していく必要があります。また、管路等施設の老朽化が進んでいることから、適正な維持管理及びライフサイクルコストの軽減に向けた対策を進めていく必要があります。

3 騒音・振動

■ 騒音・振動に係る現状（これまでの取組）

- ・騒音規制法・振動規制法では、法で指定された規制地域（用途地域が定められている地域）内における工場・事業場の敷地境界での工場騒音・振動、特定建設作業騒音・振動及び自動車騒音・振動の規制基準を、区域及び時間帯ごとに定めています。本市における平成 27 年度末の特定施設の届出状況は、騒音規制法に基づくものが 127 工場・事業場、1,914 施設、振動規制法に基づくものが 58 工場・事業場、262 施設となっています。
 - ・過去 5 年間*の公害苦情受理件数は、騒音に関しては 3～8 件/年、振動に関しては 0～4 件/年となっています。
- (*過去 5 年間とは平成 23 年度～27 年度)

① 騒音

- ・騒音測定については、環境騒音として 3 地区 10 地点、交通騒音として 9 路線 9 地点、工場騒音として 6 工場 11 地点で測定しています。平成 28 年度では、全ての調査地点で昼・夜間のいずれの時間帯も基準を達成しています。なお、工場騒音については、各工場で基準値と同じもしくは厳しい協定値を設定しており、その協定値に対しても、全ての調査地点で達成しています。

(1) 環境騒音測定結果(平成28年度)

(単位:デシベル)

地区名	測定地点	用途区域(地域)	地域の 類型	昼間 [H28.10月測定] (6:00~22:00)		夜間 [H28.10~11月測定] (22:00~6:00)	
				測定結果	[基準値]	測定結果	[基準値]
				新湊地区	松木	調整区域	—
	庄西町	第一種住居	B	49	[55]	40	[45]
	西新湊	第一種中高層住居	A	53	[55]	38	[45]
	野村	調整区域	—	52	—	41	—
	片口高場	準工業	C	50	[65]	47	[60]
	七美中野	準工業	C	49	[60]	39	[50]
	射水町	第一種住居	B	54	[65]	40	[60]
小杉地区	太閤山	第一種低層住居専用	A	47	[60]	43	[55]
	三ヶ	第一種住居	B	44	[55]	43	[45]
大島地区	小島	第一種中高層住居	A	48	[55]	44	[45]

(2) 交通騒音測定結果(平成28年度)

(単位:デシベル)

路線名	測定地点	用途区域(地域)	区域の 区分	昼間 [H28.10月測定] (6:00~22:00)		夜間 [H28.10・11月測定] (22:00~6:00)	
				測定結果	[基準値]	測定結果	[基準値]
				市道港町善光寺線	西新湊	第一種住居	b
国道8号線	津幡江	調整区域	—	76	—	75	—
県道片口・牧野線	新片町	準工業	c	70	[75]	65	[70]
県道串田新・黒河線	南太閤山	第一種低層住居専用	a	69	[70]	64	[65]
国道472号線	橋下条	調整区域	—	72	—	69	—
県道富山戸出小矢部線	太閤山	第一種低層住居専用	a	63	[70]	60	[65]
市道大門針原線	八塚	第一種住居	b	71	[75]	70	[70]
県道富山・高岡線	小島	近隣商業	c	67	[75]	64	[70]
市道大島北野鷺塚線	小島	第一種中高層住居	a	67	[70]	62	[65]

② 振動

- ・振動については、交通騒音の測定と合わせ、9路線9地点で交通振動を測定しています。平成28年度においては、全ての測定地点で基準を達成しています。

(1) 交通振動測定結果(平成28年度)

(単位:デシベル)

路線名	測定地点	用途区域(地域)	区域の 区分	昼間 [H28.10月測定] (8:00~19:00)		夜間 [H28.10~11月測定] (19:00~8:00)	
				測定結果	[基準値]	測定結果	[基準値]
				市道港町善光寺線	西新湊	第一種住居	1種
国道8号線	津幡江	調整区域	—	44	—	45	—
県道片口・牧野線	新片町	準工業	2種	48	[70]	45	[65]
県道串田新・黒河線	南太閤山	第一種低層住居専用	1種	46	[65]	37	[60]
国道472号線	橋下条	調整区域	—	49	—	45	—
県道富山戸出小矢部線	太閤山	第一種低層住居専用	1種	35	[65]	51	[60]
市道大門針原線	八塚	第一種住居	1種	44	[65]	47	[60]
県道富山・高岡線	小島	近隣商業	2種	52	[70]	28	[65]
市道大島北野鷺塚線	小島	第一種中高層住居	1種	40	[65]	26	[60]

騒音・振動に係る課題

- ・騒音・振動の状況は、おおむね良好ですが、良好な居住環境の維持・保全に向けては、地域一体となって生活騒音の防止に努めていく必要があります。また、規制基準のかからない施設における騒音や振動に対する関係機関との連携による対策が求められます。

4 悪臭

悪臭に係る現状(これまでの取組)

- ・市内2箇所の悪臭を発生させる可能性がある施設周辺において、臭気調査を年1回実施しています。全ての調査項目について、規制基準(悪臭防止法に基づく)を達成しています。(平成28年度)
- ・県公害防止条例に基づく悪臭の届出工場・事業場数は、5件となっています。(平成27年度末現在)
- ・悪臭に関する過去5年間*の公害苦情受理件数は、2~5件/年となっています。悪臭の発生源は、工場・事業場に限らず一般家庭等の場合もあるなど多様化しています。

(*過去5年間とは平成23年度~27年度)

(1) 臭気調査結果(平成28年度)

調査項目	採取地点 規制基準	榑富山食肉総合センター	北陸ホーサービズ榑新湊営業所
		採取月日 9月16日	採取月日 9月16日
アンモニア (ppm)	2	<0.2	<0.2
メチルメルカプタン (ppm)	0.004	<0.0004	<0.0004
硫化水素 (ppm)	0.06	<0.006	<0.006
硫化メチル (ppm)	0.05	<0.005	<0.005
二硫化メチル (ppm)	0.03	<0.003	<0.003
トリメチルアミン (ppm)	0.02	<0.002	<0.002
プロピオン酸 (ppm)	0.07	<0.007	<0.007
ノルマル酪酸 (ppm)	0.002	<0.0002	<0.0002
ノルマル吉草酸 (ppm)	0.002	<0.0002	<0.0002
イソ吉草酸 (ppm)	0.004	<0.0004	<0.0004
臭気指数	-	<10	<10

■ 悪臭に係る課題

- 引き続き、悪臭発生の可能性のある工場・事業場等へ適正な管理を求めていく必要があります。

5 土壌汚染

■ 土壌汚染に係る現状 (これまでの取組)

- 土壌汚染については、現在、市内には土壌汚染対策法に基づく指定地域はありません。また、市では廃棄物最終処分場の下流域の農地4箇所において土壌調査を実施し、同時に米の調査も行っています。調査地点4箇所全ての土壌及び米について、環境基準*を達成しています。
- 土壌汚染に関する過去5年間*の公害苦情受理件数は、0~1件/年となっています。

*土壌環境基準_平成3年環境庁告示第46号別表(ひ素、銅)、昭和59年環水土第149号環境庁水質保全局長通達(亜鉛)

*米環境基準_食品衛生法(玄米は、カドミウムを0.4ppm以上含んではならない。)

*過去5年間_平成23年度~27年度

(1) 産業廃棄物最終処分場周辺土壌・米調査結果(平成28年度)

① 土壌

調査項目	採取地点 基準値	屋敷野池下流		堀田堤下流	
		浄土寺①	浄土寺②	浄土寺③	浄土寺④
		採取月日 10月14日	採取月日 10月14日	採取月日 10月14日	採取月日 10月14日
カドミウム mg/kg-dry	-	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
鉛 mg/kg-dry	-	<20	<20	<20	<20
ひ素 mg/kg-dry	15	1.7	2.3	2.5	3.2
総水銀 mg/kg-dry	-	0.13	0.12	0.12	0.19
六価クロム mg/kg-dry	-	<5	<5	<5	<5
亜鉛 mg/kg-dry	120	52	57	55	66
銅 mg/kg-dry	125	4	4	3	4

基準値:平成3年環境庁告示第46号別表(ひ素、銅)、昭和59年環水土第149号環境庁水質保全局長通達(亜鉛)

② 米

調査項目	採取地点 基準値	屋敷野池下流		堀田堤下流	
		浄土寺①	浄土寺②	浄土寺③	浄土寺④
		採取月日 9月2日	採取月日 9月2日	採取月日 9月2日	採取月日 9月2日
カドミウム mg/kg	0.4	0.1	<0.10	0.1	0.1
鉛 mg/kg-dry	-	<20	<20	<20	<20
ひ素 mg/kg-dry	-	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
総水銀 mg/kg-dry	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
六価クロム mg/kg-dry	-	<5	<5	<5	<5
亜鉛 mg/kg-dry	-	26	24	24	28
銅 mg/kg-dry	-	<10	<10	<10	<10

基準値:食品衛生法(玄米は、カドミウムを0.4ppm以上含んではならない。)

■ 土壌汚染に係る課題

- 平成28年度の調査結果では、いずれの箇所においても環境基準を達成していますが、引き続き監視を継続していく必要があります。
- 工場・事業場の跡地等に対して、土壌汚染の恐れがある場合、早期に発見し適切に対応する必要があります。

6 地盤沈下（地下水位）

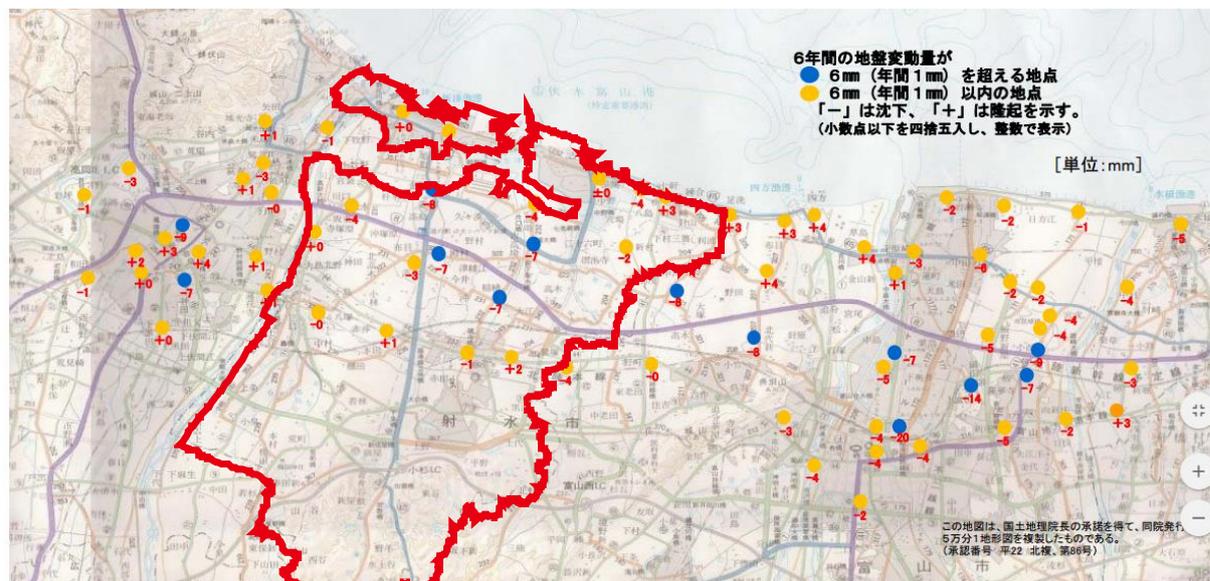
■ 地盤沈下（地下水位）に係る現状（これまでの取組）

- ・地下水は、生活用や工業用をはじめ、道路・駐車場の消雪用など、幅広く利用されています。地下水位については、市内2箇所（寺塚原、作道）の観測井により、年間を通じて観測が行われています。年間水位については、近年、大幅な変動はなく、概ね横ばいで推移していますが、冬期間は、道路・駐車場の消雪用に大量の地下水がくみ上げられるため、大きく低下します。
- ・県が平成22年度に実施した地盤変動量調査結果によれば、市内の調査地点18地点の6年間（平成16年～22年）の地盤変動量は-8～+3mmであり、著しい地盤沈下*の発生は見られません。
- ・地盤沈下に関する過去5年間の公害苦情受理件数は、0件/年となっています。

*著しい地盤沈下__地盤沈下に係る環境基準は設定されていないが、国が地盤沈下地域として公表している基準は20mm/年以上であり、この国の公表基準に基づけば、著しい地盤沈下は生じていないものと考えられる。

*過去5年間__平成23年度から27年度

〔地盤変動量の分布（H16～22）〕（平成22年度 富山県地盤変動量調査）



■ 地盤沈下（地下水位）に係る課題

- ・地盤沈下の未然防止を図るため、今後も各種の地下水保全施策を推進するほか、定期的に地盤沈下を監視していく必要があります。
- ・全ての地下水利用者は節水に心掛け、地下水の保全に努めることが必要です。また、道路消雪においては、道路消雪施設の改善を行うなど、取水時間の短縮や取水量の削減を図る必要があります。

7 有害化学物質

■ 有害化学物質に係る現状（これまでの取組）

- ・ダイオキシン類や環境ホルモン等の有害化学物質は、不適切な管理や事故によって、深刻な環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響をもたらす恐れがあります。

- ・ダイオキシン類については、国・県及び市で調査を実施しており、市では大気に係る調査を、国・県では大気、公共用水域水質、公共用水域底質、地下水、土壌に係る調査を行っています。全ての調査地点において、いずれの調査項目についても環境基準を達成しています。
- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、市内の特定施設の届出状況については、大気基準適用施設が10工場、28施設。水質基準対象施設が5工場12施設となっています。(平成28年3月31日現在)

① ダイオキシン類大気環境調査

- ・大気中のダイオキシン類については、過去5年間*の大気中濃度は、ほぼ横ばいで推移しており、環境基準（ダイオキシン類対策特別措置法に基づく）を達成しています。

(*過去5年間とは平成24年度～28年度)

① 年度別推移(年平均値)

観測局名	環境基準	観測月	H24	H25	H26	H27	H28
三日曾根	0.6	8月	0.015	0.014	0.013	0.011	0.013
		2月	0.016	0.020	0.027	0.011	0.016

② 県ダイオキシン類環境調査

- ・県ダイオキシン類環境調査での市内の調査地点と観測結果は以下となります。

ア. 大気

区 分	調査地点	調査回数	調査結果 [pg-TEQ/m ³]			調査機関
			夏季	冬季	平均	
住居地域	中太閤山	年2回	0.018	0.0092	0.014	富山県
住居地域	東明中町	年2回	0.019	0.0087	0.014	富山県
環 境 基 準					0.6	

イ. 公共用水域水質

水 域 名	調査地点	調査回数	調査結果 [pg-TEQ/L]					調査機関
			1回目	2回目	3回目	4回目	平均	
庄 川	大門大橋	年1回	0.067	—	—	—	0.067	国土交通省(富山)
環 境 基 準							1	

ウ. 公共用水域底質

水 域 名	調査地点	調査回数	調査結果 [pg-TEQ/g]	調査機関
庄 川	大門大橋	年1回	0.26	国土交通省(富山)
環 境 基 準			150	

エ. 地下水質

調 査 地 点	調査回数	調査結果 [pg-TEQ/g]	調査機関
海 老 江 七 軒	年1回	0.042	富山県
環 境 基 準		1	

オ. 土壌

区 分	調査地点	調査回数	調査結果 [pg-TEQ/g]	調査機関
一般環境	作 道	年1回	1.4	富山県
環 境 基 準			1000	

③ 国・県による環境放射能調査

・国・県による環境放射能調査での市内の調査地点と観測結果は以下となります。

調査項目	試料名	測定方法	調査地点	調査回数 (回/年)	調査結果					全国の結果 (26年度)	単位	
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
空間放射線量率	空気	モニタリングポスト	富山市	連続	—	70~117	69~140	64~133	68~127	14~276	nGy/h	
			高岡市		—	55~123	61~118	53~117	51~127			
			氷見市		33~101	46~103	52~99	41~98	34~109			
			砺波市		—	50~134	58~109	49~124	44~131			
			小矢部市		—	53~119	60~118	51~124	54~138			
			射水市		29~99	36~105	41~87	37~96	28~112			
			入善町		38~108	47~90	47~96	38~95	43~135			
全ベータ放射能	降水	ベータ線測定装置	射水市	降雨ごと	ND~4.1	ND~3.9	ND~2.1	ND~2.5	ND~1.7	ND~20	Bq/L	
核種分析 <small>¹³⁷Cs及びその他の検出された人工放射性核種について示す。</small>	大気浮遊じん	ゲルマニウム半導体核種分析装置	〃	4	¹³⁷ Cs ND~0.088	ND	ND	ND	ND	ND~0.96	mBq/m ³	
					¹³⁷ Cs ND~0.073	ND	ND	ND	ND	ND~0.35		
	降下物		〃	12	¹³⁷ Cs ND~13	ND~0.076	ND	ND	ND	ND~6,800	MBq/㎡	
					¹³⁷ Cs ND~14	ND	ND	ND	ND	ND~1,900		
					¹³⁷ Cs ND~0.17	ND	ND	ND	ND	ND		
					¹³¹ I ND~10	ND	ND	ND	ND	ND		
	水道水		〃	1	¹³⁷ Cs	ND	ND	ND	ND	ND	ND~0.35	mBq/L
	精米		〃	1	¹³⁷ Cs	ND	ND	ND	ND	ND	ND~1.3	Bq/kg生
	ほうれん草		富山市	1	¹³⁷ Cs	ND	ND	ND	ND	ND	ND~0.27	Bq/kg生
	大根		射水市	1	¹³⁷ Cs	ND	ND	ND	ND	ND	ND~0.39	Bq/kg生
牛乳	砺波市	1	¹³⁷ Cs	ND	ND	ND	ND	ND	ND~0.22	Bq/L		
土壌(上層)	射水市	1	¹³⁷ Cs	100	120	70	67	ND	ND~47,000	MBq/㎡		
土壌(下層)		1	¹³⁷ Cs	540	190	150	210	350	ND~7,900	MBq/㎡		

- 注1 これらのデータは、原子力規制庁の環境放射能水準調査の委託により得られた成果の一部です。
 注2 計数値がその計数誤差の3倍以下のものについてはNDとしました。
 注3 空間放射線量率の測定のうち、氷見市及び入善町においては23年10月から(県独自の調査)、富山市、高岡市、小矢部市及び砺波市においては24年4月から測定を開始しました。
 注4 27年度の全国の結果は集計中です。また、空間放射線量率及び全ベータ放射能の全国の結果については、本県と異なる測定方法等を用いたものを含まず。

出典：平成28年度 富山県環境白書

■ 有害化学物質に係る課題

- ・ダイオキシン類や環境ホルモン等の有害化学物質は、深刻な環境汚染、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす恐れがあることから、環境リスクの低減に向けた取組を推進していく必要があります。
- ・市民の放射能汚染に対する不安を払拭するため、測定結果を広く周知していくとともに、放射能物質に関する理解を深めていく必要があります。

8 海岸漂着物

■ 海岸漂着物に係る現状（これまでの取組）

- ・海岸に漂着するごみは、流木、枯れ枝、草等の自然系のものから、ペットボトル等の包装や容器類といった生活系のごみ等、多岐にわたっています。また、漂着物の中には危険性の面から取り扱いに細心の注意を払わなければならない物もあります。これら海岸漂着物は、海岸における良好な景観や環境の保全を図る上で深刻な影響を及ぼしています。
- ・地域住民等のボランティアによる海岸清掃、美化推進活動が継続的に行われています。また、「世界で最も美しい湾クラブ」の加盟を契機として、県、関係市町村及び団体等が連携し、海岸一斉清掃に取り組んでいます。

■ 海岸漂着物に係る課題

- ・富山湾の漂着ごみの約8割が県内で発生したものであることから、海岸部だけでなく河川の上流・下流部が連携して、より効率的な海洋漂着物の回収・処理や発生抑制対策の取組を進めていく必要があります。

9 ごみ不法投棄

■ ごみ不法投棄に係る現状（これまでの取組）

- ・本市では、不法投棄対策として、不法投棄監視員の配置、警察や地元住民との合同パトロール等により、不法投棄防止の呼びかけを行っていますが、不法投棄の件数は減っていないのが現状です。不法投棄の多くは、丘陵地周辺等の人目につきにくい場所で行われています。

■ ごみ不法投棄に係る課題

- ・引き続き、関係機関や地域住民と連携を図りながら、監視体制を強化していく必要があります。

第 ii 節 自然環境

1 動植物

■ 動植物に係る現状（これまでの取り組み）

- ・本市には、海、川、野、そして里山に豊かな自然があり、四季を通じて多種多様な野生生物が生息しています。新司川や鴨川には、富山県指定天然記念物のアシツキやトミヨ、下条川上流にはタナゴなど、貴重な生物が生息していますが、河川周辺の開発等による自然環境の変化により、絶滅が危惧されています。
- ・「富山県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブックとやま 2012）」によれば、本市で生息が確認された絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類）は、鳥類が2種、淡水魚類が1種、昆虫類が9種等となっています。前回（平成14年）のレッドデータブックと比較すると、富山県全体においては、絶滅するおそれのある野生生物は、哺乳類を除く全ての分類群で増加しており、希少な動植物の生息・生育環境の悪化が懸念されています。
- ・野村地区では、地域で自生種であるミズアオイの苗を栽培し、小学校の環境学習で植え付けを行うなど、地域ぐるみで保護活動が行われています。

[主な希少生物]

種別	概要
アシツキ	別名「アシツキノリ」と呼ばれ、清流が湧き出る河川にしか生息しない植物。袋状の形状で寒天質であり、水中の葦の茎や水底の石の表面に固まって付着する。西広上（大門地区）の清水川用水路の湧水地帯で見られ、「西広上のアシツキノリ」として、富山県指定天然記念物に指定されている。
トミヨ	体長5cm程度の小さな魚で、清水が湧き出る河川にしか生息しない貴重な生物である。水質や環境の変化にとっても敏感で、絶滅が危惧されている。親司川や鴨川（大門地区）に生息し、現在トミヨが生息する日本の南限であるといわれている。

■ 動植物に係る課題

- ・希少生物をはじめとする野生生物の保護と生物多様性の確保を図るため、身近な自然を適切に保全し、様々な種類の生物が生息できる環境の保全・回復に努めていく必要があります。
- ・生物多様性の確保や生態系の保全（外来生物への対応等）の重要性について、一層の意識啓発を図っていく必要があります。
- ・貴重な動植物の保全や生物多様性の確保のためには、生態系や自然環境の変化の状況を把握して、長期的な視点に立った対策が求められます。

2 森林・里山

■ 森林・里山に係る現状（これまでの取組）

- ・本市の森林面積は1,188haであり林野率は11%です。民有林が1,178ha、国有林（林野庁外）が10ha

で大半が民有林となっています。森林面積に関しては、この10年間、ほとんど変化はありません。森林は、木材生産のほか水源涵養や災害防備等の多様な機能を有しています。

- ・里山は、かつては人の生活との関わりの中で利用され保全されてきましたが、生活様式の変化や地権者の高齢化等により手入れが行き届かなくなり、里山林の荒廃が進みつつあります。

■ 森林・里山に係る課題

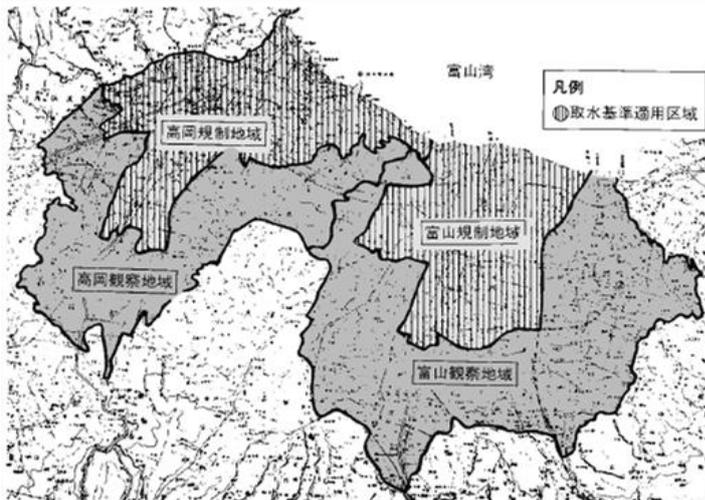
- ・樹林地や里山の身近にある自然環境については、多様な生物が生息・生育する場として、また自然とのふれあいの場として保全・整備を図っていく必要があります。
- ・樹林地や里山の自然環境が有する機能の発揮には、人の係りによる保全と活用が必要であることを認識し、林業振興による担い手の確保とともに環境保全に係る人材・組織の育成が必要です。

3 水循環（地下水、湧水等）

■ 水資源（地下水、湧水等）に係る現状（これまでの取組）

- ・県では、地盤沈下や塩水化等の地下水障害の発生を防止するため、「富山県地下水の採取に関する条例」に基づき、地下水の採取量の規制を行っています。本市は、その指定区域に含まれ、平成27年度の指定区域における採取量は5.2百万m³/年（規制地域3.8百万m³/年、観察地域1.5百万m³/年）となっています。近年は…の傾向にあります。
- ・本市には、薬勝寺池、誕生寺の誕生水等の貴重な湧水資源が存在します。

[県地下水の採取に関する条例に基づく取水基準適用区域]



■ 水資源（地下水、湧水等）に係る課題

- ・健全で豊かな水循環を維持していくためには、地下水の保全とともに涵養を推進していく必要があります。
- ・生態系にも配慮した健全な水循環を確保していくため、農薬や化学肥料の適正な使用に努めていく必要があります。

4 農地

■ 農地に係る現状（これまでの取組）

- ・本市の経営耕地面積は、3,426ha であり、ほとんどを水田が占めています。10 年前と比較すると、経営耕地面積はほぼ同じ面積が維持されていますが、農業経営体数*は、1,876 から 709 へと約 4 割にまで減少しています。（平成 27 年農林業センサス）
- ・農地は、食物生産という本来機能の他に、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的な機能を有しています。本市では、これまでに、これらの農地の有する多面的な機能の発揮に向けて、市民参加型農業の推進、ビオトープ整備、休耕地への鑑賞植物の植栽等の取組を進めてきました。

*農業経営体数は、販売農家のほか法人や営農組合等の任意の組織を含む

■ 農地に係る課題

- ・良好な環境の保全と創造に向けて、無秩序な農地転用を抑制し、農地の有する多面的な機能を最大限に活用していく必要があります。

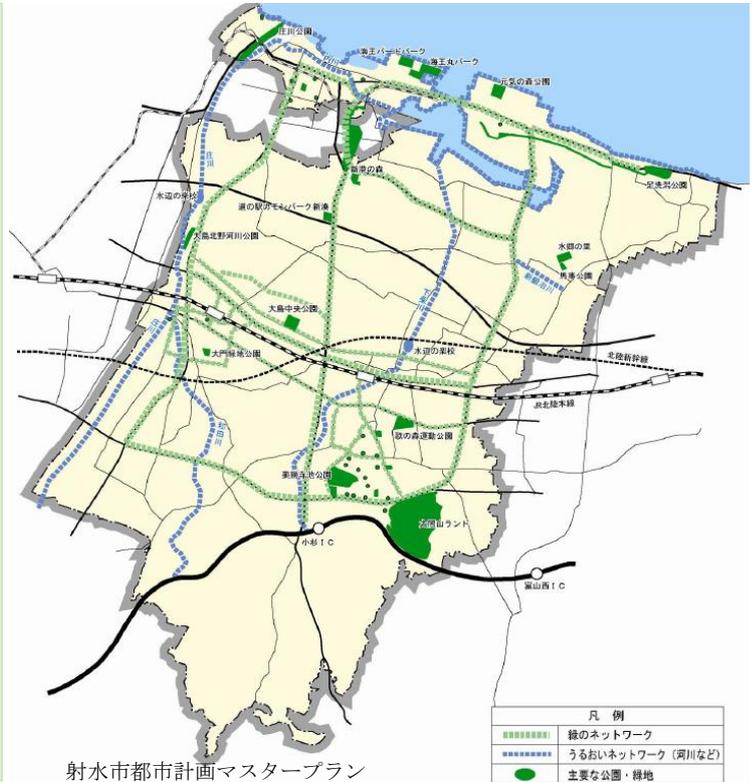
第Ⅲ節 快適環境

1 公園・緑地

■ 公園・緑地に係る現状（これまでの取組）

- ・本市には、149箇所・218.4haの都市公園が開設されており、市民一人当たりの都市公園面積は23.23㎡となり、県平均の15.21㎡を大きく上回っています。（平成27年度末現在、県民公園の新港の森と太閤山ランドを含む。一人当たりの公園面積は都市計画区域内人口に基づく面積。）
- ・また、海岸部や庄川、下条川、和田川等では豊かな水辺空間が形成されています。海老江地区の海岸部は海水浴場が整備されており、夏季を中心に多くの市内外の人に利用されています。
- ・近年、新たな公園整備は行っていませんが、公園施設の長寿命化など、既存公園の維持管理の充実の取組を進めています。

〔緑のネットワーク〕



射水市都市計画マスタープラン

■ 公園・緑地に係る課題

- ・市街地におけるうるおい空間の創出と地球温暖化対策の一環として、緑化の推進は大変効果的であることから、引き続き、都市公園における良好な緑地の維持や各種公共事業での緑化の推進と、一般家庭や事業所における緑化を促進していく必要があります。
- ・また、河川や海岸等については、良好な自然環境の保全に留意しながら、市民が集い、憩える交流拠点としての環境整備を進め、さらに魅力ある快適な水辺空間を創出していくことが望まれます。

2 景観

■ 景観に係る現状（これまでの取組）

- ・良好な景観は地域の人々に生活の潤いや安らぎ等をもたらす貴重な財産であり、快適な暮らしの環境を支える重要な要素でもあります。
- ・本市では、良好な緑地景観の保全、都市空間の緑化、歴史文化を活かしたまちなみ整備等の景観形成の取組を推進することで、地域の快適環境の向上を図ってきました。

■ 景観に係る課題

- ・私たちに精神的な恵みをもたらす良好な景観の価値を再認識し、その適切な保全と快適な地域環境の形成に向けた活用を進めていく必要があります。

第Ⅳ節 循環型社会

1 廃棄物・リサイクル

■ 廃棄物・リサイクルに係る現状（これまでの取組）

- 本市では、平成 19 年 3 月に「第 1 次射水市一般廃棄物処理基本計画（H19～H28）」、平成 29 年 3 月に「第 2 次射水市一般廃棄物処理基本計画（H29～H38）」を策定し、循環型社会の構築や廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。第 2 次計画では、目標年度（平成 38 年度）には、一般廃棄物の年間排出量の 15%削減、再生利用率の 36%以上、年間最終処分量の 20%削減を目標としています。（いずれも平成 27 年度比）
- 本市の一般廃棄物処理施設は、「クリーンピア射水（ごみ焼却施設）」、「ミライクル館（廃棄物再生利用施設、保管施設）」、「ストックヤード（ガラスびん、使用済み廃小型家電、熔融スラグ、処理困難物等）」、「野手埋立処分所（最終処分場）」となっています。
- 平成 27 年度における一般廃棄物の年間排出量は 38,503t であり、その内訳は、資源集団回収量が 3,132t（構成比 8.1%）、家庭系ごみ排出量が 19,879t（同 51.6%）、事業系ごみ排出量が 15,492t（同 40.2%）となっています。過去 10 年間（平成 18 年比）で 10%増加となっていますが、これは平成 26 年度から事業系資源ごみを新たに把握したためであり、従来の場合では 5%の減少となります。
- 平成 27 年度の 1 人 1 日平均排出量についてみると、一般廃棄物全体では 1,117g（従来の場合 958g）、家庭系ごみでは 577g、事業系ごみでは 450g（従来の場合 291g）、資源集団回収量では 91g となっています。従来の場合で見ると、過去 10 年間で 5%の削減であり、特に家庭系ごみでは 9%の削減となっています。一方、事業系ごみは、平成 22 年以降増加傾向にあり、その要因にはコンビニや商業施設の増加が考えられています。なお、資源集団回収量は減少傾向にあります。
- 平成 27 年度における年間のごみの処理費用については、ごみ 1t 当たり約 40,400 円、1 人当たり約 14,200 円、1 世帯当たり約 39,100 円となっています。過去 10 年間、1 人当たりの処理費用は、増加傾向にありますが、全国平均に比べると低い水準で推移しています。増加の主な要因は、施設運営体制の変更（中間処理や最終処分に係る長期包括的運營業務委託）等となります。

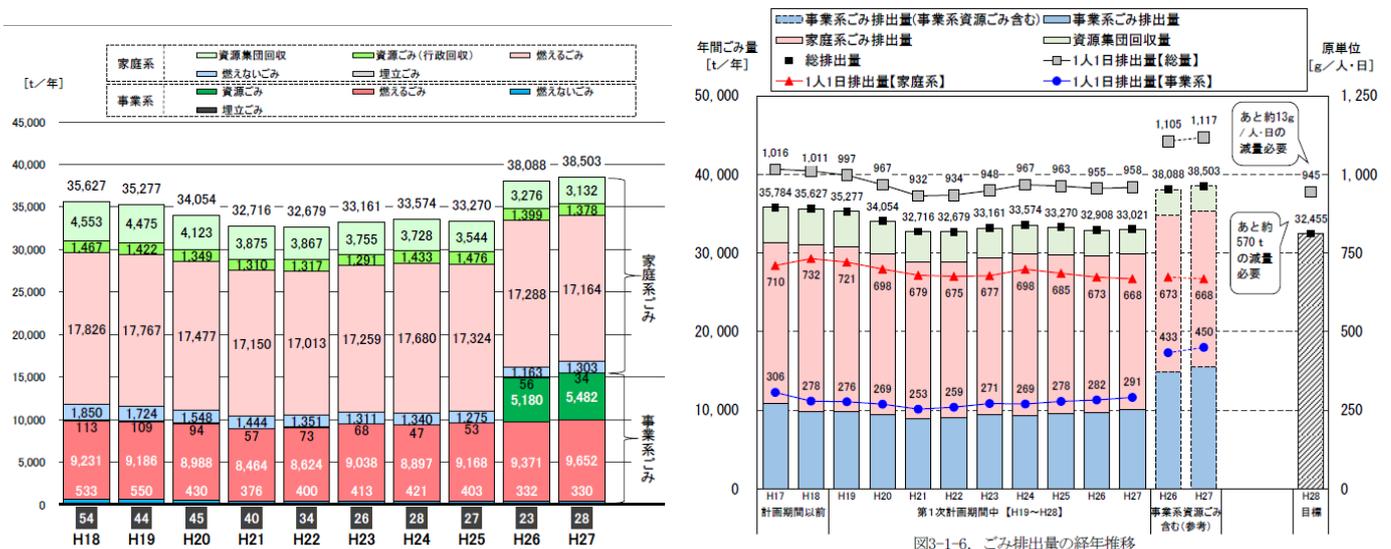


図3-1-6. ごみ排出量の経年推移

第 2 次射水市一般廃棄物処理基本計画（H29～H38）

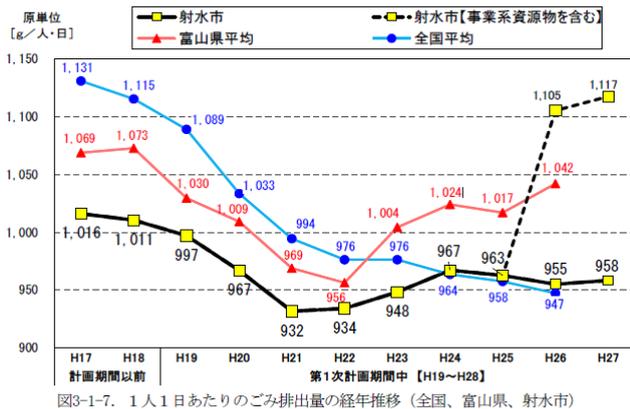


図3-1-7. 1人1日あたりのごみ排出量の経年推移 (全国、富山県、射水市)

※配1) 平成17年度は第1次計画策定前の実績最終把握年度、平成18年度は第1次計画を策定している期間である。
 ※配2) 第1次計画の計画期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間である。
 ※配3) 平成28年度の目標値は、平成19年度に策定した第1次計画の後期計画(平成24年6月一部改訂)で定めた目標値である。
 ※配4) 平成28年度の各目標値は、※配3)に掲げた目標値から算出した値である。

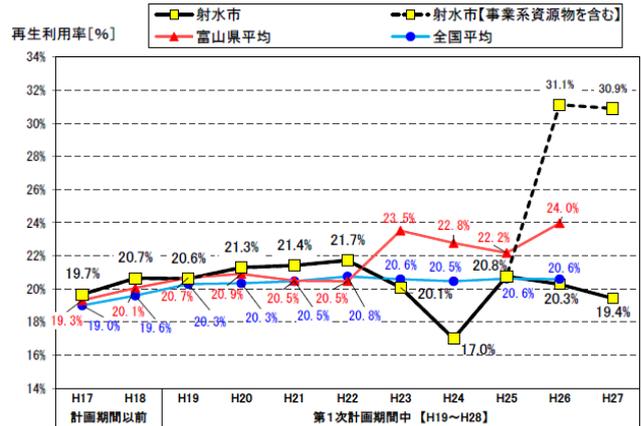


図3-1-9. 再生利用率の経年推移 (全国、富山県、射水市)

第2次射水市一般廃棄物処理基本計画 (H29~H38)

- 再生利用率は、平成24年度に一旦17%に低値となりましたが、過去10年間ほぼ20%前後の横ばい傾向となっています。事業系資源ごみを把握した場合、富山県平均や全国平均と比較すると、高水準で推移している状況にあります。
- 最終処分量については、過去10年間で56%の削減となっており、富山県や全国平均と比較すると、本市の1人1日最終処分量は低く、最終処分量の削減が進んでいる状況にあります。

■ 廃棄物・リサイクルに係る課題

- 循環型社会の構築には、廃棄物の3R(発生抑制・再使用・再生利用)プラス1R(不要なものは断る)を一層推進することが必要です。
- 1人1日のごみの排出量の減量化は進んでいるものの、全国平均と比較すると近年は高値で推移しており、一層のごみの減量化・資源化の取組が必要です。
- 更なるごみの減量化及びリサイクルを進めるため、使用済小型家電の分別、収集方法について検討する必要があります。
- 引き続き市民や事業者に対して、ごみの分別排出ルール of 徹底を協力要請していく必要があります。
- 県等との連携を図りながら、食品ロス・食品廃棄物(生ごみ)に関する実態把握に努めるとともに、効率的かつ効果的な資源化・減量化対策を検討する必要があります。
- グリーンピア射水からの処理残渣物(焼却固化物、焼却不燃物等)の有効活用について引き続き検討する必要があります。

2 バイオマス

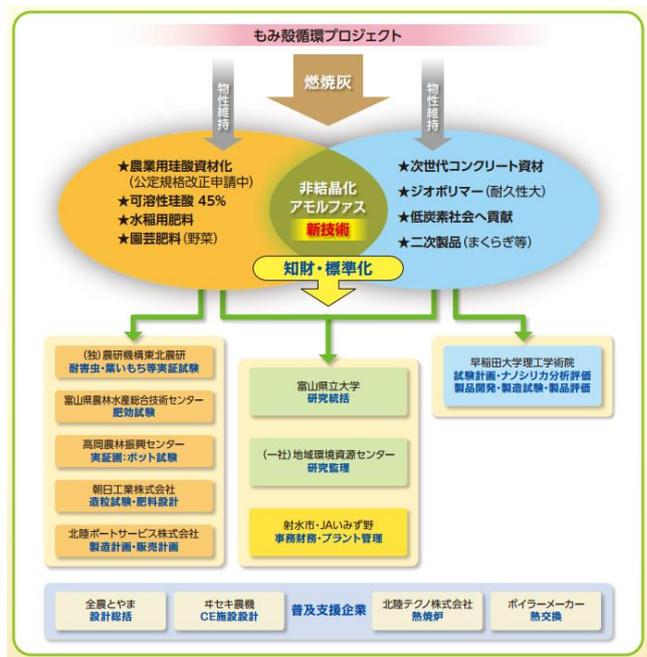
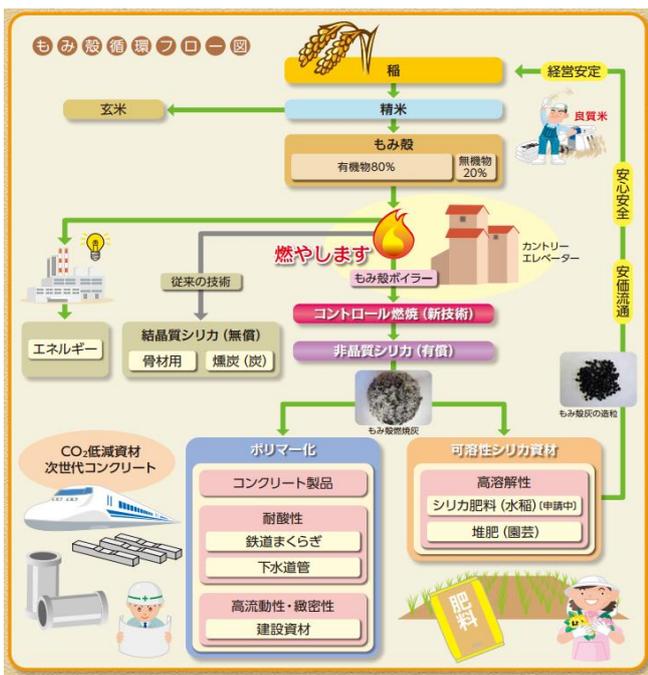
■ バイオマスに係る現状 (これまでの取組)

- バイオマスとは、家畜の排せつ物、生ごみ、木くず等、動植物由来の再生可能な有機性資源のことをいい、石油等の化石燃料に代えてバイオマスの利用を進めることで、資源循環型社会づくり、地

球温暖化の防止につながります。本市では、平成 20 年度にバイオスタウン構想を策定し、堆肥の製造、廃食用油の活用、もみ殻の有効利用、バイオマス教育を 4 本柱とする取組を推進してきました。また、平成 26 年度には、その後の関連施設の整備や社会経済の情勢変化等を踏まえ、本市のバイオマス産業の確立に向けた各種プロジェクトについて定めたバイオマス産業都市構想を取りまとめています。

- ・堆肥の製造、廃食用油の活用に関しては、平成 23 年度に施設整備が完了し、地域のバイオマス産業として定着が進んでいます。また、平成 27 年度には未利用間伐材を燃料とする県内初の木質バイオマス発電施設が整備され、年間売電量は一般世帯使用電量の約 10,800 戸分に相当する約 39,000MWh となっています。排出される焼成倍（2000t/年）の肥料化（造粒施設）についても計画が進められています。
- ・もみ殻の有効利用に関しては、産官学の連携による「もみ殻循環プロジェクトチーム」の実施体制のもと、事業化に向けた調査研究が進められています。
- ・バイオマス教育に関しては、バイオマスについて知る出前講座、循環を肌で感じるバイオマス農園、食育へのサポート・教育ファームの形成等の取組が進められています。

[もみ殻循環プロジェクト]



■ バイオマスに係る課題

- ・バイオマス構想の採算性や持続性を確保していくため、各関連事業の連携・融合を促進していく必要があります。
- ・市民一体型のバイオマス産業都市を推進していくため、意識啓発や体験交流等のソフト事業の一層の充実が望まれます。

第Ⅴ節 地球環境

1 地球温暖化

■ 地球温暖化に係る現状（これまでの取組）

- ・20世紀半ば以降に見られる地球規模の気温の上昇、すなわち地球温暖化の支配的な原因は、人間活動による温室効果ガスの増加である可能性が極めて高いと考えられています。18世紀半ばの産業革命以降、人間活動による化石燃料の使用や森林の減少などにより、大気中の温室効果ガスの濃度は急激に増加しました。この急激に増加した温室効果ガスにより、大気の温室効果が強まったことが、地球温暖化の原因と考えられています。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがあり、二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスです。
- ・地球温暖化を緩やかにするための国際的な取組としては、1997年の第3回条約締約国会議（COP3）で、先進国を対象に温室効果ガスの排出削減を義務付ける「京都議定書」が締結され、それに基づき日本は2008～2012年の5年間に、温室効果ガスの平均排出量を、基準年（二酸化炭素については1990年）に比べて6%削減するという目標を達成してきました。また、京都議定書の後継となる2020年以降の新しい枠組として、2015年の第21回締約国会議（COP21）で、全ての国を対象とした「パリ協定」が合意されています。
- ・本市では、地球温暖化対策として、地球にやさしいライフスタイルに関する啓発活動のほか、マイカー抑制や公共交通の利用促進、グリーンカーテン整備、グリーン購入等の取組を進めてきました。なお、市内の電力需要状況についてみると、近年の使用電力量は減少傾向にあります。

[本市の電気使用量]

(単位：口、千kwh、kw)

区分	総数		電灯		電力		
	契約口数	使用電力量	契約口数	使用電力量	契約口数	契約電力	使用電力量
平成23年度	60,852	1,651,236	54,545	258,179	6,307	429,689	1,393,057
平成24年度	60,986	1,645,930	54,811	260,088	6,175	427,814	1,385,842
平成25年度	61,314	1,631,789	55,261	259,786	6,053	426,389	1,372,003
平成26年度	61,632	1,633,732	55,684	255,241	5,948	429,698	1,378,491
平成27年度	61,797	1,603,153	55,990	247,809	5,807	432,939	1,355,344

資料：北陸電力髙岡支社

■ 地球温暖化に係る課題

- ・地球温暖化防止のため、引き続き市民や事業者レベルでの意識啓発及び温室効果ガス排出量削減の取組を推進していく必要があります。まずは、市民一人ひとりが地球規模の環境問題の重要性を理解し、生活や経済活動等の日常の活動を、環境の視点から見直していくことが重要です。
- ・環境に配慮した生活や企業活動等が経済的にも有利になるような仕組みづくりが必要です。

2 新エネルギー（再生可能エネルギー）

■ 新エネルギー（再生可能エネルギー）に係る現状（これまでの取組）

- ・新エネルギー（再生可能エネルギー）は、エネルギー源として永続的に利用することができると思われるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されており、発電時や熱利用時に二酸化炭素をほとんど排出しないため、地球温暖化対策において非常に有効とされています。また、再生可能エネルギーの導入拡大により、環境関連産業の育成や雇用の創出といった経済対策としての効果も期待されています。
- ・本市においては、平成 27 年度に木質バイオマス発電所の建設、住宅用太陽光発電システム導入への補助等を進めてきました。住宅用太陽光発電システム導入補助は、平成 22～26 年の 5 年間の累計で 601 件となります。その後、国の補助制度の見直しに伴い、市においても住宅用太陽光発電システム補助から電気自動車購入補助へと切り替えを図っています。また、民間事業者による大規模な太陽光発電所（メガソーラー）の建設が、新堀（発電規模 2.483MW）や海竜町（同 2.999MW）で進んでいます。小型風力発電、水力発電に関する整備の実績はありません。

■ 新エネルギー（再生可能エネルギー）に係る課題

- ・公共施設等の新築・改修においては、新エネルギー（再生可能エネルギー）の導入を推進していくとともに、再生可能エネルギーに関する調査・研究に取り組んでいく必要があります。

3 オゾン層の保護、酸性雨

■ オゾン層の保護、酸性雨に係る現状（これまでの取組）

- ・オゾン層は、地上約 10～50km 上空の成層圏にあり、太陽光に含まれる有害紫外線を吸収し、地上の生態系を保護する働きがあります。フロン等の化学物質によるオゾン層の破壊は今も続いています。平成 27 年度にはフロン回収・破壊法が改正され、フロン排出抑制法として施行されました。それまでの機器の廃棄・整備時におけるフロン類の回収及び破壊の徹底に加えて、フロン類及びフロン類使用製品の製造段階における規制、機器の使用段階におけるフロン類の漏えい防止対策等を講じることとなっており、フロン類の製造から破棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策の強化が図られることになりました。本市においても、これらの法に基づき、フロン類の回収と適正処理に関する取組が行われています。
- ・酸性雨とは、二酸化硫黄や窒素酸化物等を起源とする酸性物質が雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象です。pH（水素イオン濃度）5.6 以下が酸性雨の一つの目安となります。酸性雨は、河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりして建造物や文化財に被害を与えます。本市内の観測地点では、平成 27 年度の平均が 4.7pH（4.0～5.3pH）であり、全国の 4.40～5.19pH と比べて酸性雨の傾向となっています。現在のところ酸性雨が原因と考えられる被害は報告されていません。

■ オゾン層の保護、酸性雨に係る課題

- ・法に基づき、フロン類の回収と適正処理に関する取組を継続していく必要があります。
- ・引き続き、酸性雨の原因物質の排出抑制対策とともに、国・県等との連携による調査・情報収集を進めていく必要があります。

第vi節 環境保全活動

1 環境学習・環境教育

■ 環境学習・環境教育に係る現状（これまでの取組）

- ・本市では、市民を対象に環境講座を毎年実施しているほか、グリーンカーテンの育て方講習会など、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に向けた啓発事業に継続的に取り組んでいます。
- ・また、子どもに対しては、富山県事業のとやま環境チャレンジ10により、各小学校の4年生を対象に環境教育プログラムを実施しています。小杉小学校では、地域の環境ボランティアの協力を受けながら、天然記念物であるミズアオイのビオトープの整備が行われています。
- ・一般廃棄物処理施設であるミライクル館のプラザ棟は、環境全般に関する情報発信の拠点として利用されており、太陽光発電設備や環境学習機材の設置、リサイクル品の展示、リサイクル体験工房、ごみ減量化及び分別の仕方に関する情報提供等を行っています。

■ 環境学習・環境教育に係る課題

- ・引き続き、市民や子どものそれぞれに対して、学習・教育の機会充実と参加促進を図っていく必要があります。
- ・環境教育や環境保全活動について、コーディネート機能を強化し、多様な主体の参加と活動の拡大、連携が促進する仕組みづくりを進めていく必要があります。
- ・環境学習・教育の取組を通じて、環境への意識を高め、環境に配慮して行動できる人を増やしていくことが重要です。
- ・市民一人ひとりの環境に配慮した行動を促していくためには、無理なく楽しみながら取り組んでいく工夫が必要です。
- ・行政側からの情報発信においては、受け手の年代や課題認識等の特性を十分に考慮して、効果的に進めていく必要があります。

2 環境保全活動

■ 環境保全活動に係る現状（これまでの取組）

- ・本市では、六渡寺、海老江、本江で、海岸の一斉清掃を毎年実施しています。
- ・また、道路や公園等の公共空間の美化清掃をボランティアで行っている個人・団体・企業を支援するアダプト・プログラム事業を実施しており、平成28年度時点で60団体が登録されています。
- ・環境マネジメントシステムの導入を目指す事業所も増えており、エコアクション21の平成28年度時点の認証取得事業所数は14事業所となっています。

■ 環境保全活動に係る課題

- ・行政、市民、団体、企業等が連携して、環境保全活動を更に推進していく必要があります。
- ・環境保全活動に取り組む団体等の育成に努めていく必要があります。

第Ⅱ章 環境に対する市民等の意識

第ⅰ節 市民の環境施策に対する意識（平成24年度 市民意識調査から）

（1）調査概要

①実施内容

- ・実施目的 市総合計画の中間年度において、各種施策の点検や市政推進のための基礎資料とするために実施。
- ・実施時期 平成24年7月2日～7月31日
- ・調査対象 射水市に居住する18歳以上の市民3,500人
- ・回答数 1,825人から回答（回収率52.1%）

【年齢別の配布数・回答数】

18歳～79歳を対象に男女構成比、年齢10歳階級構成比により抽出した。

表 年齢別配布数・回答数

	配布数	%	回収数	%
合計	3,500	100.0	1,816	51.9
18～19歳	84	2.4	21	25.0
20～29歳	419	12.0	136	32.5
30～39歳	625	17.9	298	47.7
40～49歳	595	17.0	287	48.2
50～59歳	558	15.9	302	54.1
60～69歳	734	21.0	466	63.5
70歳以上	485	13.9	306	63.1

【地区別の配布数・回答数】

射水市を構成する5地域の人口構成比を基準に、居住地域毎の統計分析に耐えうる回収標本数を確保できるように配慮し、18歳～79歳の年齢10歳階級構成比を考慮して抽出した。

表 地区別配布数・回答数

	総人口	18～79歳人口	%	配布数	%	回収数	%
射水市	93,792	70,901	100.0	3,500	100.0	1,825	52.1
新湊地区	34,648	26,163	36.9	932	26.6	464	49.8
小杉地区	33,160	25,293	35.4	892	25.5	444	49.8
大門地区	13,179	9,796	14.1	673	19.2	349	51.9
大島地区	10,804	8,110	11.5	669	19.1	376	56.2
下地区	2,001	1,539	2.1	334	9.5	169	50.6
地域名未回答	—	—	—	—	—	23	—

※人口は平成24年5月31日現在の住民基本台帳による。

(2) 調査結果概要

①環境関連施策に対する満足度・重要度

今回、参照する設問内容は、射水市総合計画の54の施策分野それぞれについて、満足度および重要度について4段階評価をお答えいただく設問（問6）中の、環境施策に係る「33. 自然にやさしい環境保全の推進」、「34. 地球にやさしい循環型社会の構築」、「37. 公共交通網の整備」、「40. 住みよい生活環境の推進」、「42. 水環境を守る下水道の整備」の5つの施策分野があたる。

各施策分野を比較評価するにあたり、4段階評価の加重平均を求めて行った。満足度の場合、「満足している」（4点）、「どちらかといえば満足している」（3点）、「どちらかといえば不安である」（2点）、「不満である」（1点）として回答を指標化し、施策ごとに平均点を算出した。

施策分野全体における満足度の平均は2.652、重要度の平均は3.149であった。対象となる環境関連5施策についてみれば、満足度が平均以上だったのは「33. 自然にやさしい環境保全の推進」（2.742）、「34. 地球にやさしい循環型社会の構築」（2.727）、「42. 水環境を守る下水道の整備」（2.905）の3施策分野であり、重要度が平均以上だったのは「34. 地球にやさしい循環型社会の構築」（3.232）、「42. 水環境を守る下水道の整備」（3.323）の2施策分野であった。

②ポートフォリオ分析

ポートフォリオ分析とは、重要な2つの指標の組み合わせから戦略的な分析を行う手法である。本分析では、満足度を横軸、重要度を縦軸にとり、設問全体の平均値を原点として散布図を描くことで、各施策分野の方向性について類型分析を行った。

その結果、「33. 自然にやさしい環境保全の推進」については、[高満足度×低重要度]【活用・開拓】の方向性に、「34. 地球にやさしい循環型社会の構築」および「42. 水環境を守る下水道の整備」については、[高満足度×高重要度]【維持・強化】の方向性に、「37. 公共交通網の整備」および「40. 住みよい生活環境の推進」については、[低満足度×低重要度]【経過観察】の方向性に分類された。

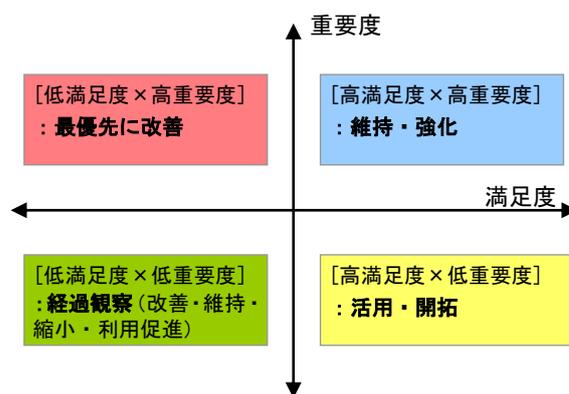


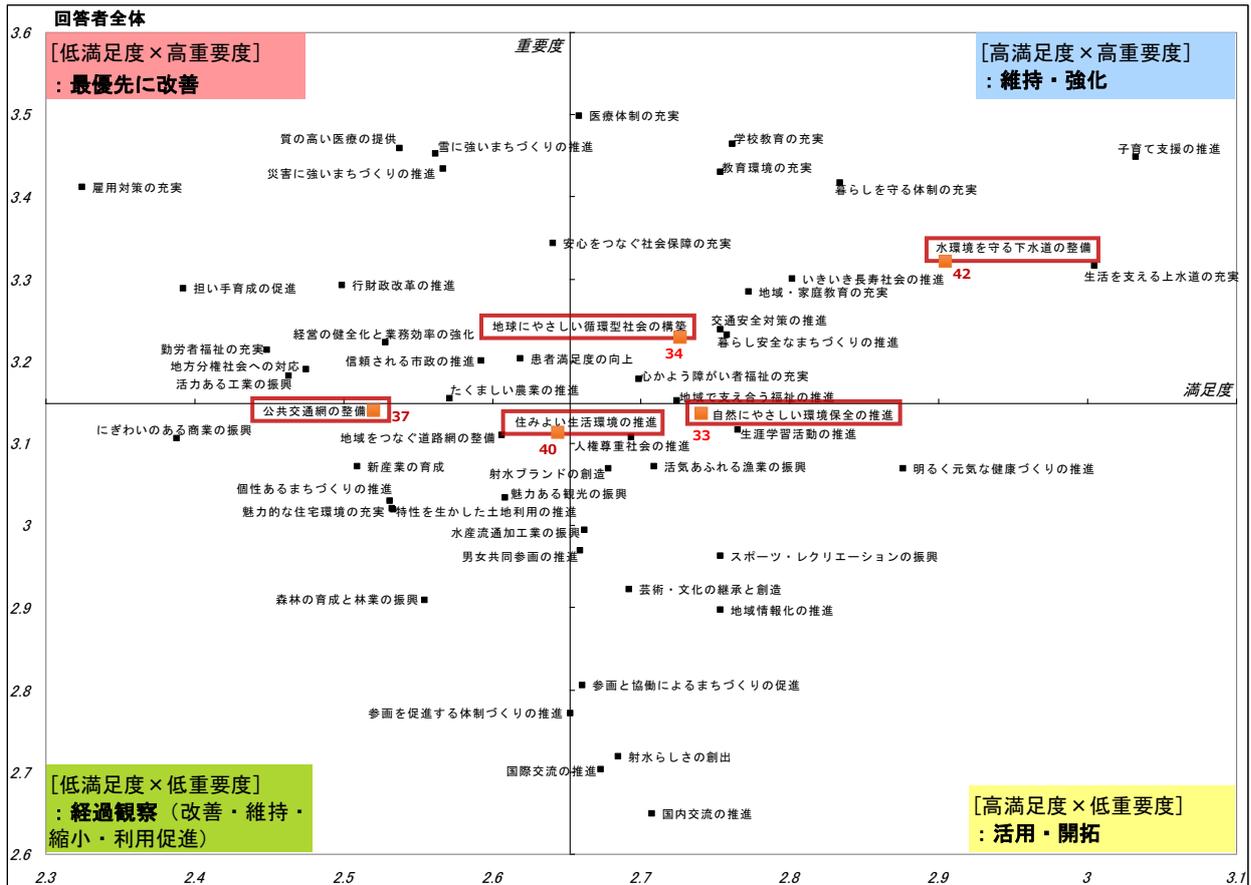
図 ポートフォリオ分析模式図

表 環境関連施策に対する満足度・重要度の評価結果、ポートフォリオ分析

	満足度	重要度	ポートフォリオ分析
33. 自然にやさしい環境保全の推進	<u>2.742</u>	3.134	[高満足度×低重要度]【活用・開拓】
34. 地球にやさしい循環型社会の構築	<u>2.727</u>	<u>3.232</u>	[高満足度×高重要度]【維持・強化】
37. 公共交通網の整備	2.518	3.138	[低満足度×低重要度]【経過観察】
40. 住みよい生活環境の推進	2.645	3.115	[低満足度×低重要度]【経過観察】
42. 水環境を守る下水道の整備	<u>2.905</u>	<u>3.323</u>	[高満足度×高重要度]【維持・強化】
全施策分野の平均	2.652	3.149	

注意：下線は全施策分野の平均を上回るもの

回答者全体 (n = 1,825)



③年代別のポートフォリオ分析

年代別ごとの満足度・重要度の平均軸の傾向と、その平均軸に対する環境関連施策の分布状況を年代別に整理すると以下となる。

<18～19 歳>

18～19 歳の平均軸は、満足度 2.859・重要度 3.292 であり、全体(満足度 2.651・重要度 3.149)と比べると、満足度・重要度のいずれもかなり高めの水準となっている。この平均軸で「低満足度×高重要度」【最優先に改善】の評価となる対象施策分野はない。

<20～29 歳>

20～29 歳の平均軸は、満足度 2.590・重要度 3.214 であり、全体(満足度 2.651・重要度 3.149)と比べると、満足度は低め、重要度は高めの水準となっている。この平均軸で「低満足度×高重要度」【最優先に改善】の評価となる対象施策分野は、「37. 公共交通網の整備」である。

<30～39 歳>

30～39 歳の平均軸は、満足度 2.666・重要度 3.176 であり、全体(満足度 2.651・重要度 3.149)と比べると、満足度・重要度のいずれもわずかに高めの水準となっている。この平均軸で「低満足度×高重要度」【最優先に改善】の評価となる対象施策分野は、「37. 公共交通網の整備」と「40. 住みよい生活環境の推進」である。

<40～49 歳>

40～49 歳の平均軸は、満足度 2.590・重要度 3.214 であり、全体(満足度 2.651・重要度 3.149)と比べると、満足度は低め、重要度は高めの水準となっている。この平均軸で「低満足度×高重要度」【最優先に改善】の評価となる対象施策分野は、「37.公共交通網の整備」である。

<50～59 歳>

50～59 歳の平均軸は、満足度 2.590・重要度 3.214 であり、全体(満足度 2.651・重要度 3.149)と比べると、満足度は低め、重要度は高めの水準となっている。この平均軸で「低満足度×高重要度」【最優先に改善】の評価となる対象施策分野はない。

<60～69 歳>

60～69 歳の平均軸は、満足度 2.590・重要度 3.214 であり、全体(満足度 2.651・重要度 3.149)と比べると、満足度は低め、重要度は高めの水準となっている。この平均軸で「低満足度×高重要度」【最優先に改善】の評価となる対象施策分野はない。

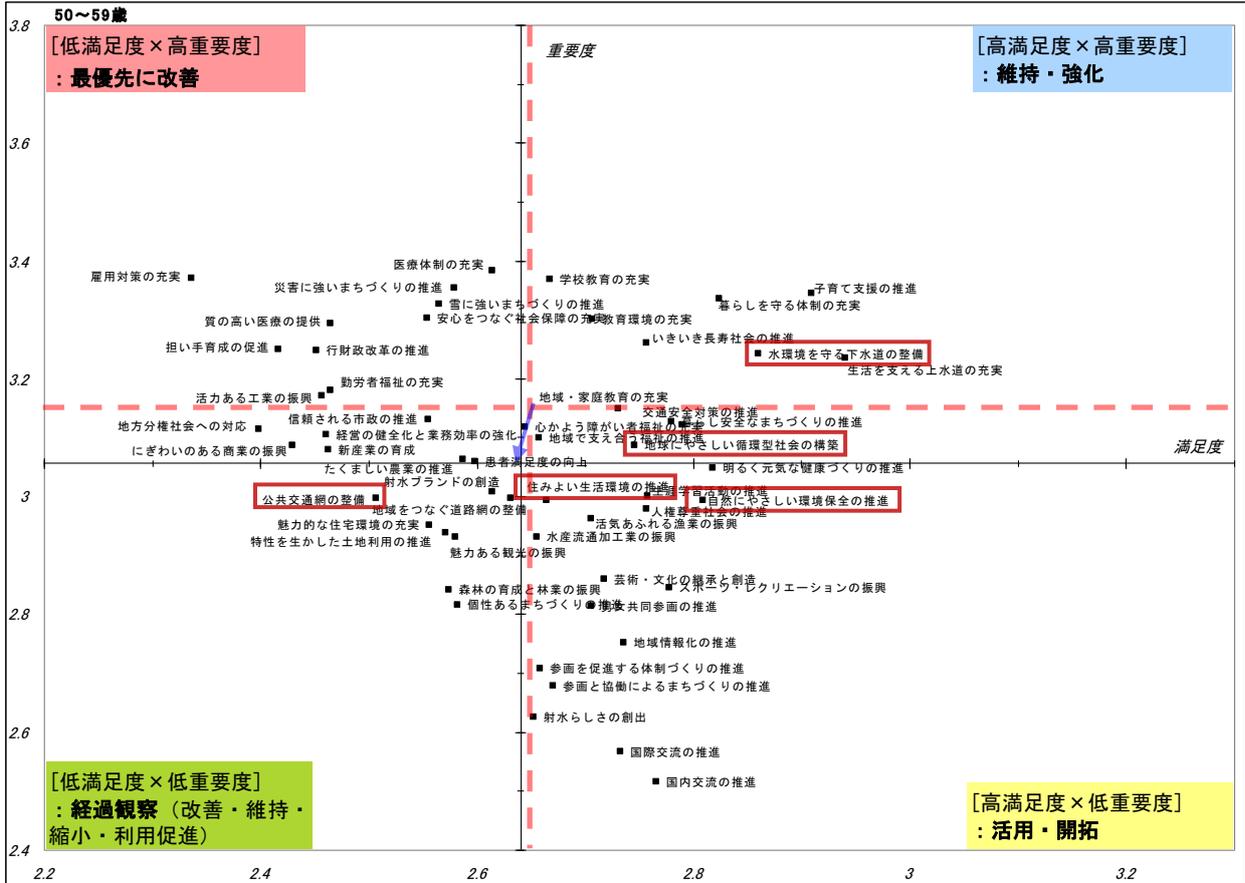
<70 歳以上>

70 歳以上の平均軸は、満足度 2.590・重要度 3.214 であり、全体(満足度 2.651・重要度 3.149)と比べると、満足度は低め、重要度は高めの水準となっている。この平均軸で「低満足度×高重要度」【最優先に改善】の評価となる対象施策分野はない。

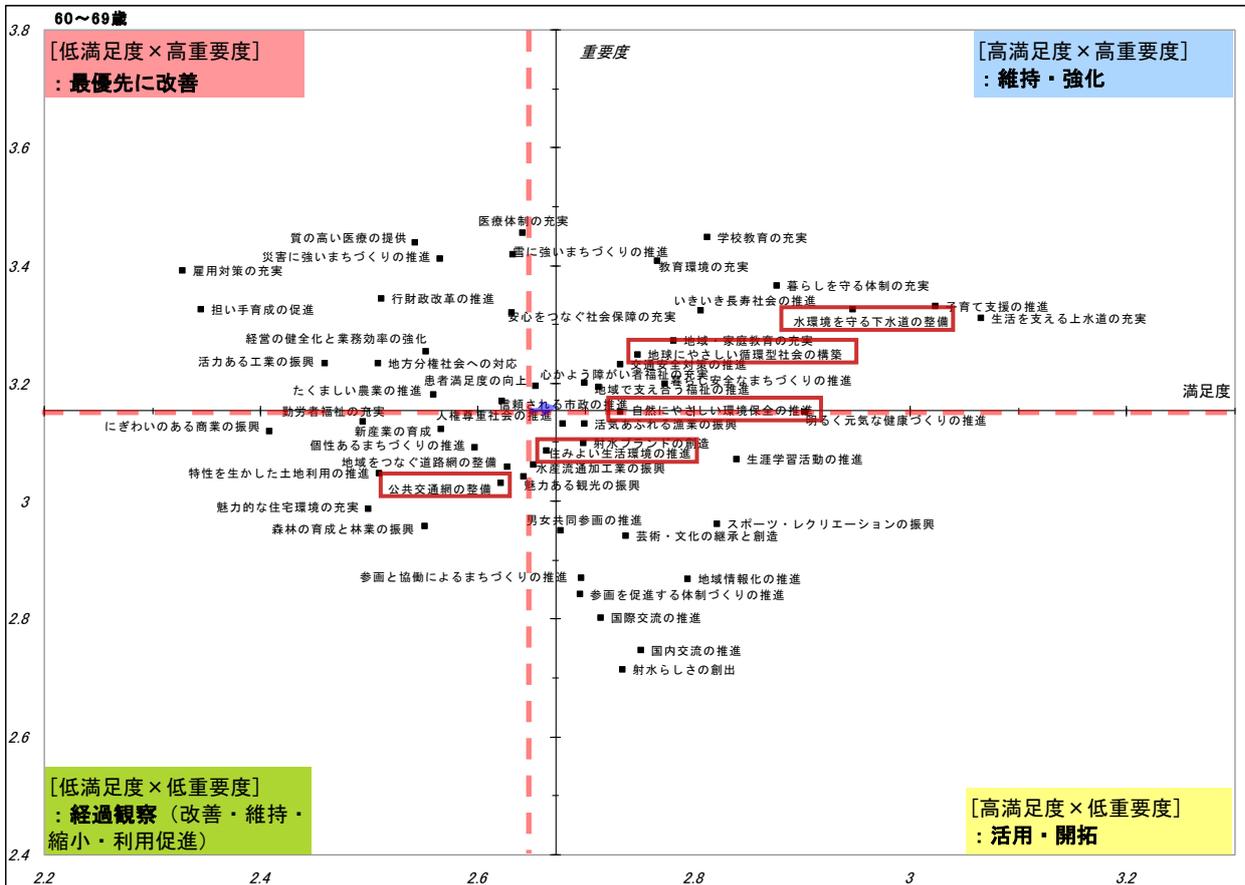
表 年代別のポートフォリオ分析結果（年代別の平均軸に基づく）

	33. 自然にやさしい環境保全の推進	34. 地球にやさしい循環型社会の構築	37. 公共交通網の整備	40. 住みよい生活環境の推進	42. 水環境を守る下水道の整備
18～19 歳	活用・開拓	維持・強化	経過観察	経過観察	維持・強化
20～29 歳	維持・強化	維持・強化	最優先に改善	維持・強化	維持・強化
30～39 歳	活用・開拓	維持・強化	最優先に改善	最優先に改善	維持・強化
40～49 歳	活用・開拓	維持・強化	最優先に改善	維持・強化	維持・強化
50～59 歳	活用・開拓	維持・強化	経過観察	活用・開拓	維持・強化
60～69 歳	活用・開拓	維持・強化	経過観察	経過観察	維持・強化
70 歳以上	活用・開拓	維持・強化	経過観察	経過観察	維持・強化
全体	活用・開拓	維持・強化	経過観察	経過観察	維持・強化

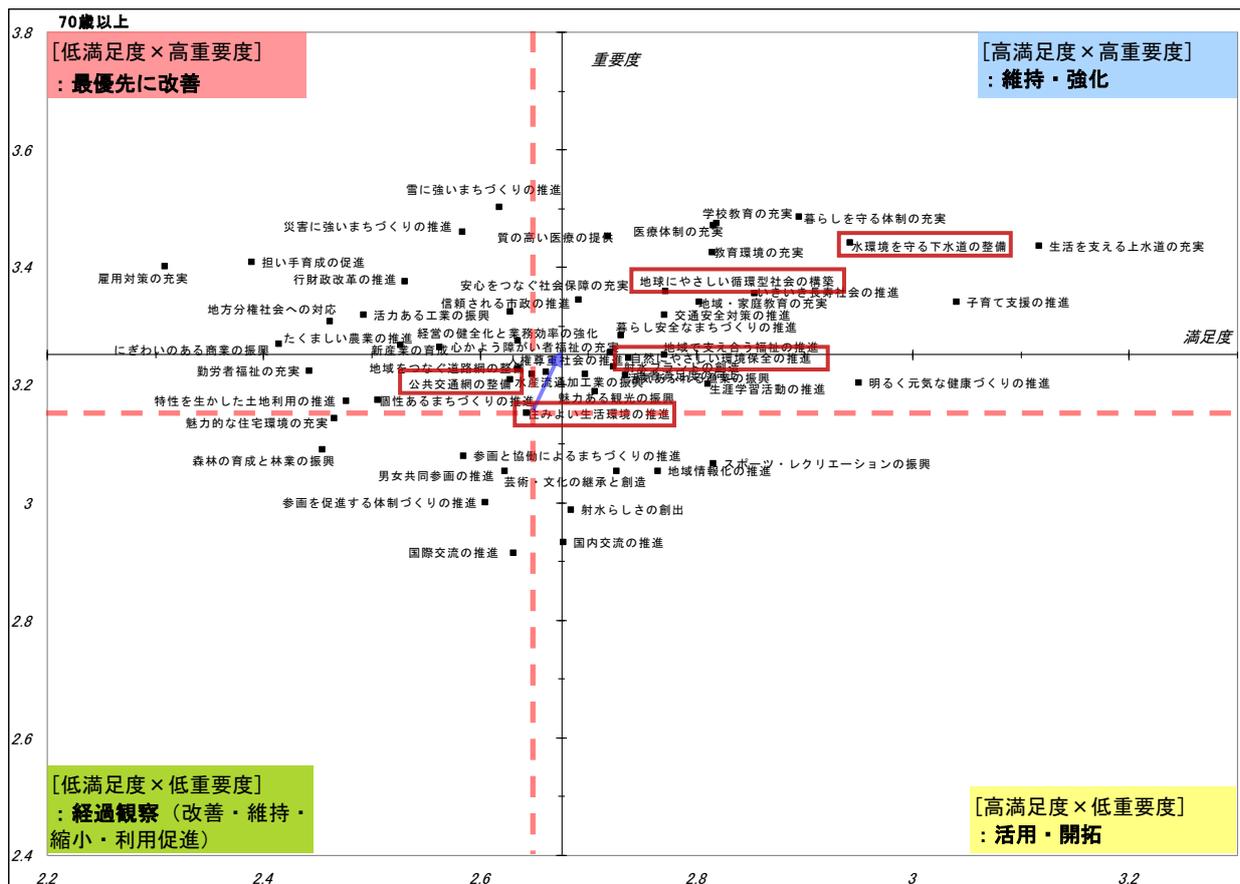
50~59歳 (n=302)



60~69歳 (n=466)



70歳以上 (n=306)



なお、対象施策分野について、全体の平均軸に基づき、年代別の評価の違いをみると以下のとおりである。

33. 自然にやさしい環境保全の推進

「33. 自然にやさしい環境保全の推進」について、年齢全体では【高満足度×低重要度】【活用・開拓】の方向性ととらえている。30～59歳の各年代では、全体と同様に【高満足度×低重要度】【活用・開拓】であるが、18～29歳および60～70歳以上の各年代では、【高満足度×高重要度】【維持・強化】であり、若年層および高齢層において、わずかではあるが重要度が高い傾向となっている。

34. 地球にやさしい循環型社会の構築

「34. 地球にやさしい循環型社会の構築」について、年齢全体では【高満足度×高重要度】【維持・強化】の方向性ととらえている。18～39歳および60～70歳以上の多くの各年代で、全体と同様の【高満足度×高重要度】【維持・強化】である。一方、40～49歳では【低満足度×高重要度】【最優先に改善】、50～59歳では【高満足度×低重要度】【活用・開拓】の方向性となっている。

37. 公共交通網の整備

「37. 公共交通網の整備」について、年齢全体では【低満足度×低重要度】【経過観察】の方向性ととらえている。50～69歳の各年代で全体と同様の【低満足度×低重要度】【経過措置】

であるが、18～49 歳および 60～70 歳以上の若年層から高齢層の多くの各年代で【低満足度×高重要度】【最優先に改善】の方向性ととらえている。

40. 住みよい生活環境の推進

「40. 住みよい生活環境の推進」について、年齢全体では【低満足度×低重要度】【経過観察】の方向性ととらえている。40～49 歳だけが全体と同様の【低満足度×低重要度】【経過観察】であり、18～19 歳は【高満足度×高重要度】【維持・強化】、20～39 歳および 70 歳以上の各年代では【低満足度×高重要度】【最優先に改善】、50～69 歳の各年代では【高満足度×低重要度】【活用・開拓】の方向性ととらえている。これから住宅取得の可能性の高い若年～壮年層（18～39 歳）の重要度が高い傾向にある。

42. 水環境を守る下水道の整備

「42. 水環境を守る下水道の整備」について、年齢全体では【高満足度×高重要度】【維持・強化】の方向性であり、すべての年代で同様の方向性ととらえている。

表 年代別の満足度・重要度の評価結果（全体の平均軸に基づく）

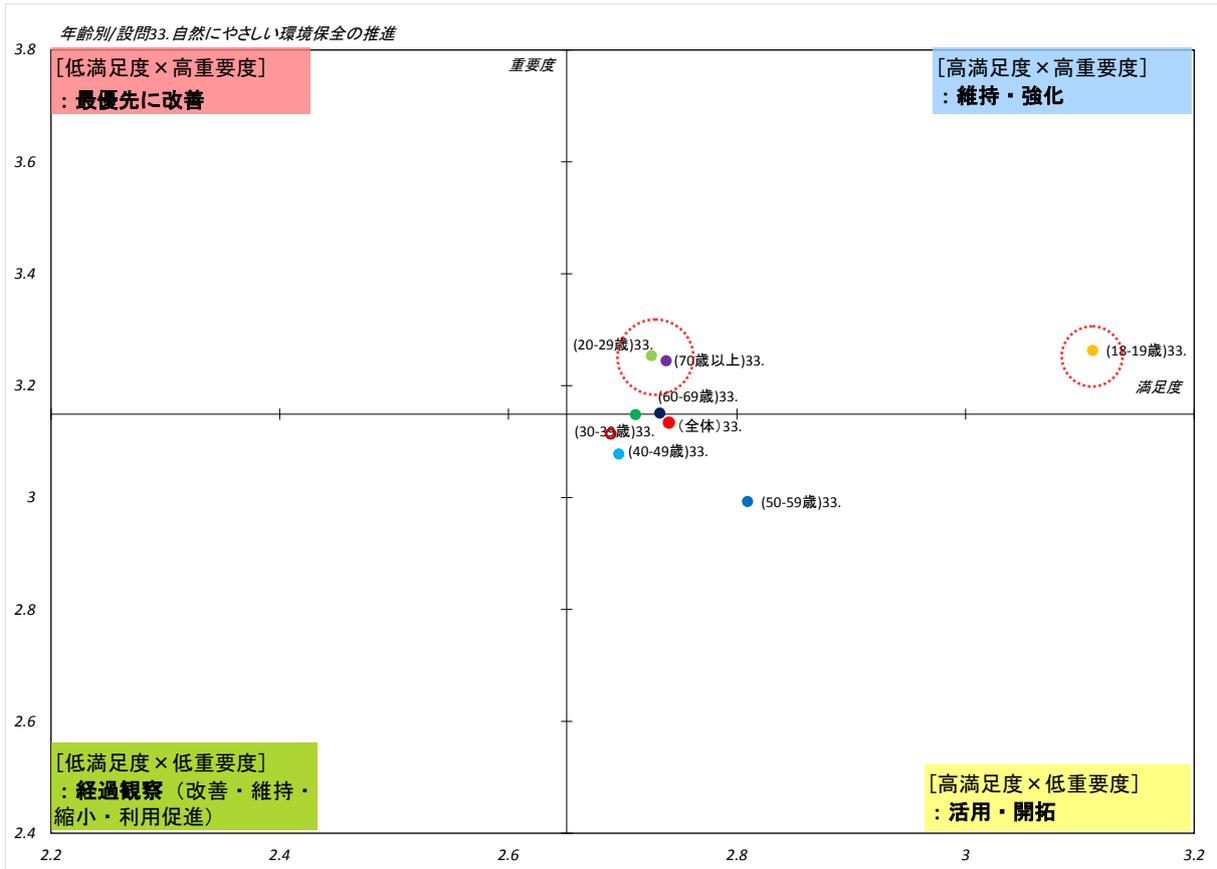
		年齢全体	18～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上
33. 自然にやさしい環境保全の推進	満足度	<u>2.741</u>	<u>3.111</u>	<u>2.725</u>	<u>2.711</u>	<u>2.697</u>	<u>2.809</u>	<u>2.733</u>	<u>2.738</u>
	重要度	3.134	<u>3.263</u>	<u>3.254</u>	3.148	3.078	2.993	<u>3.151</u>	<u>3.245</u>
	評価 (方向性)	活用・開拓	維持・強化	維持・強化	活用・開拓	活用・開拓	活用・開拓	維持・強化	維持・強化
34. 地球にやさしい循環型社会の構築	満足度	<u>2.726</u>	<u>3.056</u>	<u>2.667</u>	<u>2.734</u>	2.627	<u>2.746</u>	<u>2.749</u>	<u>2.773</u>
	重要度	<u>3.231</u>	<u>3.333</u>	<u>3.267</u>	<u>3.212</u>	<u>3.250</u>	3.086	<u>3.247</u>	<u>3.358</u>
	評価 (方向性)	維持・強化	維持・強化	維持・強化	維持・強化	最優先に改善	活用・開拓	維持・強化	維持・強化
37. 公共交通網の整備	満足度	2.517	2.263	2.439	2.488	2.347	2.507	2.623	2.629
	重要度	3.136	<u>3.200</u>	<u>3.363</u>	<u>3.185</u>	<u>3.221</u>	2.997	3.030	<u>3.209</u>
	評価 (方向性)	経過観察	最優先に改善	最優先に改善	最優先に改善	最優先に改善	経過観察	経過観察	最優先に改善
40. 住みよい生活環境の推進	満足度	2.644	<u>2.667</u>	2.595	2.641	2.615	<u>2.664</u>	<u>2.664</u>	2.644
	重要度	3.114	<u>3.200</u>	<u>3.216</u>	<u>3.206</u>	3.104	2.993	3.085	<u>3.151</u>
	評価 (方向性)	経過観察	維持・強化	最優先に改善	最優先に改善	経過観察	活用・開拓	活用・開拓	最優先に改善
42. 水環境を守る下水道の整備	満足度	<u>2.904</u>	<u>3.000</u>	<u>2.876</u>	<u>2.846</u>	<u>2.914</u>	<u>2.860</u>	<u>2.948</u>	<u>2.943</u>
	重要度	<u>3.323</u>	<u>3.500</u>	<u>3.379</u>	<u>3.300</u>	<u>3.289</u>	<u>3.241</u>	<u>3.324</u>	<u>3.442</u>
	評価 (方向性)	維持・強化							
年齢別の全施策分野の平均	満足度	2.651	2.859	2.590	2.666	2.604	2.641	2.673	2.676
	重要度	3.149	3.292	3.214	3.176	3.083	3.056	3.154	3.253

注意：下線は満足度・重要度の全体平均（満足度 2.651、重要度 3.149）を上回るもの

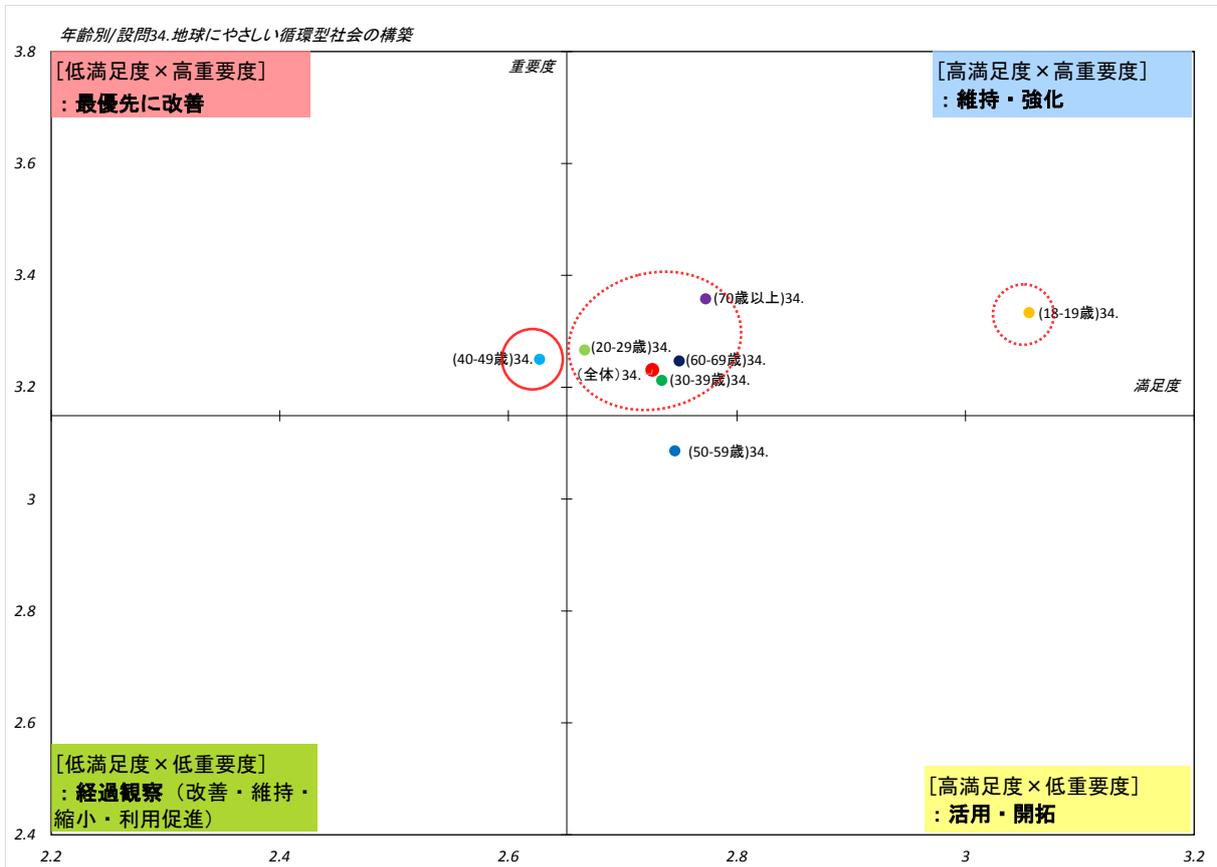
評価（方向性）は、全体の平均軸に基づくもの

設問別・年齢別分布：33.自然にやさしい環境保全の推進

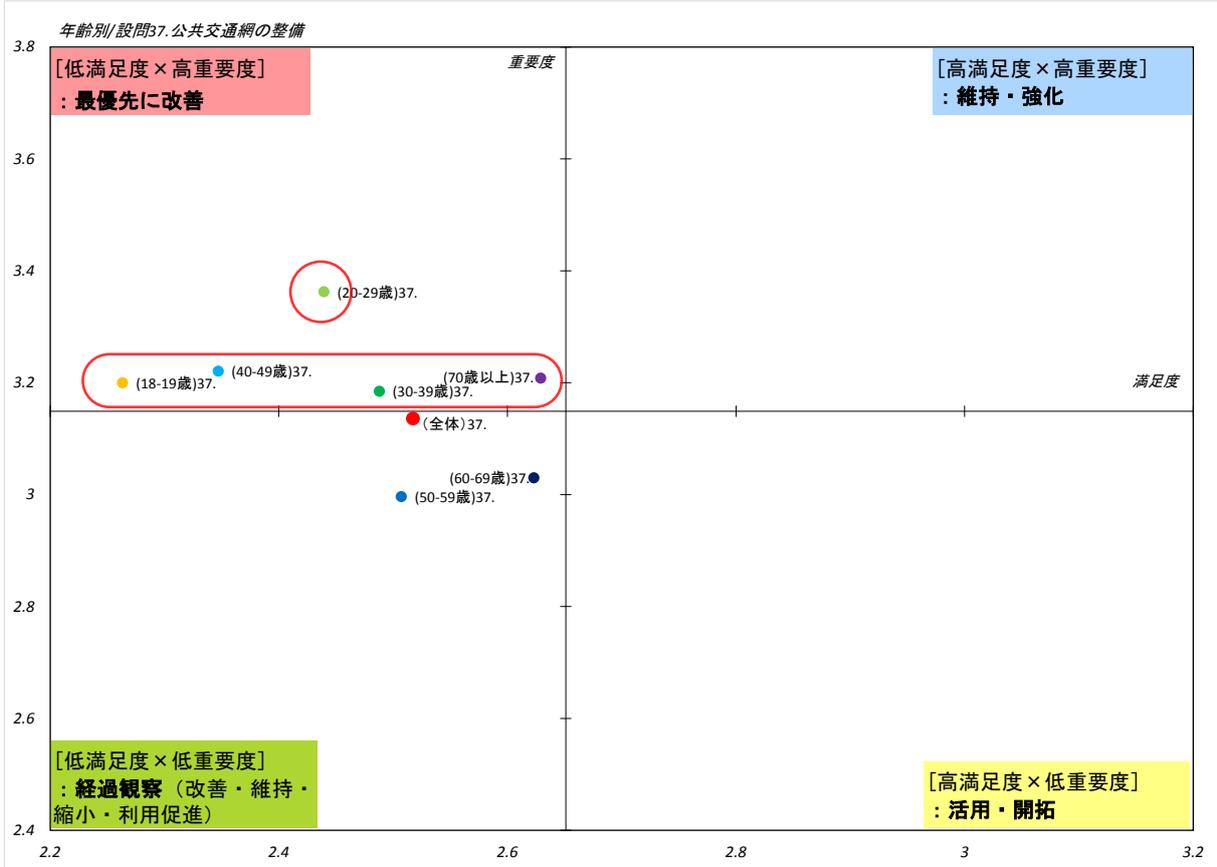
※以下は全体の平均軸



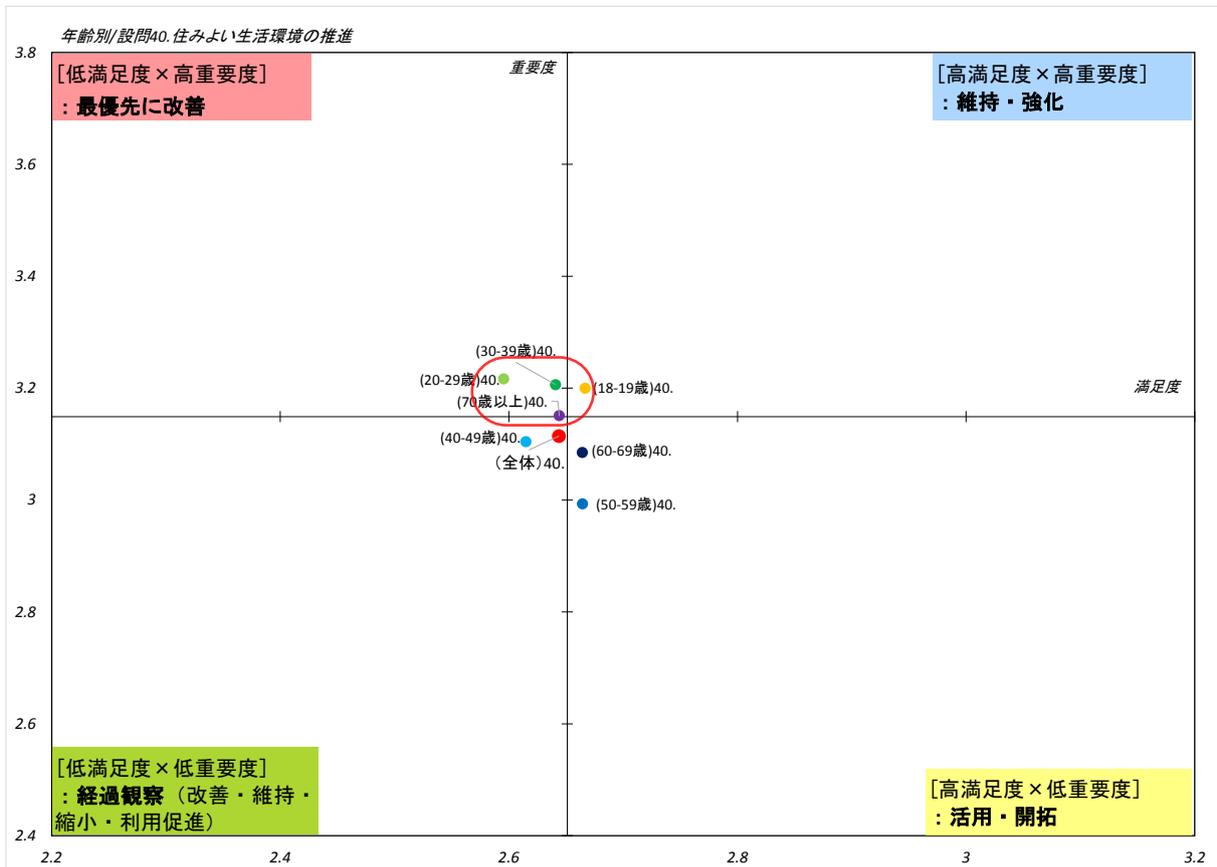
設問別・年齢別分布：34.地球にやさしい循環型社会の構築



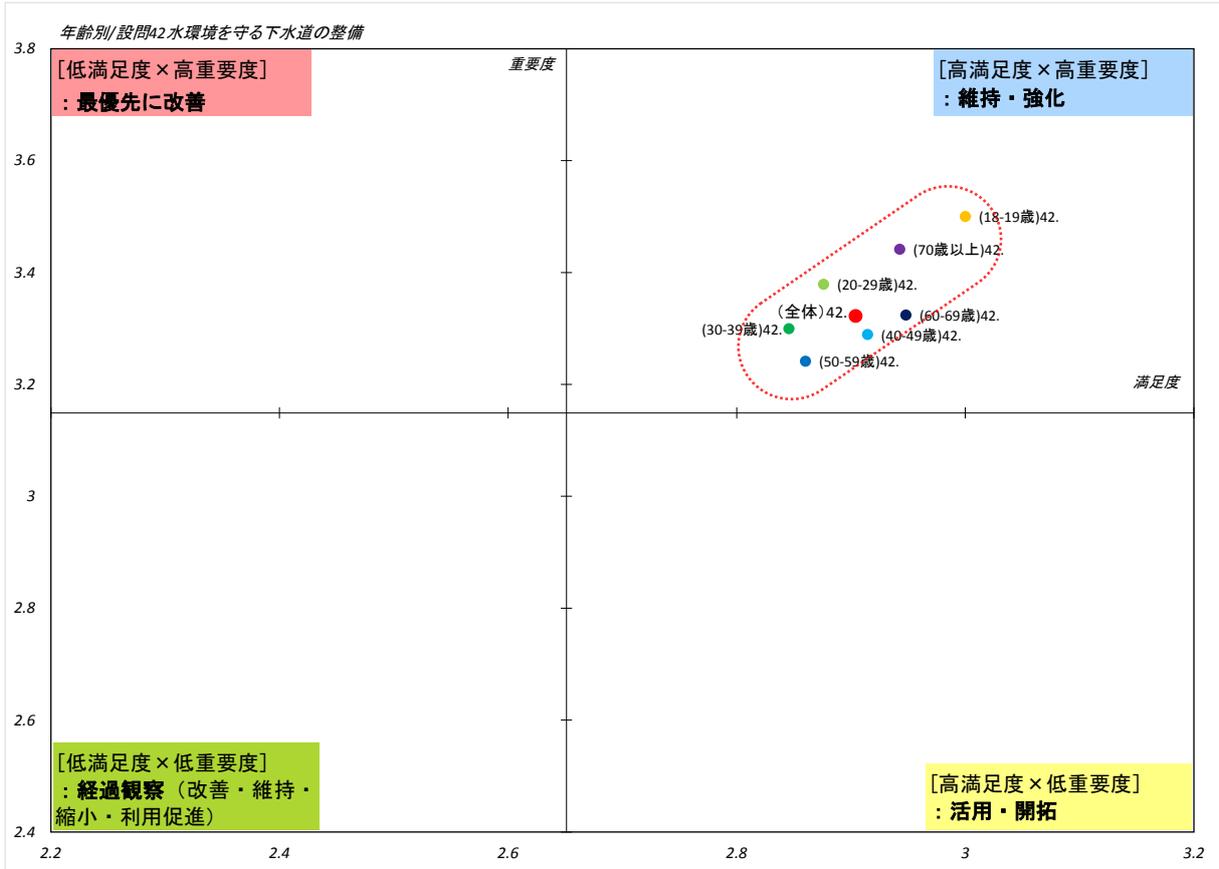
設問別・年齢別分布：37.公共交通網の整備



設問別・年齢別分布：40.住みよい生活環境の推進



設問別・年齢別分布：42 水環境を守る下水道の整備



④地区別のポートフォリオ分析

地区別ごとの満足度・重要度の平均軸の傾向と、その平均軸に対する環境関連施策の分布状況を地区別に整理すると以下となる。

<新湊地区>

新湊地区の平均軸は、満足度 2.595・重要度 3.181 であり、全体(満足度 2.651・重要度 3.149)と比べると、満足度は低め、重要度は高めの水準となっている。この平均軸で「低満足度×高重要度」【最優先に改善】の評価となる対象施策分野は、「37.公共交通網の整備」である。

<小杉地区>

小杉地区の平均軸は、満足度 2.655・重要度 3.144 であり、全体(満足度 2.651・重要度 3.149)とほぼ同じ水準となっている。この平均軸で「低満足度×高重要度」【最優先に改善】の評価となる対象施策分野はない。

<大門地区>

大門地区の平均軸は、満足度 2.678・重要度 3.118 であり、全体(満足度 2.651・重要度 3.149)と比べると、わずかに満足度は低め、重要度は高めの水準となっている。この平均軸で「低満足度×高重要度」【最優先に改善】の評価となる対象施策分野はない。

<大島地区>

大島地区の平均軸は、満足度 2.667・重要度 3.133 であり、全体(満足度 2.651・重要度 3.149)とほぼ同じ水準となっている。この平均軸で「低満足度×高重要度」【最優先に改善】の評価となる対象施策分野はない。

<下地区>

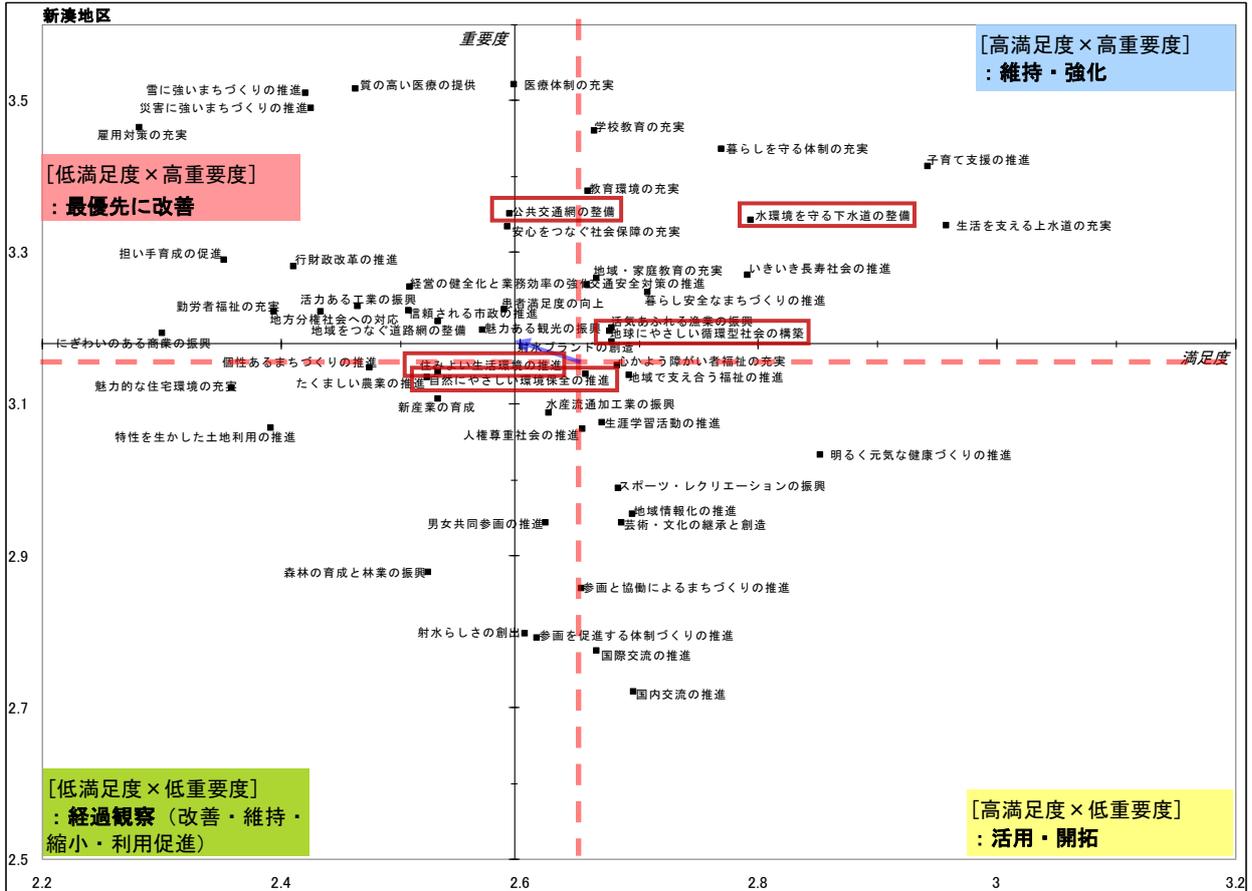
下地区の平均軸は、満足度 2.704・重要度 3.177 であり、全体(満足度 2.651・重要度 3.149)と比べると、わずかに満足度・重要度のいずれも高めの水準となっている。この平均軸で「低満足度×高重要度」【最優先に改善】の評価となる対象施策分野は、「37.公共交通網の整備」である。

表 地区別のポートフォリオ分析結果（地区別の平均軸に基づく）

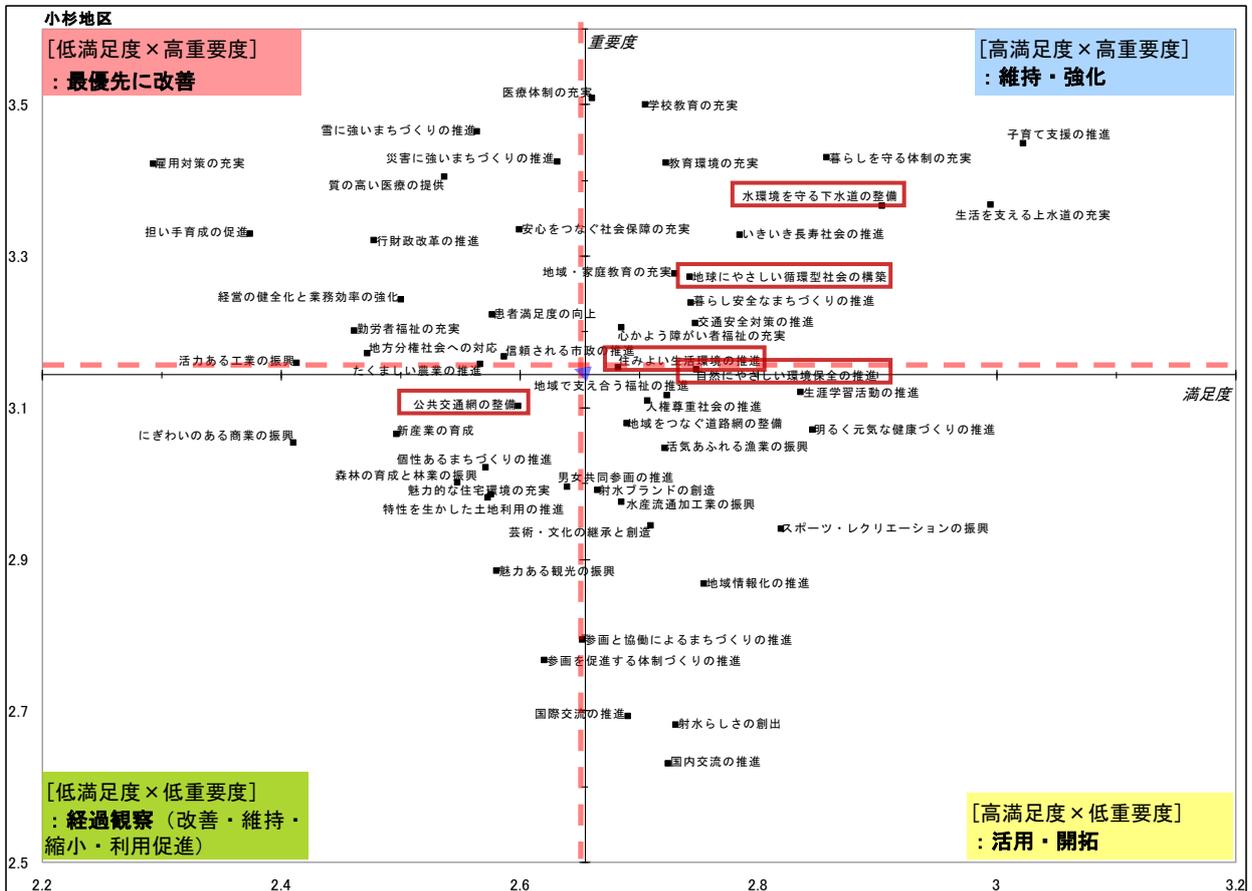
	33. 自然にやさしい環境保全の推進	34. 地球にやさしい循環型社会の構築	37. 公共交通網の整備	40. 住みよい生活環境の推進	42. 水環境を守る下水道の整備
新湊地区	活用・開拓	維持・強化	最優先に改善	経過観察	維持・強化
小杉地区	維持・強化	維持・強化	経過観察	維持・強化	維持・強化
大門地区	活用・開拓	維持・強化	経過観察	経過観察	維持・強化
大島地区	活用・開拓	維持・強化	経過観察	維持・強化	維持・強化
下地区	活用・開拓	維持・強化	最優先に改善	経過観察	維持・強化
全体	活用・開拓	維持・強化	経過観察	経過観察	維持・強化

新湊地区 (n=464)

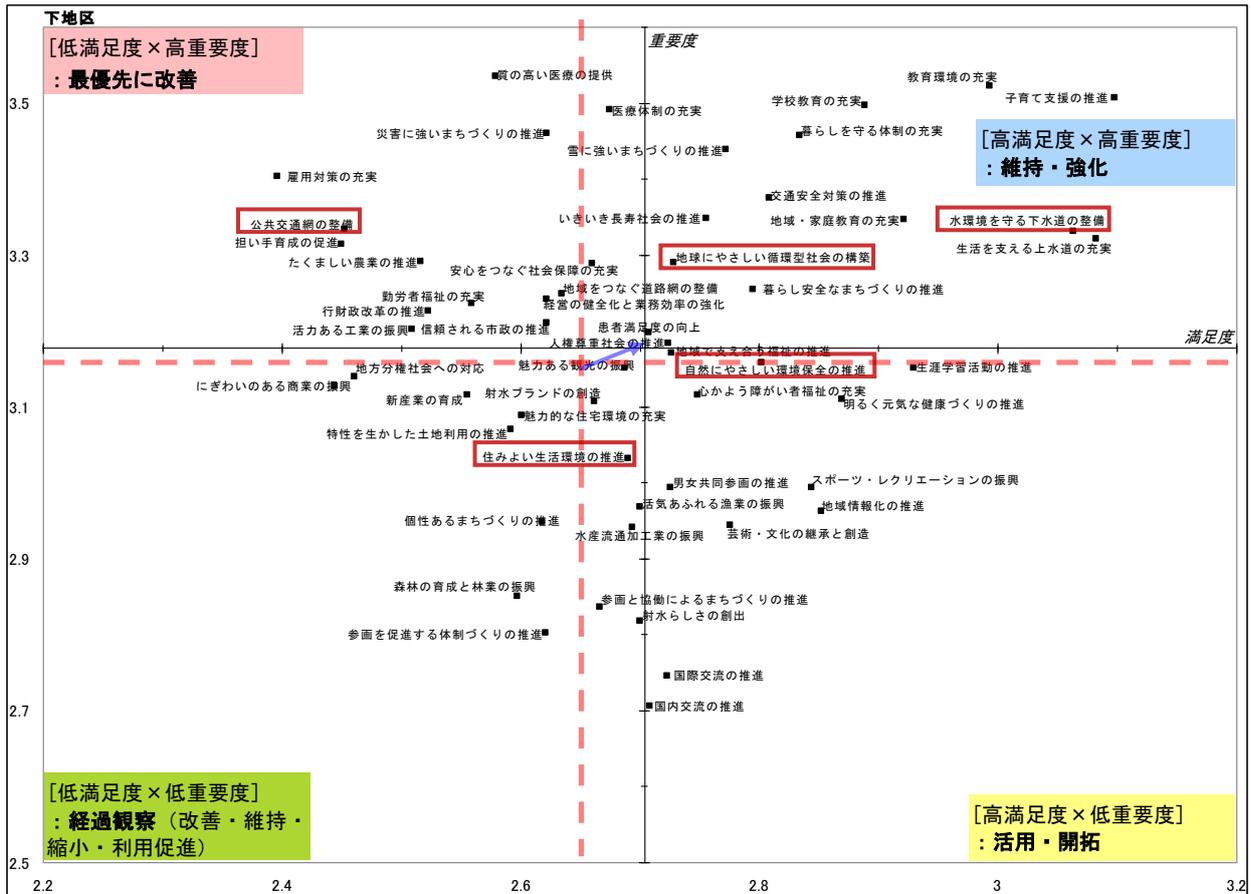
※黒実線は地区別の平均軸、赤破線は全体の平均軸



小杉地区 (n=444)



下地区 (n = 169)



なお、対象施策分野について、全体の平均軸に基づき、地区別の評価の違いをみると以下のとおりである。

33. 自然にやさしい環境保全の推進

「33. 自然にやさしい環境保全の推進」について、地区全体では [高満足度×低重要度] 【活用・開拓】の方向性であり、新湊、小杉、大門、大島の4地区において地区全体と同様の方向性となっている。下地区では [高満足度×高重要度] 【維持・強化】の方向性であるが、その差はわずかである。

34. 地球にやさしい循環型社会の構築

「34. 地球にやさしい循環型社会の構築」について、地区全体では [高満足度×高重要度] 【維持・強化】の方向性である。5地区すべてにおいて地区全体と同様の方向性となっている。

37. 公共交通網の整備

「37. 公共交通網の整備」について、地区全体では [低満足度×低重要度] 【経過措置】の方向性であり、小杉、大門、大島の3地区において地区全体と同様の方向性である。新湊と下の2地区では [低満足度×高重要度] 【最優先に改善】の方向性となっている。なお、他の施策分野と比べると地区のばらつきが大きい。

40. 住みよい生活環境の推進

「40. 住みよい生活環境の推進」について、地区全体では【高満足度×低重要度】【活用・開拓】の方向性であり、大門、大島、下の3地区において地区全体と同様の方向性である。新湊地区では【低満足度×低重要度】【経過観察】、小杉地区では【高満足度×高重要度】【維持・強化】の方向性となっている。人口が最も多い新湊地区で満足度が最も低くなっている。

42. 水環境を守る下水道の整備

「42. 水環境を守る下水道の整備」について、地区全体では【高満足度×高重要度】【維持・強化】の方向性であり、すべての地区で同様の方向性となっている。満足度に関しては地区ごとのばらつきが大きい。

表 地区別の満足度・重要度の評価結果（全体の平均軸に基づく）

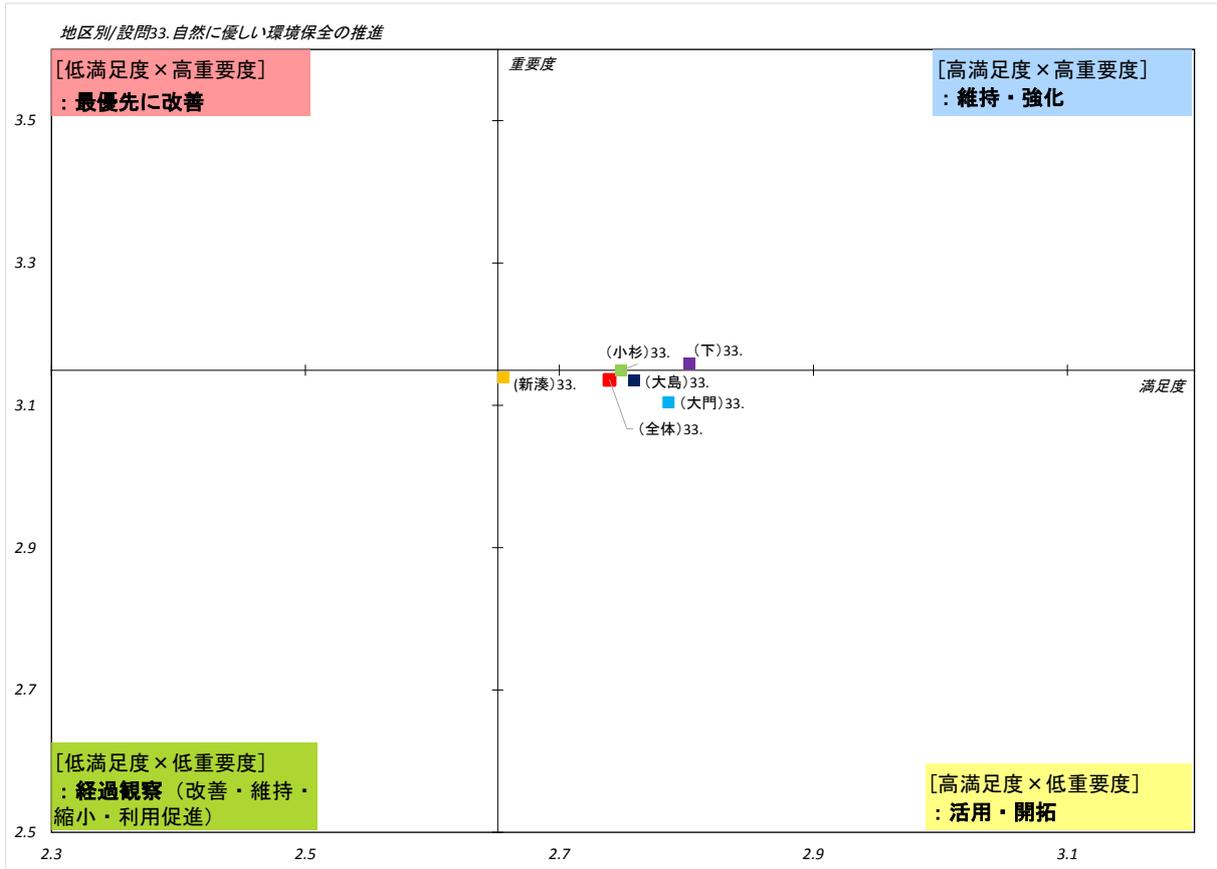
		地区全体	新湊地区	小杉地区	大門地区	大島地区	下地区
33. 自然にやさしい環境保全の推進	満足度	<u>2.739</u>	2.656	<u>2.749</u>	<u>2.786</u>	2.759	<u>2.803</u>
	重要度	3.136	3.139	3.149	3.104	3.135	<u>3.158</u>
	評価（方向性）	活用・開拓	活用・開拓	活用・開拓	活用・開拓	活用・開拓	維持・強化
34. 地球にやさしい循環型社会の構築	満足度	<u>2.724</u>	<u>2.676</u>	<u>2.743</u>	<u>2.765</u>	<u>2.719</u>	<u>2.729</u>
	重要度	<u>3.233</u>	<u>3.195</u>	<u>3.272</u>	<u>3.245</u>	<u>3.196</u>	<u>3.289</u>
	評価（方向性）	維持・強化	維持・強化	維持・強化	維持・強化	維持・強化	維持・強化
37. 公共交通網の整備	満足度	2.519	2.592	2.600	2.410	2.465	2.453
	重要度	3.140	<u>3.350</u>	3.101	2.957	3.006	<u>3.333</u>
	評価（方向性）	経過観察	最優先に改善	経過観察	経過観察	経過観察	最優先に改善
40. 住みよい生活環境の推進	満足度	<u>2.690</u>	2.532	<u>2.683</u>	<u>2.664</u>	<u>2.698</u>	<u>2.690</u>
	重要度	3.032	3.141	<u>3.152</u>	3.064	3.137	3.032
	評価（方向性）	活用・開拓	経過観察	維持・強化	活用・開拓	活用・開拓	活用・開拓
42. 水環境を守る下水道の整備	満足度	<u>2.903</u>	<u>2.794</u>	<u>2.904</u>	<u>2.965</u>	<u>2.907</u>	<u>3.064</u>
	重要度	<u>3.324</u>	<u>3.342</u>	<u>3.365</u>	<u>3.285</u>	<u>3.288</u>	<u>3.331</u>
	評価（方向性）	維持・強化	維持・強化	維持・強化	維持・強化	維持・強化	維持・強化
地区別の全施策分野の平均	満足度	2.651	2.595	2.655	2.678	2.667	2.704
	重要度	3.149	3.181	3.144	3.118	3.133	3.177

注意：下線は満足度・重要度の全体平均（満足度 2.651、重要度 3.149）を上回るもの

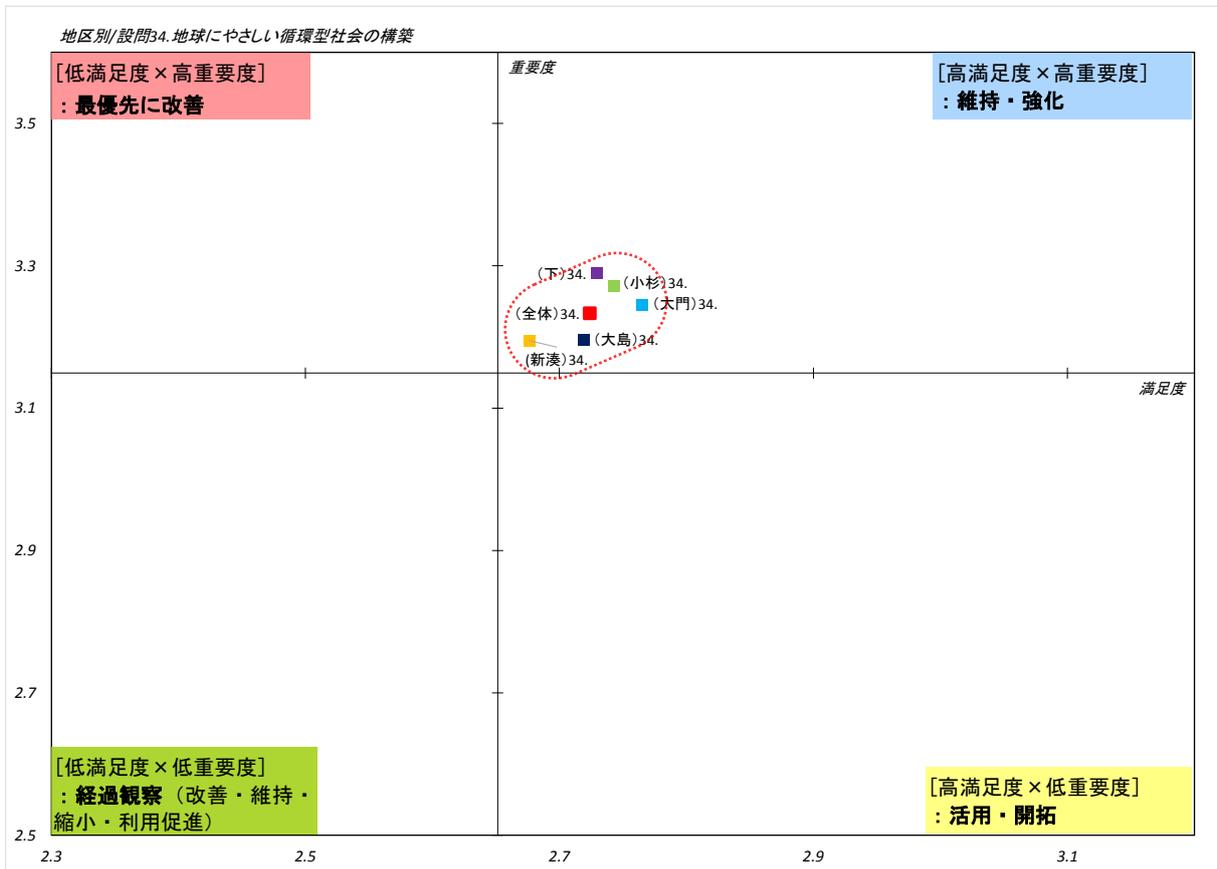
評価（方向性）は、全体の平均軸に基づくもの

設問別・地区別分布：33.自然にやさしい環境保全の推進

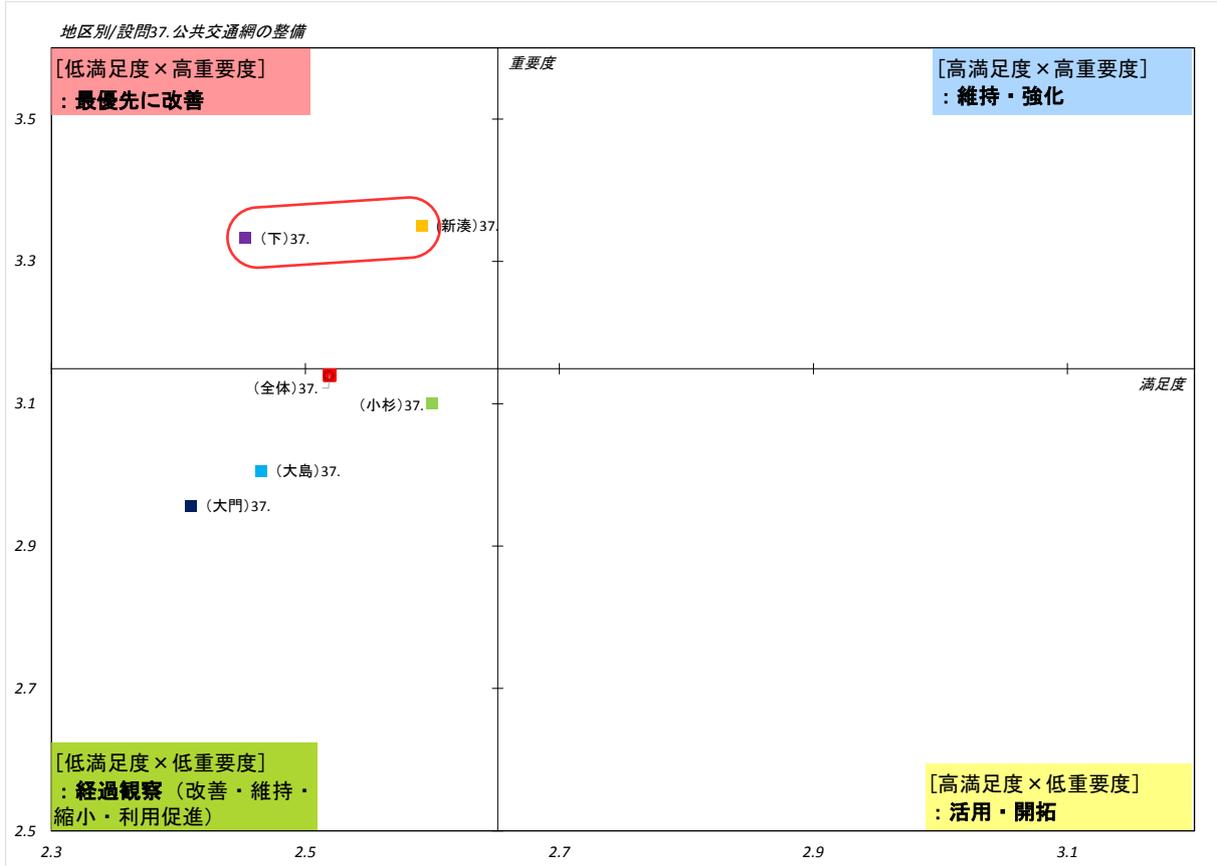
※以下は全体の平均軸



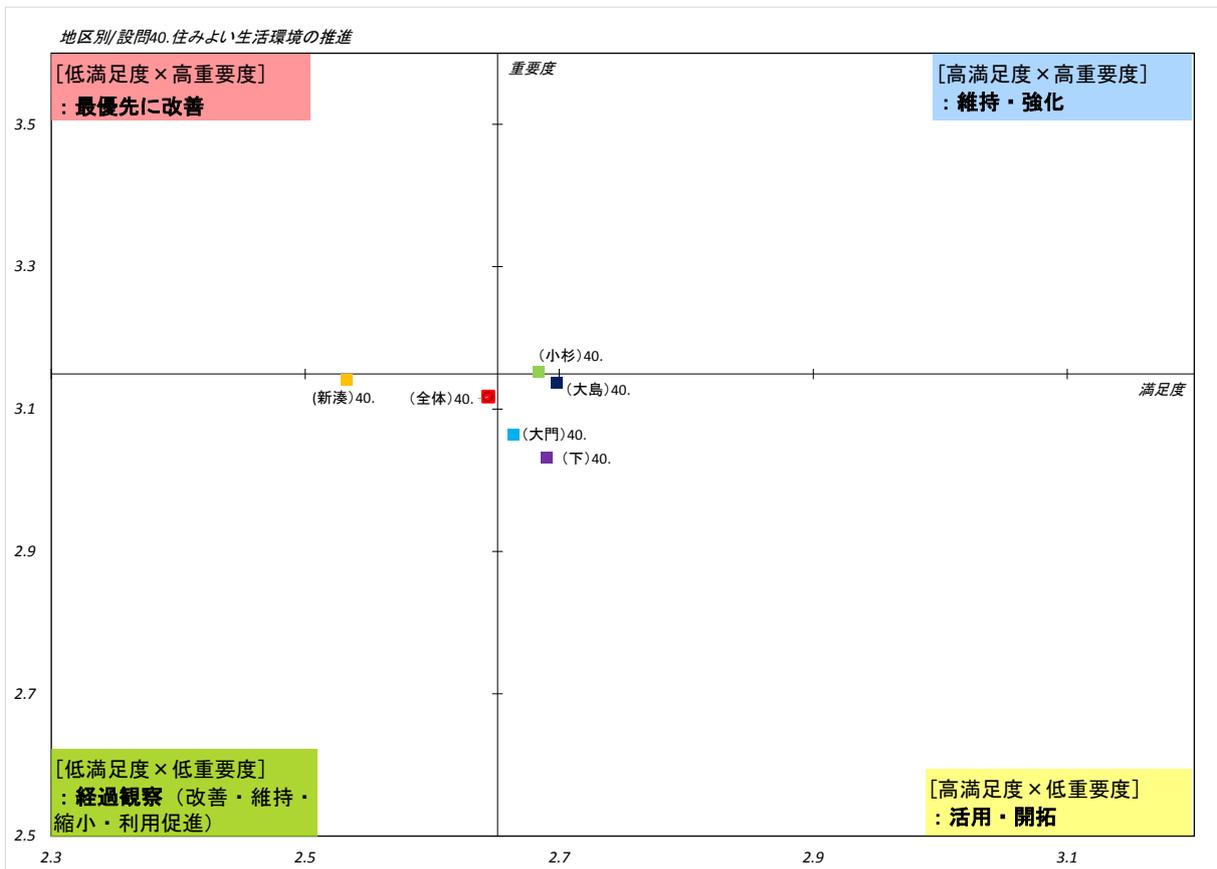
設問別・地区別分布：34.地球にやさしい循環型社会の構築



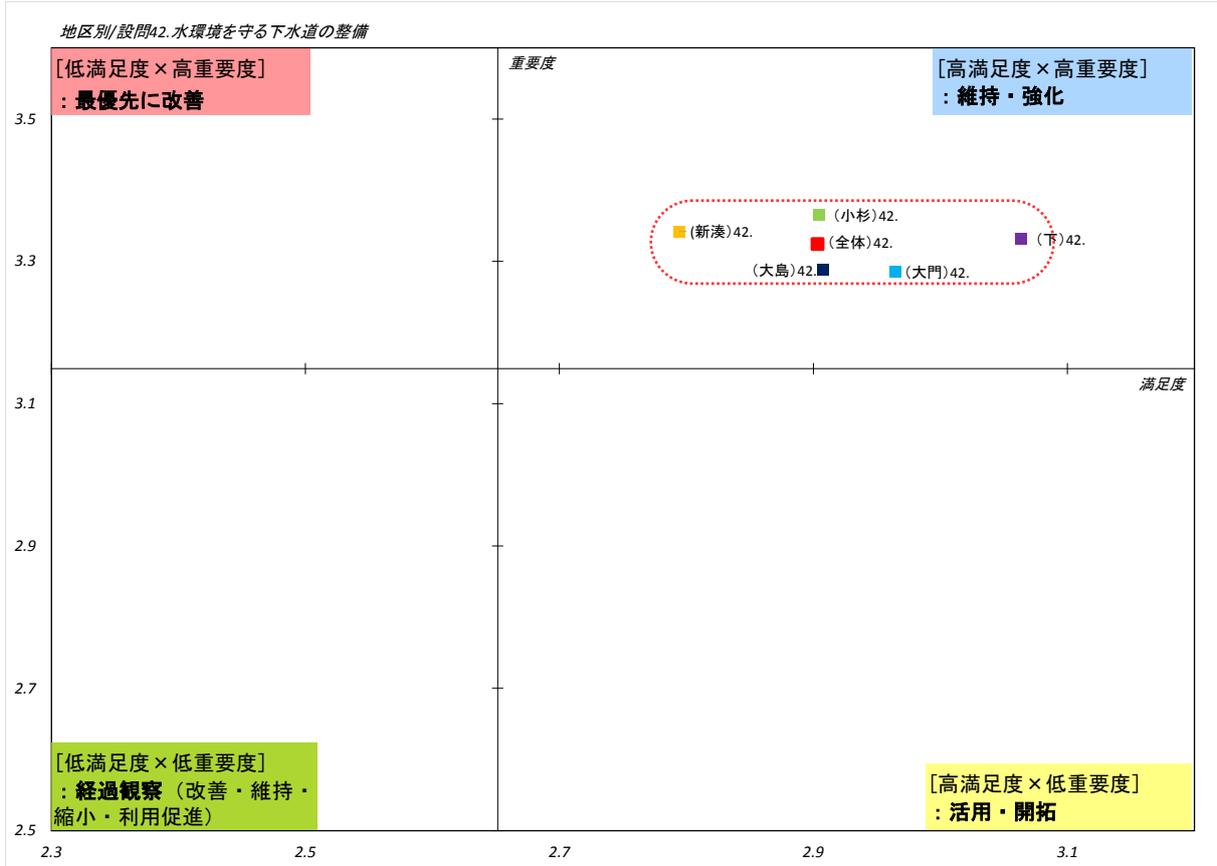
設問別・地区別分布：37.公共交通網の整備



設問別・地区別分布：40.住みよい生活環境の推進



設問別・地区別分布：42 水環境を守る下水道の整備



第 ii 節 国民の環境問題に対する意識（平成 28 年度 環境にやさしいライフスタイル調査（全国）から）

（1）調査概要

①調査目的

- ・「環境にやさしいライフスタイル調査」は、国では毎年、環境基本計画に基づく環境政策の実施状況を把握するためのデータ収集を目的として、国民の環境保全に関する意識の状況等に関してアンケート調査を実施する。

②調査項目

- ア. 環境問題に関する意識について
- イ. 環境問題に対する取組に関する意識について
- ウ. 環境情報に関する意識について
- エ. 環境行政に関する意識について

③調査方法

- ・インターネットを用い、リサーチ会社が保有するモニター約 240 万サンプルに対し、回答者の属性が、性別・年代別・地域別に、日本の人口比率とおおよそ一致するように設定をした上で、回答を依頼し、調査を実施した。
- ・調査期間：平成 29 年 2 月 10 日（金）～平成 29 年 2 月 12 日（日）
- ・回答数：全国の 20 歳以上の男女 2,631 人

④回答者属性

- ・性別：男性 48%、女性 52%
- ・年代：20～29 歳 13%、30～39 歳 17%、40～49 歳 16%、50～59 歳 16%、60～69 歳 18%、70 歳以上 20%、
- ・職業：会社員 29%、専業主婦 24%、無職 18%、パート・アルバイト 13%、自営業 4%、自由業 3%、公務員 3%、学生 3%（*上位 8 位まで）
- ・居住地域：北海道・東北 12%、関東 33%、北陸 3%、中部 15%、近畿 16%、中国・四国 10%、九州・沖縄 11%
- ・都市規模：政令指定都市 31%、10 万人以上の市、東京 23 区 37%、10 万人未満の市 25%、町村 7%
- ・居住地区：住宅の多い地区 82%、商店その他の事務所の多い地区 6%、工場の多い地区 2%、農山漁村地区 9%、その他 0.9%

（2）結果概要

- ・調査項目の主に、ア. 環境問題に関する意識、イ. 環境問題に対する取組に関する意識、エ. 環境行政に関する意識の中から一部を抜粋して概要を整理する。取り上げる具体的な設問は以下のとおり。
- ・2.1 関心のある環境問題、2.2 近年の環境の状況についての実感、2.4 今後の環境の状況に対しての不安、2.5 環境問題に対する考え方等への意見・考え、2.6 環境配慮行動の実施意向、2.11 地方公共団体の環境行政への満足度及び今後求めること、2.12 環境に対する関心の変化

2.1 関心のある環境問題

- ・関心のある環境問題を複数回答で聞いたところ、「地球温暖化」が最も多く 67.0%であり、次いで「大

「気汚染」41.1%、「森林の減少」29.3%、「オゾン層破壊」28.6%、「事故由来放射性物質」28.4%、「黄砂」26.5%であった。

- ・ 関心のある環境問題の上位6位までの項目は、過去3年間（H26～28）変化がない。これらの割合を時系列でみると、全般的に低下の傾向がみられる。
- ・ 関心のある環境問題は地域性が大きく、「都市の中心部で気温が高くなるヒートアイランド現象」は関東で33.3%と高く、大気汚染は九州・沖縄で52.2%と最も多い。黄砂は西日本側で高い傾向がある。

※「事故由来放射性物質」とは、H23.3.11に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下同じ）

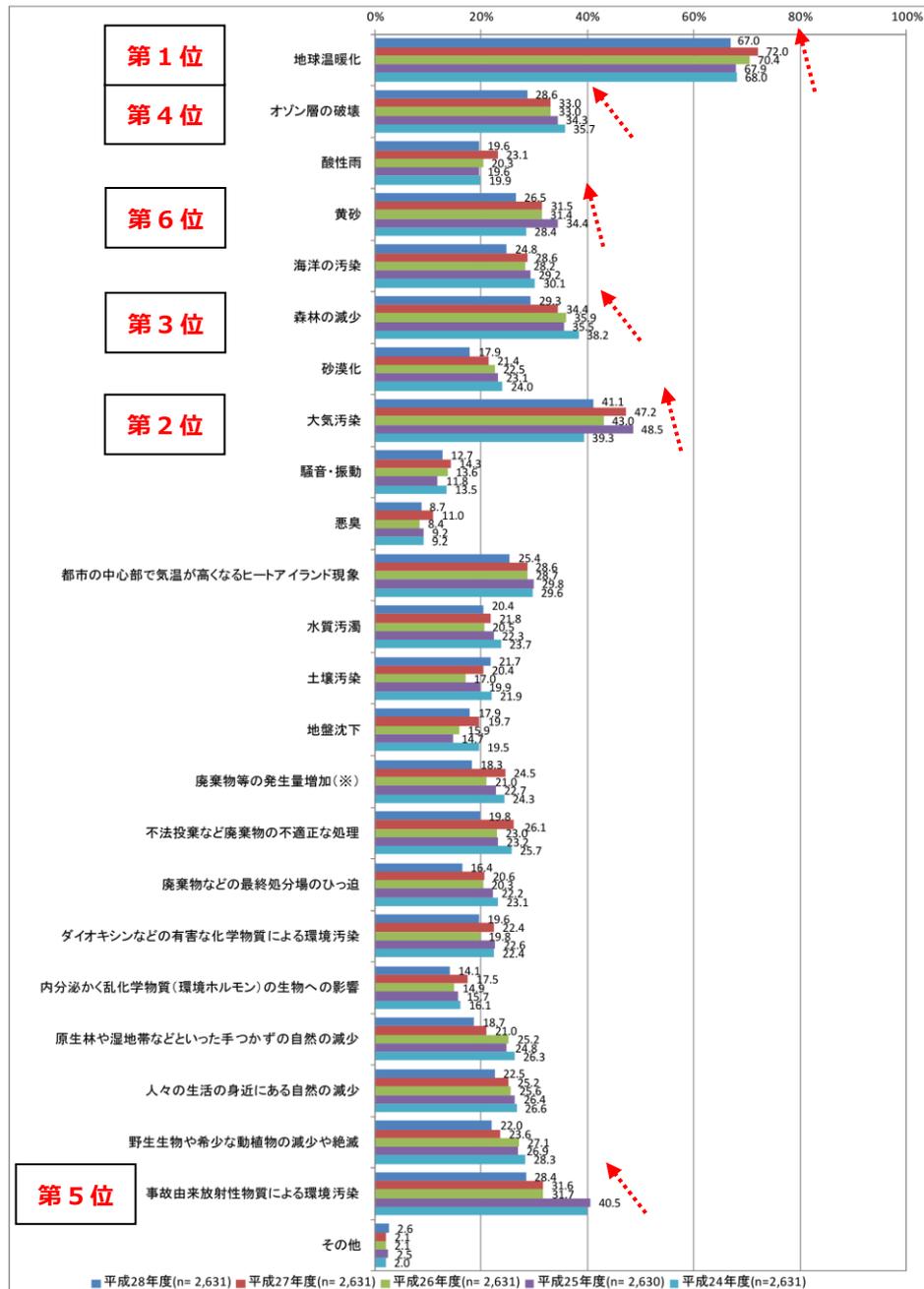


図 関心のある環境問題の変化（時系列）

2.2 近年の環境の状況についての実感

(1) 近年の実感

- 近年の環境の実感は、地域レベル、国レベル、地球レベルと規模が大きくなるにつれて、「(やや)悪化している」(「やや悪化している」及び「悪化している」の合計)と感じている人が多い。国レベル及び地球レベルでは、「(やや)悪化している」と感じている人が半数を超えるが、地域レベルではおよそ半数の人が「変わらない」と感じている。

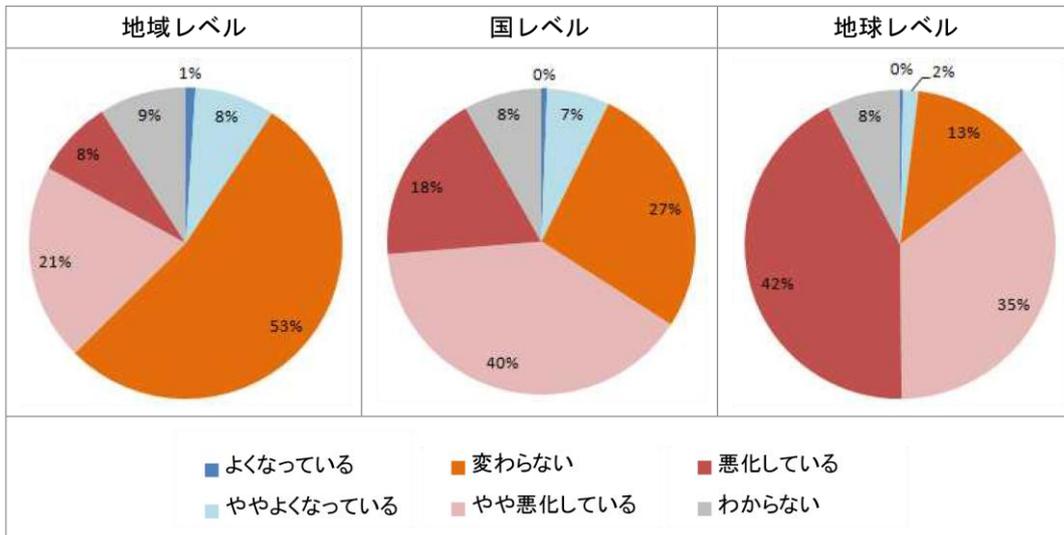


図 近年の環境の状況についての実感

(2) 近年の環境改善を実感する理由

- ・近年の環境の状況について、地域レベル、国レベル、地球レベルの各レベルで「(やや) よくなっている」と回答した人にその理由を複数選択可として聞いたところ、地域レベルでは「不法投棄など廃棄物の不適正処理対策が成果を上げているから」が最も多く 30.1%となった。その他で多い回答は、「大気汚染対策が成果を上げているから」が 28.5%、次いで「水質汚濁対策が成果を上げているから」と「人々の生活の身近にある自然環境保全対策が成果を上げているから」が 27.2%である。分野としては、廃棄物関連分野は選択する人が多い。

n=246

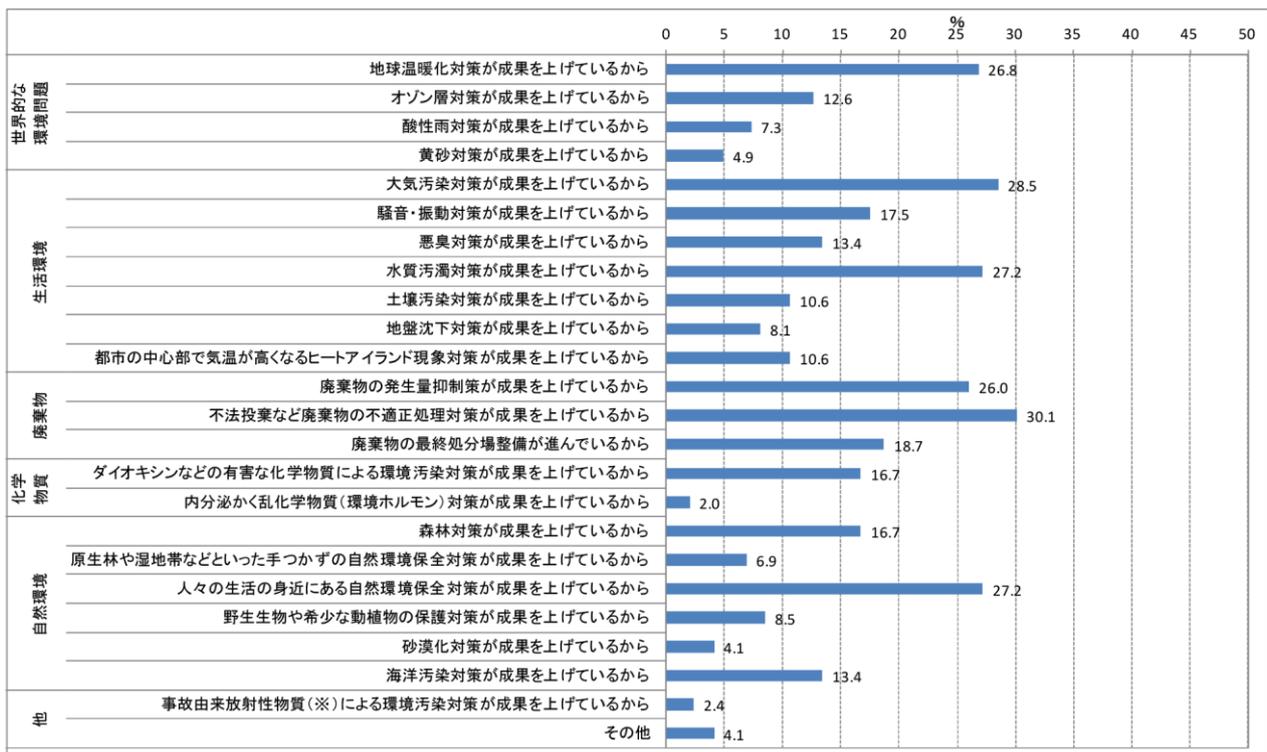


図 近年の環境改善を実感する理由 (地域レベル)

※前問 (近年の環境の状況についての実感に関する問) で「よくなっている」または「ややよくなっている」と回答した人を対象としたもの

(3) 近年の環境悪化を実感する理由

- ・近年の環境の状況について、地域レベル、国レベル、地球レベルの各レベルで「(やや) 悪化している」と回答した人にその理由を複数選択可として聞いたところ、地域レベルでは「地球温暖化が進んでいるから」が最も多く 48.5%となった。その他で多い回答は、「人々の生活の身近にある自然が減少しているから」が 29.1%、次いで「森林が減少しているから」が 22.3%となった。
- ・なお、「人々の生活の身近にある自然が減少しているから」については、地域レベルでの「改善を実感する理由」においても割合が高く、いずれも身近な環境問題として認識しやすい項目であるためか、成果を上げているのか状態悪化が進んでいるのかの実感がわかる項目となった。

n = 749

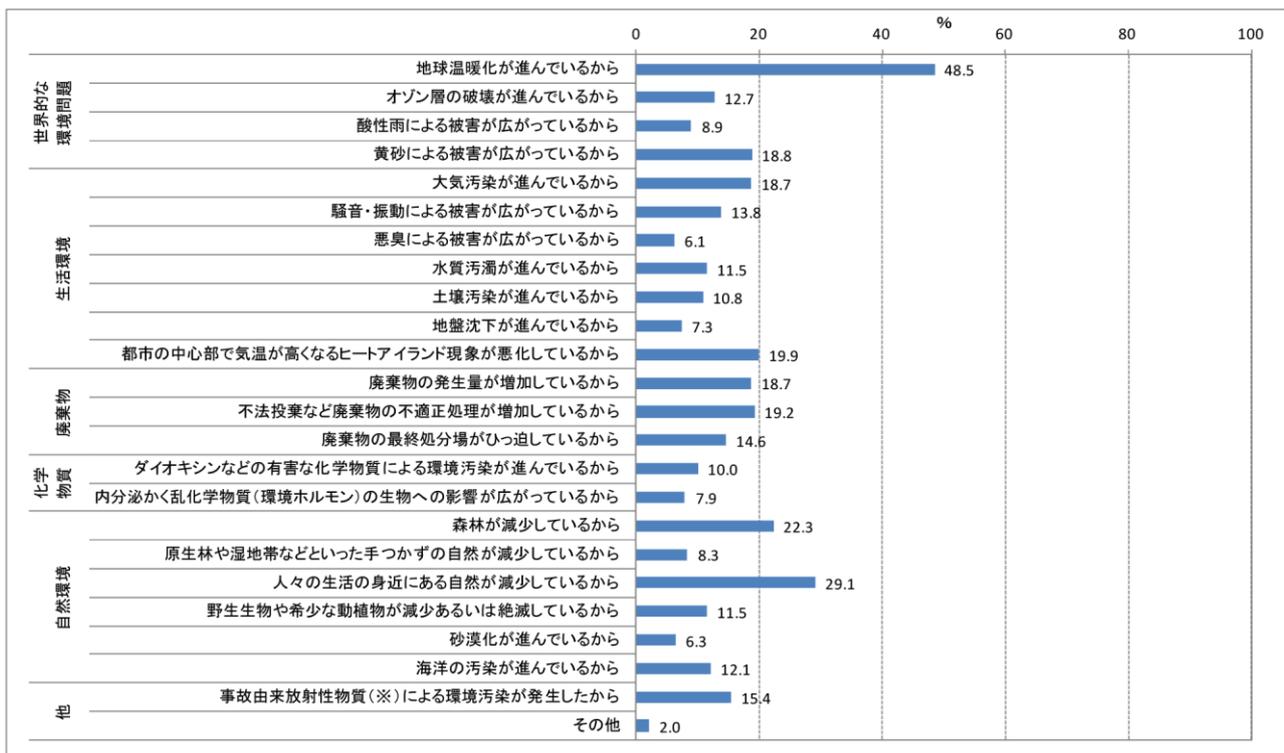


図 近年の環境悪化を実感する理由（地域レベル）

※2つ前の問（近年の環境の状況についての実感に関する問）で「やや悪化している」または「悪化している」と回答した人を対象としたもの

2.4 今後の環境の状況に対する不安

(1) 今後の環境の状況に不安を感じるか

- ・「今後の環境の状況に対して不安を感じることもあるか」については、「不安を感じることもある」が 83.4%、「不安を感じることはない」が 16.6%となった。

(2) 特に不安を感じる項目

- 特に不安を感じる項目について、最大3つまで順位を付けた上での回答を求めた。回答時の順位を勘案せず、回答された件数としては「地球温暖化」が1,596件と最も多く、次いで「事故由来放射性物質による環境汚染」が673件、「大気汚染」が582件となった。「最も不安を感じる」項目としては「地球温暖化」が1,177件と最も多く、「2番目に不安を感じる」項目としては「オゾン層の破壊」が365件と最も多くなった。

n=2,193

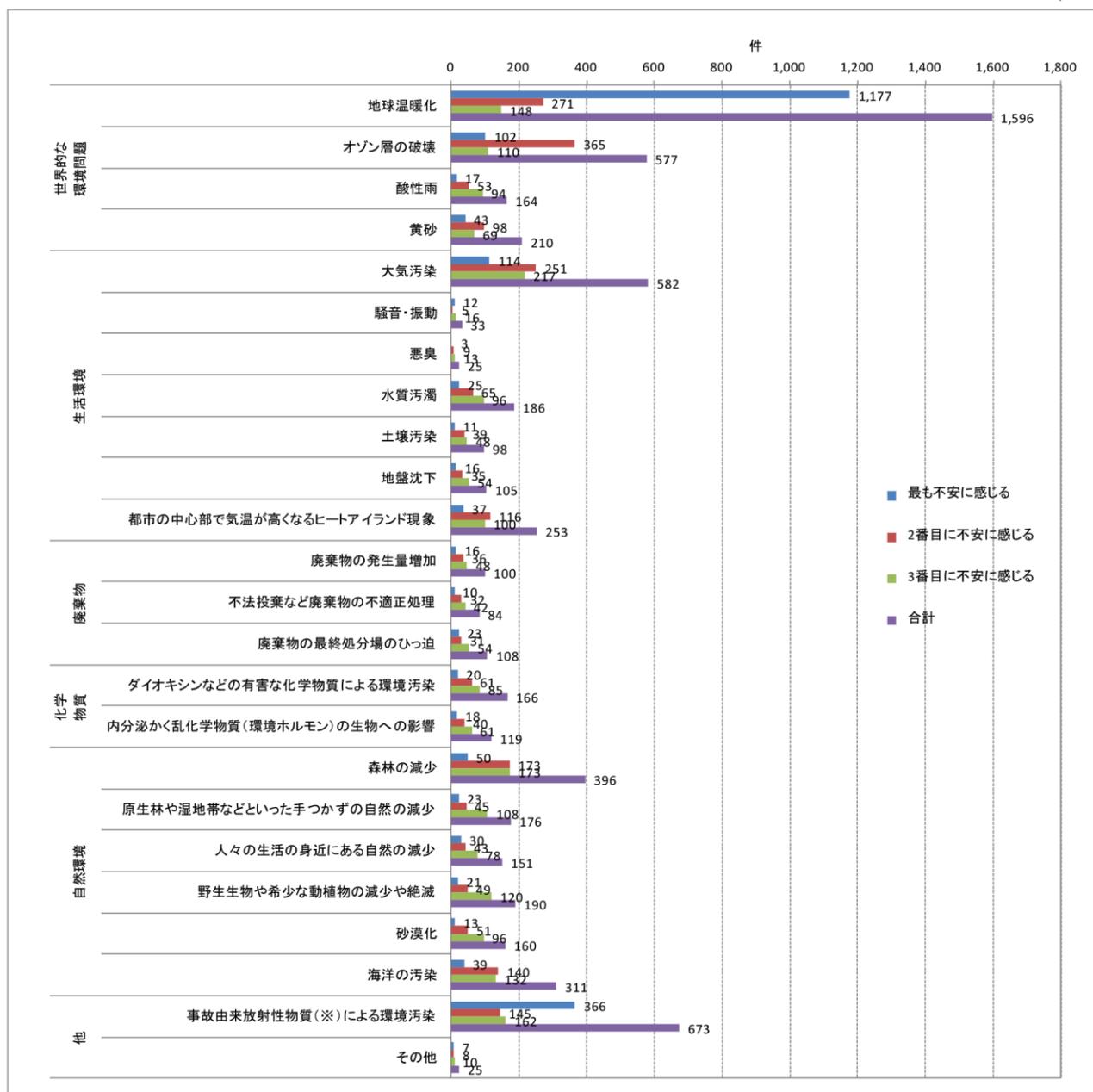


図 特に不安を感じる項目について

※前問で「不安を感じることもある」と回答した人を対象としたもの

2.5 環境問題に対する考え方等への意見・考え

- 環境問題に対するいくつかの考え方等について、そう思うかどうかを聞いたところ、全ての項目で「そう思う」（「大変そう思う」及び「ややそう思う」の合計）が「そう思わない」（「あまりそう思わない」及び「全くそうは思わない」の合計）よりも大きくなった。「環境保全の取組を進めることは、経済の発展につながる」以外の項目では、「そう思う」が80%以上と非常に高い割合となった。一方、平成26年度から今年度にかけて、すべての項目で「そう思う」との回答が減っている。

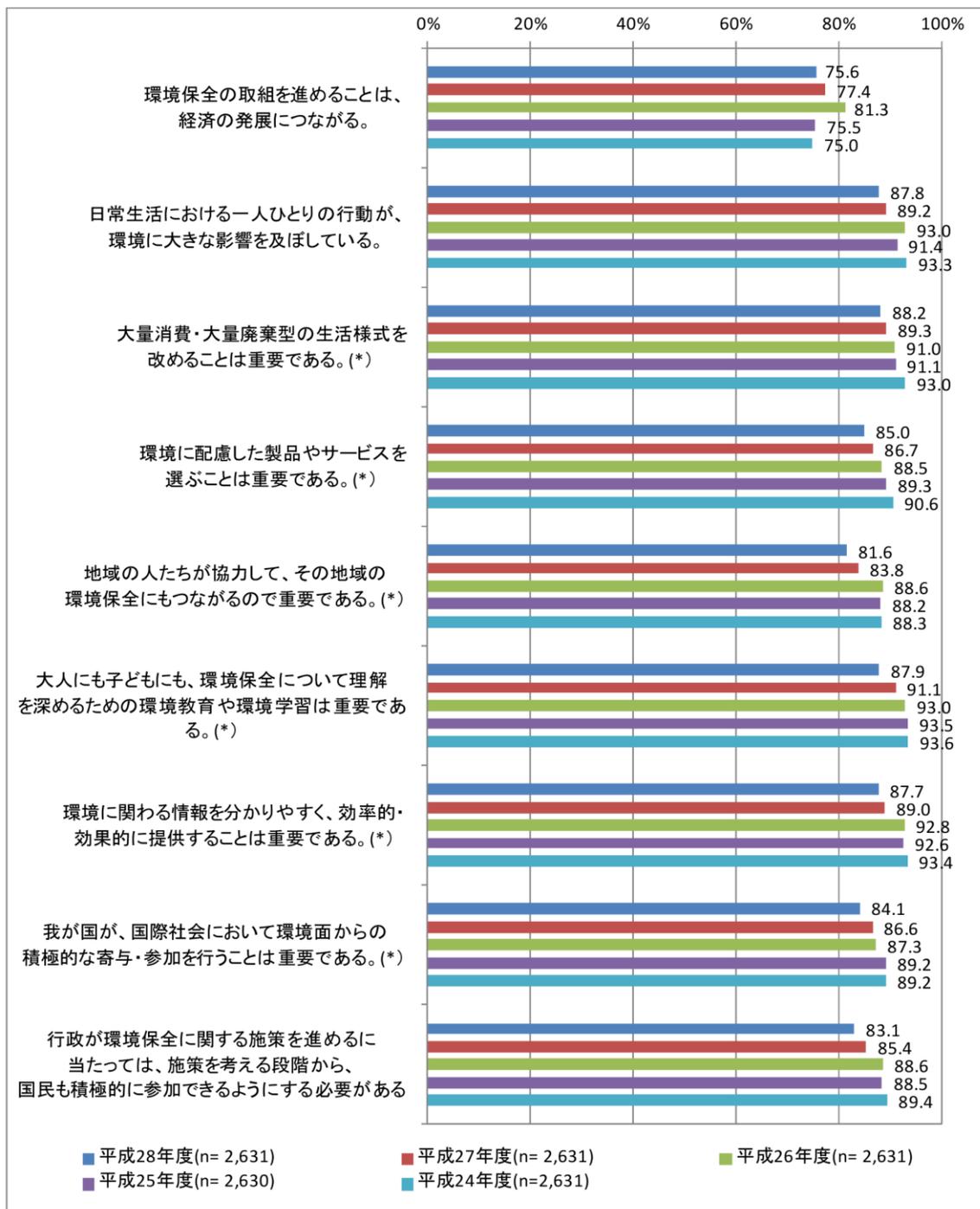


図 環境問題に対する考え方へ賛成の割合（時系列）

※「大変そう思う」及び「ややそう思う」の合計

2.6 環境配慮行動の実施意向

- ・環境配慮行動の実施意向を聞いたところ、「すでに行っており今後も引き続き行いたい」との回答は、「ごみを地域のルールに従ってきちんと分別して出すようにする」が最も多く78.5%となった。「日常生活において節電等の省エネに努める」(72.1%)、「日常生活において節水に努める」(66.4%)、「油や食べかすなどを排水口から流さない」(65.6%)も約7割と高い割合となった。
- ・「これまでに行ったことはないが今後は行いたい」人の割合は「講習会等で得た環境保全に関することを実践する」が最も多く45.9%となった。
- ・「すでに行っており今後も引き続き行いたい」及び「これまでに行ったことはないが今後は行いたい」の合計である「今後行いたい」人の割合が8割を超えたのは、以下の項目となった。また、「今後行いたい」人の割合が最も低いものは「体験型の環境教育・環境学習活動に参加する」(52.6%)となった。

【「今後行いたい」人の割合が8割以上の項目】

- 「ごみを地域のルールに従ってきちんと分別して出すようにする」：87.5%
- 「日常生活において節電等の省エネに努める」：86.7%
- 「油や食べかすなどを排水口から流さない」：84.6%
- 「日常生活においてできるだけごみを出さないようにする」：83.3%
- 「日常生活において節水に努める」：82.9%

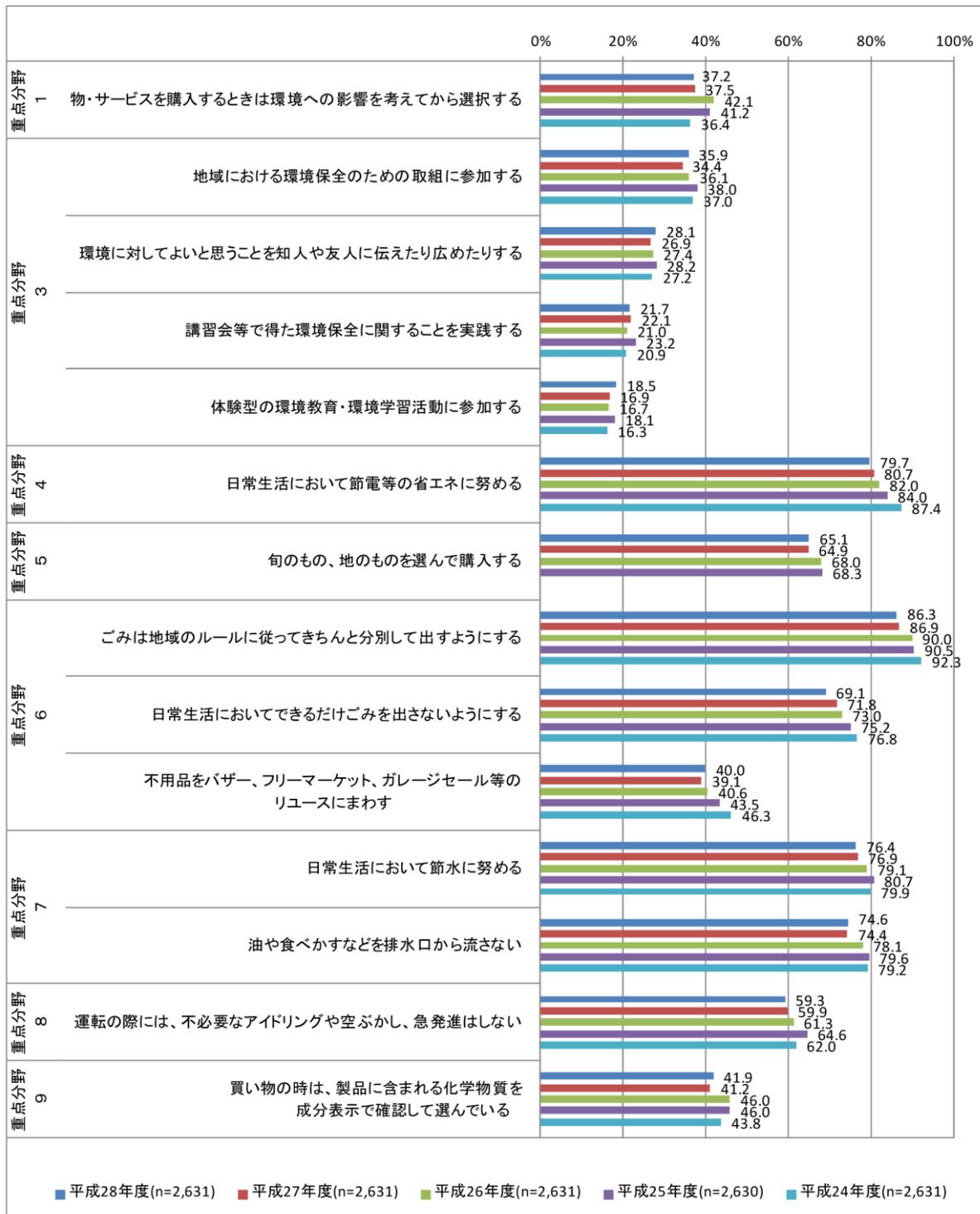


図 環境配慮行動を実施している人の割合（時系列）

※ 「すでに行っており今後も引き続き行いたい」及び「すでに行っているが、今後はあまり行いたくない」の合計

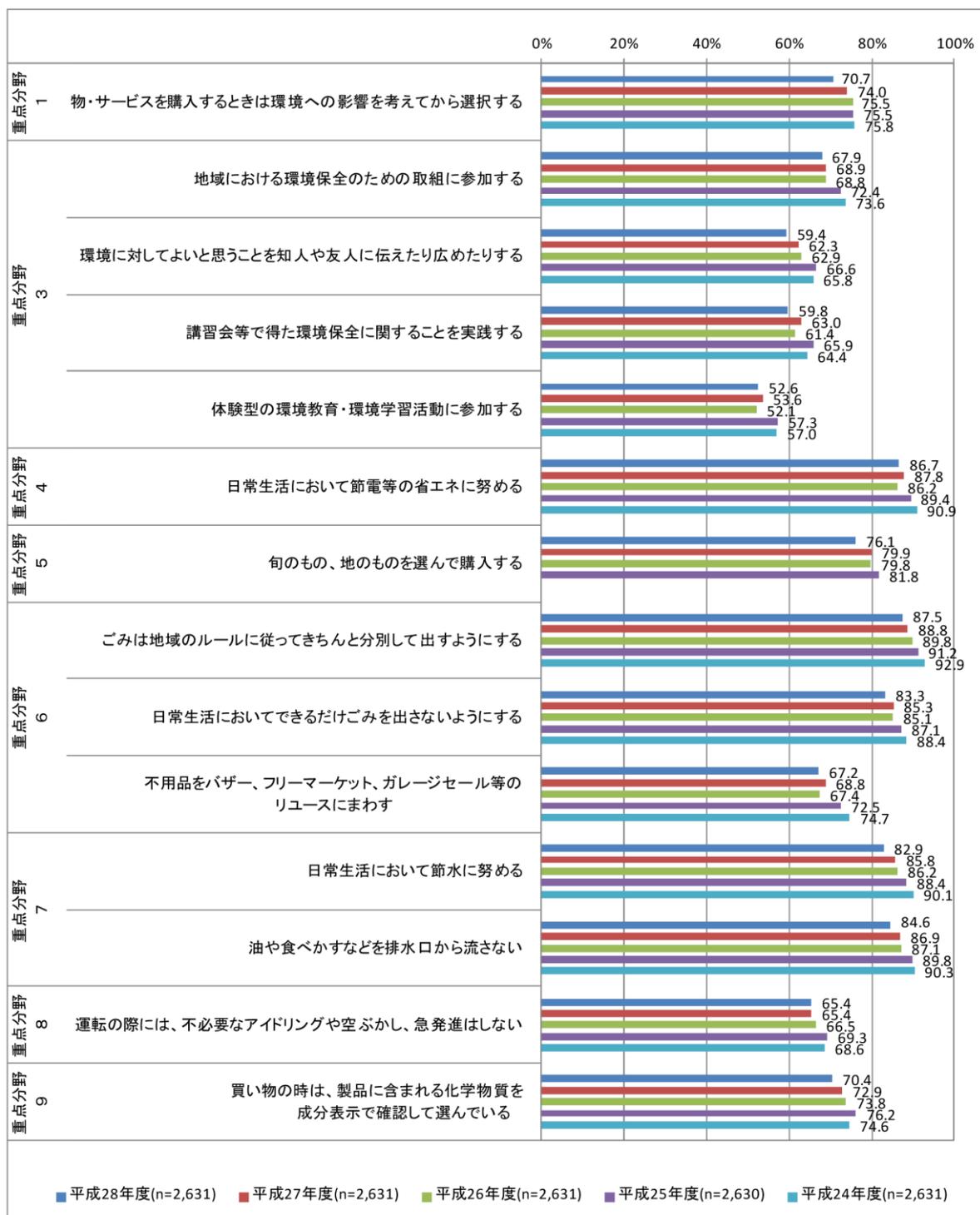


図 環境配慮行動を今後実施したい人の割合（時系列）

※ 「すでに行っており今後も引き続き行いたい」及び「これまでに行ったことはないが今後は行いたい」の合計

2.11 地方公共団体の環境行政への満足度及び今後求めること

- 地方公共団体の環境行政への満足度は、「(まあ)満足している」「満足している」及び「まあ満足している」の合計)の割合が 15.1%で、前年度(14.2%)より増加した。また、「(あまり)満足していない」「あまり満足していない」及び「全く満足していない」の合計)の割合も 24.1%となり、前年度(26.5%)よりも減少した。全体的には満足度が前年度よりも増加した。
- 地方公共団体の環境行政へ「満足していない」「あまり満足していない」及び「全く満足していない」の合計)人に、地方公共団体の環境行政へ求めることを聞いたところ、前年度から今年度にかけては「環境税等のグリーン税制の導入」、「環境技術の研究開発力強化に向けた取組推進」、「その他」の3項目で増加した。

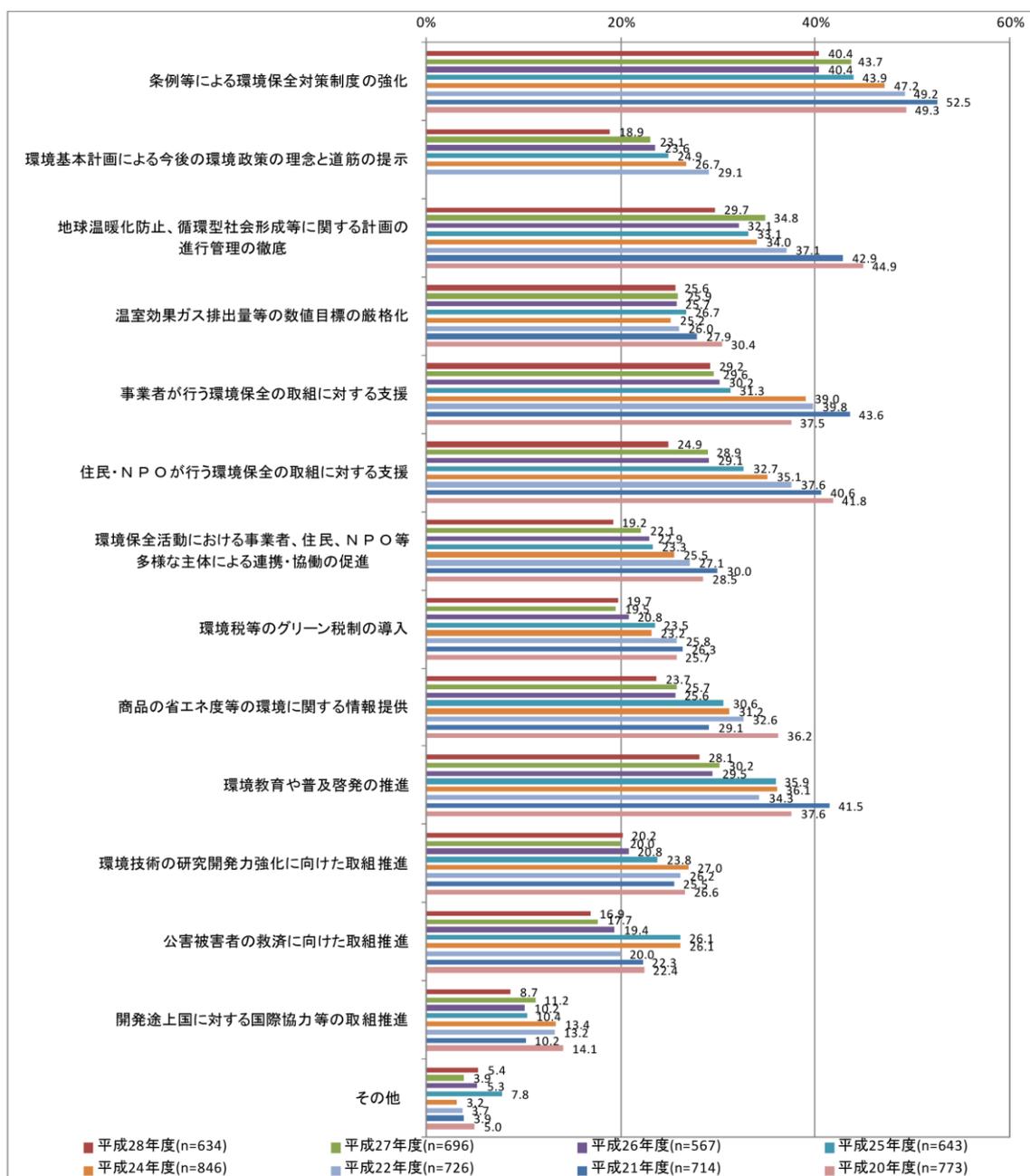


図 地方公共団体の環境行政に求めること（時系列）

※前問で「あまり満足していない」または「全く満足をしていない」と回答した人を対象としたもの

2.12 環境に対する関心の変化

- ・「5年程前と現在を比べた場合、環境に対する関心に変化したと感じるか」は、「前よりも関心が更に高まったと思う」（「もともと関心は高かったが、前よりも関心が更に高まったと思う」と「もともと関心は低かったが、前よりも関心が高まったと思う」の合計）が 42.8%であるのに対し、「前よりも関心が低下したと思う」（「もともと関心は高かったが、前よりも関心が低下したと思う」と「もともと関心は低かったが、前よりも関心が更に低下したと思う」の合計）は 11.2%であり、関心が高まった人の割合の方が低下した人の割合よりも高かった。
- ・世代別では、70歳代以上で「もともと関心は高かった」（「もともと関心は高かったが、前よりも関心が更に高まったと思う」と「もともと関心は高かったが、前と関心は変わらないと思う」と「もともと関心は高かったが、前よりも関心が低下したと思う」の合計）の割合が 67.5%と最も高かった。
- ・地域別では、「もともと関心は高かったが、前よりも関心が更に高まったと思う」については、関東地方が 24.6%と最も高かった。

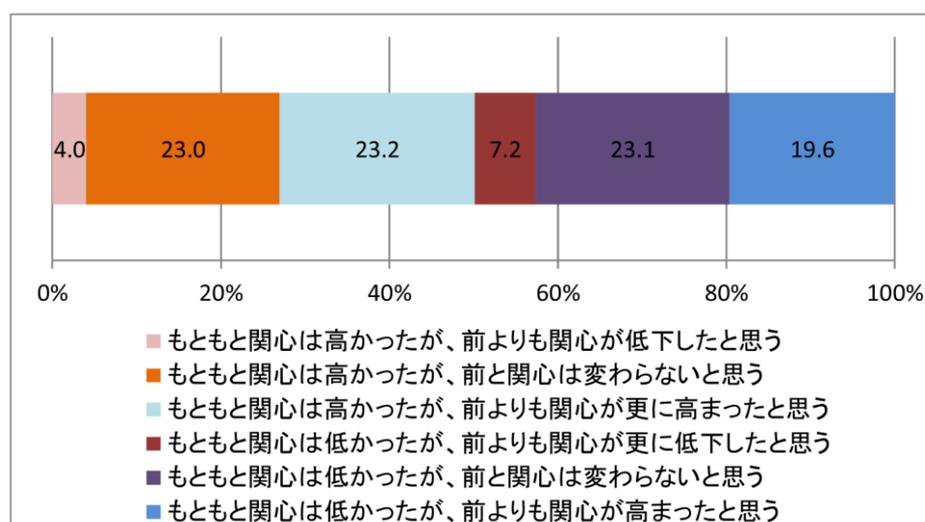


図 環境に対する関心の変化

第Ⅲ章 環境施策の検証

第ⅰ節 環境政策の動き

(1) 環境法の体系

- 我が国の環境政策の根幹を定める基本法として環境基本法が制定されており、その下に個別の環境法が位置づけられている。環境法の大まかな体系を以下に整理する。

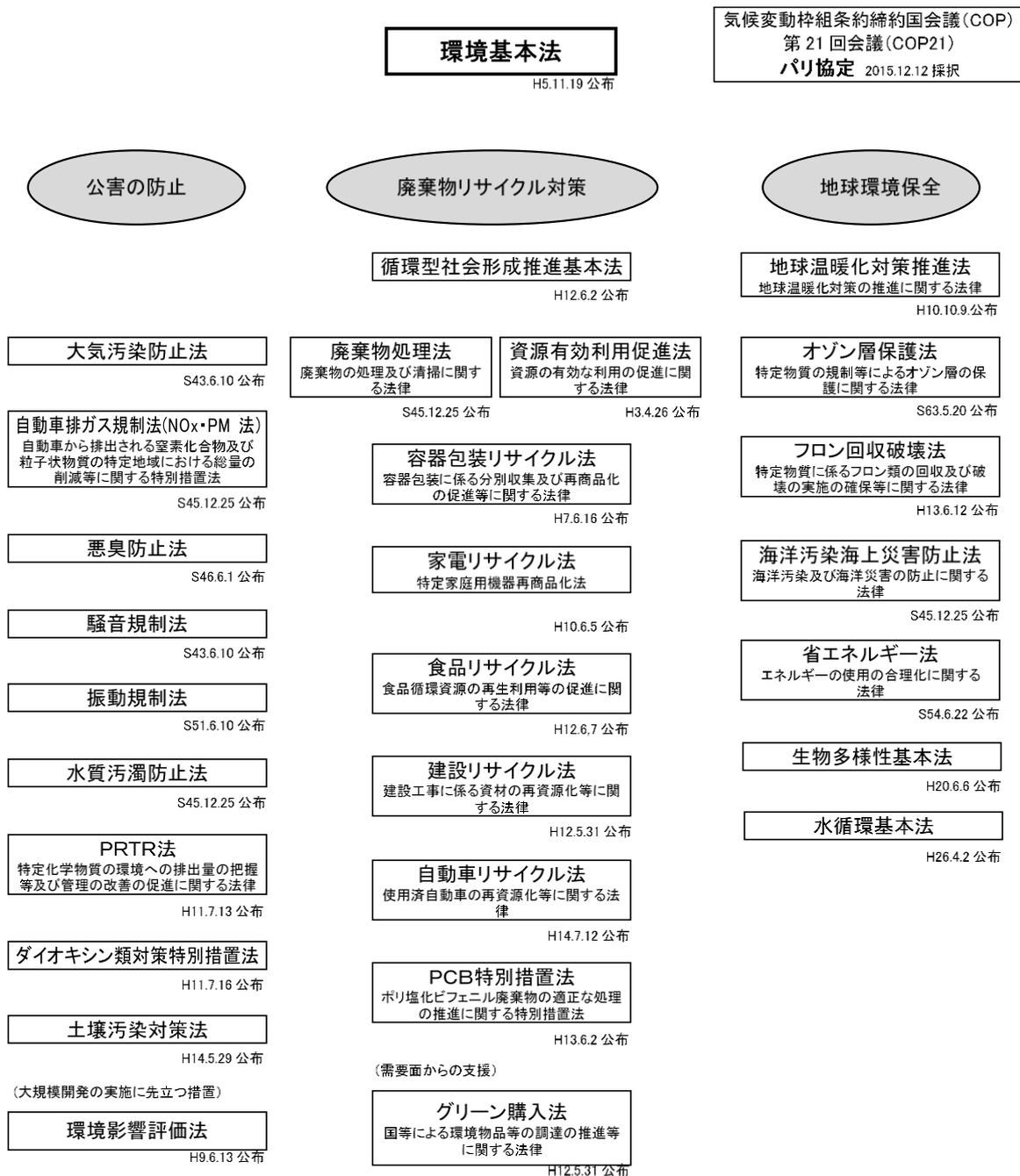


図 環境法の体系

資料：H28年度 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）、
循環型社会形成推進法の解説（循環型社会法制研究会）、環境法入門（梶川千賀子）

(2) 国の動き

①国の計画（第4次環境基本計画）の概要

【経緯等】

- ・環境基本計画は、環境基本法に基づいて定められる政府の環境施策の大綱を定める計画であり、現在の平成24年度の計画は、平成6年度、平成12年度、平成18年度に続く第4次の計画

【目指すべき持続可能な社会の姿】

- ・環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけ

【持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向】

1. 政策領域の統合による持続可能な社会の構築

- ・環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させる。
- ・各々の環境政策の分野の相互関係を踏まえた分野間の連携を図っていく。
(例：地球温暖化と生物多様性)

2. 国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化

- ・環境問題に関する国際交渉や国際環境協力を行うに当たっては、長期的な視野に立ち、我が国の国益と地球環境全体の利益の双方の観点から戦略的に取り組む。

3. 持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成

- ・自然環境を維持・回復し、国土のストックとしての価値を増大させていくとともに、国土から生み出される生態系サービスを持続可能なかたちで利用していく。
- ・新規を含む都市基盤や住宅のストック等についても、環境負荷が小さいものとなるように、質を高めるとともに、適切に維持管理・更新を進めていく。

4. 地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

- ・行政・企業・NPO・市民それぞれの主体が問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組むよう、環境教育や意識啓発を行う。

【重点分野】

1. 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進
2. 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進
3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進
4. 地球温暖化に関する取組
5. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組
6. 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組
7. 水環境保全に関する取組
8. 大気環境保全に関する取組
9. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

②関係法令、計画の策定状況

表 法令の制定、計画の策定等の状況（射水市第1次環境基本計画策定（H22.3）以降の主なもの）

年 度	年 月	内 容	生活環境	自然環境	快適環境	循環型社会	地球環境	市民協働
平成 22 年度	H22. 12	〔生物多様性地域連携促進法〕 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律		○				
平成 23 年度	H23. 8	〔災害廃棄物処理特措法〕 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法				○		
	H23. 8	〔再生可能エネルギー特措法〕 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法				○	○	
	H23. 8	〔放射性物質汚染対処特措法〕 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	○					
	H23. 12	東日本大震災復興特別区域法 *第 72 条_環境影響評価法の特例 等	○					
平成 24 年度	H24. 4	第四次環境基本計画 閣議決定	○	○	○	○	○	○
	H24. 6	環境基本法の改正 (原子力規制委員会設置法の附則による改正) *第 13 条_放射性物質の適用除外規定の削除	○					
	H24. 8	〔小型家電リサイクル法〕 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律				○		
	H24. 9	〔エコまち法〕 都市の低炭素化の促進に関する法律				○	○	
	H24. 10	地球温暖化対策のための税 創設					○	
	H25. 3	地球温暖化対策の推進に関する法律 改正					○	
平成 25 年度	H25. 11	〔農山漁村再生可能エネルギー法〕 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律				○	○	
平成 26 年度	H26. 4	水循環基本法			○		○	
	H26. 5	〔鳥獣保護管理法〕 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律		○				
	H26. 6	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律		○	○			○
平成 27 年度	H27. 4	都市農業振興基本法			○			
	H27. 4	〔フロン排出抑制法〕 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン回収・破壊法の改正）					○	
	H27. 6	水銀による環境の汚染の防止に関する法律	○					
	H28. 3	地球温暖化対策の推進に関する法律 改正					○	

注意：[] は法令等の略称、年月は公布時。

(3) 県の動き

①県の計画（富山県環境基本計画 H24.3 改定）の概要

（・国の第四次の基本計画の決定のほぼ同時期の平成 24 年 3 月に県環境基本計画を改定している。）

【経緯等】

- ・現在の平成 23 年度の計画は、平成 9 年度の当初策定、平成 15 年度の改定に続く計画

【計画の期間】

- ・平成 23 年度から概ね 10 年後の平成 33 年度まで

【計画の目標】

「水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら発展する富山」

【施策体系】

(分野ごとの施策の推進)

I. 循環型社会と低炭素社会づくりの推進

- | | |
|----------------------|----------------|
| 1 廃棄物の排出抑制、循環的利用等の推進 | 2 温室効果ガス排出量の削減 |
| 3 環境教育の推進と環境保全活動の拡大 | 4 技術開発と調査研究の推進 |

II. 自然環境の保全

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 自然保護思想の普及・啓発 | 2 自然とのふれあい創出 |
| 3 自然環境保全活動の推進 | 4 生物多様性の確保 |
| 5 人と野生鳥獣との共生 | |

III. 生活環境の保全

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止 | 2 環境改善対策の推進 |
| 3 県民等による自主的な環境保全活動の展開 | 4 環日本海地域における環境保全 |
| 5 イタイイタイ病の教訓の継承と発信 | |

IV. 水資源の保全と活用

- | | |
|------------|-------------------------|
| 1 水源の保全と涵養 | 2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用 |
| 3 水環境の保全 | 4 水を活かした文化・産業の発展 |

(分野横断的な施策の推進)

V. 県民・事業者・NPO・行政等が連携して取り組むネットワークづくり

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| 1 地域活動の活性化、NPO 等の育成、活動参加の促進 | |
| 2 事業者の環境保全活動の取組推進 | 3 各主体間での連携の促進 |

VI. 持続可能な社会構築に向けた人づくり

- 1 幅広い世代が参加する分野横断型の環境教育の推進
(循環型社会と低炭素社会づくり、生物多様性の確保等)

VII. 環境と経済の好循環の創出

- 1 環境付加価値による観光・地元産業等のブランド力アップ、地域活性化
- 2 環境・エネルギー技術を核とした新産業の育成

VII. 環境と経済の好循環の創出

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1 国際的な環境モニタリング体制等の構築 | 2 環境保全のための技術情報の共有 |
| 3 国際環境協力を担う人材の育成 | |

②関連計画の策定や取組状況

- ・以下の他に、教育・啓発活動として、「はじめてのエコライフ教室」、「とやまエコキッズ探検隊」、「水環境学習プログラム」、「水の恵みと海岸清掃体験ツアー」、「みんなできれいにせんまいけ大作戦」などが継続的に取り組まれている。

表 計画の策定や取組等の状況（射水市第1次環境基本計画策定（H22.3）以降の主なもの）

年 度	年 月	内 容	生活環境	自然環境	快適環境	循環型社会	地球環境	市民協働
平成 22 年度	H22. 8	第 6 期分別収集促進計画 策定				○		
	H23. 3	海岸漂着物対策推進地域計画 策定		○				
平成 23 年度	H23. 8	環境体験学習プログラム「とやまスーパーエコ塾」開催						○
	H23. 9	僧ヶ岳県立自然公園 新規指定			○			
	H24. 1	地球温暖化防止のための富山県庁行動計画（新県庁エコプラン）第 3 期計画 策定				○	○	
	H24. 3	とやま廃棄物プラン 改定 「ごみゼロ推進大運動」				○	○	○
	H24. 3	大気環境計画「ブルースカイ計画」改定	○					
	H24. 3	富山県環境基本計画 改定	○	○	○	○	○	○
平成 24 年度	H24. 4	県立イタイイタイ病資料館 設置						○
	H25. 2	とやま 21 世紀水ビジョン 改定		○	○			
	H25. 3	水源地域保全条例 制定		○	○			
平成 25 年度	H25. 8	とやまエコ・ストア制度 開始				○		○
平成 26 年度	H26. 6	立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例 制定	○					
	H26. 6	富山県希少野生動植物保護条例 制定		○				
	H26. 10	富山湾の「世界で最も美しい湾クラブ」加盟		○	○			
	H27. 3	富山県水環境計画「クリーンウォーター計画」改定		○	○			
	H27. 3	とやま「人」と「環境」にやさしい農業推進プラン 策定	○	○	○			
	H27. 3	地球温暖化対策推進計画「とやま温暖化ストップ計画」改定					○	
平成 27 年度	H27. 3	富山県希少野生動植物の保護のための基本方針 策定		○				
	H27. 10	全国豊かな海づくり大会 富山大会 開催		○	○			
平成 28 年度	H28. 5	G7 富山環境大臣会合 開催 北東アジア自治体環境専門家会合とやま宣言(2016 とやま宣言) 採択 (気候変動及び関連施策、海洋ごみ、資源効率性・3R)				○	○	○
平成 29 年度	H29. 10	食品ロス対策 3015 運動の提唱				○		

(4) 市の動き

①市の計画（第2次射水市総合計画）の概要

【経緯等】

- ・現在の平成26年度の計画は、平成19年の当初策定に続く計画

【計画の期間】

- ・平成26年度から平成35年度まで

【将来像と基本理念】

「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」

きらめく未来 ひろがる安心 あふれる元気

【まちづくりの基本方針】

- 1 豊かな心を育み誰もが輝くまち
- 2 健康でみんなが支え合うまち
- 3 個性に満ちた活気あふれるまち
- 4 潤いのある安心して暮らせるまち
- 5 みんなで創る開かれたまち

【環境分野に係る主な取組】（抜粋）

「基本方針：4 潤いのある安心して暮らせるまち」より

政策	施策	主な取組
41 自然と共に生きるまちづくり	①環境保全の推進	・エコアクション21承認取得への支援 ・衛生センターの整備 等
	②循環型社会の構築	・いみず環境チャレンジ10事業 ・地球温暖化対策市民会議の開催 ・グリーンカーテン事業の実施 等
43 快適で住みよいまちづくり	①住宅環境の充実	・老朽空き家解体・新築への補助 等
	②生活環境の充実	・公園施設の長寿命化 等

②関連計画の策定や取組状況

- ・第1次基本計画に基づき、太陽光発電システム設置補助金制度、各種環境講座、環境美化活動、環境フェアなどを継続的に取り組んできた。
- ・市民環境講座の内容としては、「手軽にできるエコクッキング」、「身近にできる省エネ」、「段ボールコンポスト」、「エコドライブ講習」（以上H23）、「親子ストップ温暖化教室」、「すぐできる冬の取組」（以上H24）、「富山の水環境」（H25）、「水辺の生き物観察会」（H26～28）などとなっている。
- ・また「環境とくらしをフェア」（H22～28）、「グリーンカーテン講習」（H23～28）、「県・市町村統一ノーマイカーウィーク」（H23～24）、海岸一斉清掃（H22、26）を実施してきた。
- ・H29年度においては、新たな取組として「食品ロス削減事業」を予定している。

表 計画の策定や取組等の状況（射水市第1次環境基本計画策定（H22.3）以降の主なもの）

年 度	年 月	内 容	生活環境	自然環境	快適環境	循環型社会	地球環境	市民協働
平成 22 年度	H22. 6～	射水市住宅用太陽光発電システム設置補助金制度				○	○	
	H22. 10～ H28. 10	射水市 環境とくらしフェア 開催			○	○	○	○
	H22. 7～ H28. 7	海岸一斉清掃（六渡寺、海老江、本江で毎年開催） （今年度も7/2に開催予定）		○	○			○
	H22. 5	地球温暖化対策事業 射水市環境チャレンジ10（市内小学校4年生）					○	○
	H22. 4	再資源化施設整備事業（旧焼却場の解体）				○		
	H22. 4	バイオマス利活用事業（廃食用油プラント整備補助 12月～3月末まで実証試験）				○		
平成 23 年度	H23. 6～ H28. 6	グリーンカーテンの育て方講習会 開催			○		○	○
	H23. 7～ H27. 8	市民環境講座 開催		○	○	○	○	○
	H23. 10、 H24. 5	県・市町村統一 ノーマイカーウィーク 実施	○			○		○
	H23. 12	廃食用油混合燃料プラント 完成				○		
	H23. 12	射水市ミライクル館プラザ棟に電気自動車用急速充電器1基を設置（電気自動車及び急速充電器整備事業）	○			○		
	H23. 4	内川橋梁 LED 照明ライトアップ及び照明省エネ回収（新規）				○	○	
平成 24 年度	H25. 3	県立大学による家庭用食廃油の回収開始（射水市バイオマス構想の一環）				○		
平成 25 年度	H25. 4	防犯灯への LED の導入促進（防犯灯への LED 導入に向けた計画策定）					○	
平成 26 年度	H26. 4	全国豊かな海づくり大会推進事業		○	○			○
	H26. 4	LED 防犯灯管理事業（防犯灯の LED 化に係るリース）					○	
	H26.	電気自動車用充電施設整備事業					○	
	H26. 7	ハイブリッドトラム実走事業（実走期間 7/21～8/13） 7/21 オープニング記念式典、電車フェスタ 7/27 富山新港新湊祭り（展示） 8/2 鉄道技術講習 7/22～8/13 試乗会	○					
	H27. 3	第2次射水市総合計画 策定	○	○	○	○	○	○
平成 27 年度	H27. 6	コミュニティバス「モーニング快速便」社会実験					○	
	H27. 4	全国豊かな海づくり大会推進事業（射水市推進協議会補助金及び県実行委員会負担金）		○	○			○
	H27. 4	防犯灯 LED 化計画作成業務（防犯灯への LED 導入に向けた計画策定）					○	
平成 28 年度	H28. 4	電気自動車導入促進事業（電気自動車の購入、電気自動車導入補助金）					○	
	H28.	防犯灯 LED 化事業（電球の切替防犯灯 136 基）					○	
	H28. 10	新庁舎開庁に伴うコミュニティバス運行の見直し					○	

第 ii 節 第 1 次基本計画の評価

(1) 数値目標の達成状況

施策体系	指標	当初 (H20 年度)	現状 (H27 年度)	目標 (H29 年度)	目標設定の考え方
1 健康で安全な生活環境の確保	①大気汚染常時観測における大気環境基準	100%	100% (◎)	100%	100%達成の維持 3ヶ所
	②公共用水域における水質環境基準	100%	100% (◎)	100%	100%達成の維持 河川 5ヶ所 BOD、 海域 4ヶ所 COD
	③ごみの不法投案件数	31 件	38 件 (△)	0 件	ゼロを目指す
2 人と自然環境の共生	①市民参加による森づくりの年間延べ参加人数	151 人	869 人 (◎)	200 人以上	
3 うるおいとやすらぎのある快適環境の創出	①公共下水道の整備率	89.2%	87.0% (△)	100%	100%を目指す
	②公共下水道への接続率(=水洗化率)	84.0%	92.0% (◎)	90.5%	
4 循環型社会の構築	①一人一日当たりのごみ排出量	1,054 g (H18)	1,117 g (△) *従来基準による 958 g (◎)	989 g 以下	*H26 年度からごみ排出量の算定基準が変更(事業系資源ごみを含む) H18 年度と比較して 6.2%以上削減を目指す
	②リサイクル率	20.0%	30.9% (◎) *従来基準による 19.4% (△)	23.2%以上	*H26 年度からリサイクル率の算定基準が変更(事業系資源ごみを含む)
5 地球環境の保全	①一般家庭における太陽光発電システム設置数	217 戸	880 戸 (○)	約 1,200 戸以上	一戸建て住宅数の 5%以上を目指す
	②公共交通機関(万葉線)の年間利用者数	1,140,128 人	1,185,156 人 (△)	125 万人以上	
6 市民協働による環境の保全及び創造	①アダプトプログラム登録数	46 件	61 件 (△)	70 件以上	
	②エコアクション 2.1 の認証取得事業所数	13 事業所	12 事業所 (△)	53 事業所以上	H18 年度と比較して 40 以上増を目指す

現況値の出典：第 1 次射水市環境基本計画

注意：4①一人一日当たりのごみ排出量、4②リサイクル率については、H26 年度からごみ排出量の算定基準が変更(事業系資源ごみの算入)となったため、単純な比較はできない。従来基準による値が当初時と同じ基準による実績値。

注意：現状の判定については、「◎__既に目標達成の水準にある」、「○__目標達成に至っていないが順調に推移している」、「△__目標達成が難しいと予想される、状況が低下・悪化している」とした。

経年実績の把握

施策体系	指標	当初 (H20年度)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	目標 (H29年度)	備考 (出典、算定等)
1 健康で安全な生活環境の確保	①大気汚染常時観測における大気環境基準	100%						100%	100%	100%	
	②公共用水域における水質環境基準	100%					100%	100%	100%	100%	
	③ごみの不法投棄件数	31件			19件	28件	30件	38件	48件	0件	
2人と自然環境の共生	①市民参加による森づくりの年間延べ参加人数	151人				422人	1,022人	869人	839人	200人以上	
	①公共下水道の整備率	89.2%	86.6%	86.7%	86.8%	86.8%	86.9%	87.0%	87.2%	100%	
3うるおいとやすらぎのある快適環境の創出	②公共下水道への接続率(=水洗化率)	84.0%	86.6%	87.9%	89.6%	90.7%	91.4%	92.0%	92.4%	90.5%	
	①一人一日当たりのごみ排出量 【参考】従前基準による排出量	H18) 1,054g	934g	948g	967g	963g	1,105g	1,117g		989g以下	*H26から算定基準が変更
4循環型社会の構築	②リサイクル率 【参考】従前基準によるリサイクル率	20.0%	21.7%	20.1%	17.0%	20.8%	31.1%	30.9%		23.2%以上	*H26から算定基準が変更
	①一般家庭における太陽光発電システム設置数 【参考】補助件数	217戸	91件	104件	146件	160件	100件			約1,200戸以上	*累計
5地球環境の保全	②公共交通機関(万葉線)の年間利用者数	1,140,128人		1,229,925	1,244,832	1,248,352	1,253,912	1,185,156人	1,155,508人	125万人以上	*補助(5万円/戸)はH26廃止
	①アダプトプログラム登録数 ②Ecoアクション21の認証取得事業所数	46件 13事業所	50件	53件	53件	58件	60件	61件	60件	70件以上 53事業所以上	*累計 *累計

・なお、第2次射水市総合計画では、「アダプトプログラム参加団体数」、「リサイクル率」、「水洗化率」を成果指標として設定しており、平成35年の目標値はアダプトプログラム参加団体数_70団体、リサイクル率_23.2%、水洗化率_95%となっており、アダプトプログラム参加団体数とリサイクル率については、第1次基本計画での目標値(H29目標)から変更なしである。

(2) 第1次計画の主な課題と第2次策定に向けた視点

■ 第1次基本計画の概要

項目	計画内容等
計画期間	平成22年度～29年度（8年間）
計画対象	①生活環境、②自然環境、③快適環境、④循環型社会、⑤地球環境、⑥市民協働
将来環境像	「未来につなげる豊かな自然 協働で創る環境のまち いみず」
基本目標	<p>1 健康で安全な生活環境の確保 [指標_大気基準、水質基準、ごみ不法投棄件数]</p> <p>2 人と自然環境の共生 [指標_森づくり参加者数]</p> <p>3 うるおいとやすらぎのある快適環境の創出 [指標_公共下水道整備率、下水道接続率]</p> <p>4 循環型社会の構築 [指標_一人一日あたりゴミ排出量、リサイクル率]</p> <p>5 地球環境の保全 [指標_一般家庭への太陽光発電システム設置数、万葉線の年間利用者数]</p> <p>6 市民協働による環境の保全及び創造 [指標_アダプトプログラム登録数、エコアクション21認証取得数]</p>
施策体系	・基本目標_6、施策の方向_16、具体的な施策_54
推進体制	<p>The diagram illustrates the implementation system. On the left, four committees (環境審議会, 廃棄物減量等推進審議会, 地球温暖化対策推進市民会議, 環境衛生協議会) interact with the City (市) through consultation (諮問) and proposal (提議). The City (市長, 市内推進委員会, 環境課(事務局)) provides information and public comments (情報提供, 参画、パブリックコメント) to citizens and businesses (市民、事業者等). A central box labeled '協働' (Collaboration) leads to '計画の推進' (Plan Implementation).</p>

■ 第 1 次基本計画の課題

項目	課題内容等
基本目標、 数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ●数値目標の進捗管理が十分ではなかった面がある。各年の達成状況（経年変化）の把握と庁内外への情報提供（周知）が十分ではなかった面がある。 ●数値目標の状況変化に応じた適宜見直し等が進まなかった面がある。状況変化により設定指標が有効性を失った場合や目標値の見込みが大きく変化した場合など、柔軟な見直し等を行うことができなかった面がある。（太陽光発電システム設置数、エコアクション認証取得数など）
施策の体系	<ul style="list-style-type: none"> ●施策体系の中は、環境施策としてはあまり関係の深くないものが位置づけられているなど、基本目標に基づく施策の体系が分かりにくくなっていた面がある。（農業振興策など） ●施策・事業の一体性や整合性に留意した位置づけが十分ではなかった面がある。具体的な施策での取組内容に関する記載は少なく、具体的な取組の方向性を確認しにくかった面がある。 ●上位関連計画との整合・調整に基づく、計画の適宜の見直し等が十分ではなかった面がある。（総合計画、バイオマス構想など） ●より重点的・優先的な取組等の位置づけの意識が弱いため、重点的な施策や取組の方向性を把握しにくかった面がある。
計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●各主体（市、事業者、市民、滞在者）の役割について方向づけを行っていたが、その具体的な取組（主に連携・支援方策等）の検討については十分ではなかった面がある。 ●計画に位置づけられている推進体制による進行管理が十分ではなかった面がある。また、PDCA サイクルによる点検・見直しの取組が十分ではなかった面がある。 ●各種の環境観測・監視の結果や事業成果を活かして、必要な対策の検討を随時進めていく必要がある。

■ 第 2 次基本計画策定に向けた基本的な視点

<ul style="list-style-type: none"> ●市環境施策の基本方針としての役割を意識する ●上位関連計画との整合性を確保、基本方向の一致を図る ●施策体系に基づき、具体的な施策（取組）について分かりやすく位置づけを図る ●事業者、市民、関係団体等の各主体の参加と連携を重視した施策・事業の位置づけを図る （各主体の活動指針との関連性を考慮した施策（取組）の検討） ●基本方針としての全体的な体系を整理しつつ、重点的な取組について位置づけを図る （総合計画での重点プロジェクトとの整合性を図る） ●計画の管理・評価の実効性を確保するための実施方針の位置づけを図る （実際に機能する推進体制、具体的な進行管理・評価の方法など）
